

令和3年度版

# — 山形県子ども・若者白書

令和4年3月





# 第1部 子ども・若者の現状

## 第1章 子ども・若者の人口

1 子ども・若者の人口推移	1
2 地域別の子ども・若者人口	3
3 若者の県外流出の状況	4

## 第2章 子ども・若者の生活習慣と意識・行動

1 基本的生活習慣	5
（1）朝食を毎日食べている児童生徒の割合	5
（2）児童生徒の就寝時間の状況	5
2 子どもの意識	6
3 子ども・若者の行動	7
（1）児童生徒によるボランティア活動の状況	7
（2）地域青少年ボランティア活動の状況	7
（3）主な少年団体とその加入状況	7
（4）青年の団体・グループとその加入状況	8
（5）地域おこし協力隊の活動状況	10

## 第3章 子ども・若者をめぐる社会環境の変化

1 情報化社会の進展状況	11
（1）小中学生のインターネットにつながる情報端末の所有状況	11
2 子ども・若者を取り巻く有害環境等	11
（1）SNSに起因した被害児童数の推移	11
（2）本県におけるSNSに起因した福祉犯被害数	12
（3）子供を対象とした犯罪・声かけ等事案／薬物犯罪の状況	12

## 第4章 若者(15~34歳)の労働

1 若者の就労状況	14
（1）産業別就労人口	14
（2）若者の就業状態	15
（3）雇用者(役員を除く)の雇用形態	16
（4）若年男女別の現金給与額の状況	17
（5）若者の失業率の推移	17
2 新規学卒者の状況	18
（1）高等学校卒業後の状況	18
（2）新規学卒者(中学校、高等学校)の職業紹介状況の推移	18
（3）新規学卒者(中学校、高等学校)の産業別・規模別新規求人受理状況	20
（4）在職期間別離職状況(高校卒業者)	21

## 第5章 困難を有する子ども・若者

1 若年無業者(ニート)・フリーターの状況	22
(1) 若年無業者の割合	22
(2) フリーター・若年無業者数の推移	22
(3) 新卒無業者の状況	23
2 ひきこもり等の状況	24
(1) 困難を有する若者に関するアンケート調査	24
(2) ひきこもりに関する推計(内閣府推計値)	25
(3) ひきこもり等の相談件数	26
3 不登校の状況	27
(1) 学校数及び児童・生徒数	27
(2) 長期(30日以上)欠席の児童・生徒数(小学校・中学校)	28
(3) 高等学校の不登校生徒数	29
(4) 不登校の要因	30
4 高等学校における中途退学の状況について	31
(1) 中途退学者数と割合の推移	31
(2) 高等学校中途退学の理由について	31
5 障がいのある子ども・若者	32
(1) 身体障がい児・知的障がい児の数	32
(2) 県発達障がい者支援センターにおける相談件数	32
(3) 特別支援学校在籍者数(国立を含む)	33
(4) 特別支援学級在籍者数	33
6 少年非行の状況	34
(1) 非行少年等の概況	35
(2) 刑法犯少年	36
(3) 特別法犯少年	37
(4) 触法少年	38
(5) ぐ犯少年	39
(6) 不良行為少年	39
7 いじめの認知件数	41
8 暴力行為の発生状況(小中高合計)	42
9 子どもの貧困	43
(1) 子どもの貧困率(全国)	43
(2) 生活保護世帯の増加	44
(3) 就学援助をうけている児童生徒の増加	44
10 子どもの虐待	45
(1) 児童虐待の状況	45
(2) 児童虐待の内容	46

# 第2部 子ども・若者育成支援施策の実施状況

## 第1章 令和3年度における主な取組み

1 子ども・若者の育成と自立に向けた支援	47
(1) 子ども知事室	47
(2) 青少年健全育成県民運動の展開	47
(3) インターネット環境に関する取組み	49
(4) 有害環境浄化の取組み	50
(5) インターネット上の有害情報	52
(6) 深夜遊技施設及び図書類取扱い店等立入り調査状況	53
2 若者が活躍できる環境づくりの推進	55
(1) 審議会における若者委員登用の推進	55
(2) 輝く県民活躍大賞	56
(3) 若者支援コンシェルジュ事業	57
(4) やまがた若者情報発信事業	58
(5) やまがた若者元気発信事業	58
3 困難を有する子ども・若者や家族への支援	59
(1) 若者相談支援拠点の設置・運営	59
(2) 子ども・若者支援の地域支援ネットワークの形成	59

## 第2章 山形県子ども・若者ビジョンにおける施策体系

1 「山形県子ども・若者ビジョン」における施策体系	61
2 令和3年度子ども・若者育成文牛関係施策実施状況及び令和4年度関係施策の概要	64

## 参考資料

1 子ども・若者育成支援推進法	86
2 山形県青少年健全育成条例	92
3 山形県青少年健全育成審議会運営細則	106
4 山形県子ども・若者育成本部設置要綱	107
5 山形県子ども・若者支援地域協議会設置要綱	109
6 山形県青少年専門員設置要綱	112
7 いじめ防止対策推進法	113
8 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例	123
9 山形県いじめ防止基本方針	126
10 令和3年度青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項	129
11 山形県青少年育成県民会議の取り組み	131
12 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動について	132
13 令和3年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開について	139
14 令和3年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動啓発ポスター	147
15 市町村青少年行政担当課名簿	148
16 子ども・若者にかかる窓口一覧	149
17 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分	150
18 毎月第3日曜日は「家庭の日」	151

## 本書の位置付け口

本書は、山形県青少年健全育成条例第6条の9に基づき、本県の青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況をとりまとめ、県民の皆様に広く紹介するために作成するものです。

また、掲載内容は、平成27年3月に策定した「山形県子ども・若者ビジョン」を考慮しています。

## 用語説明

本書は、0歳から40歳未満までの者を対象とします。

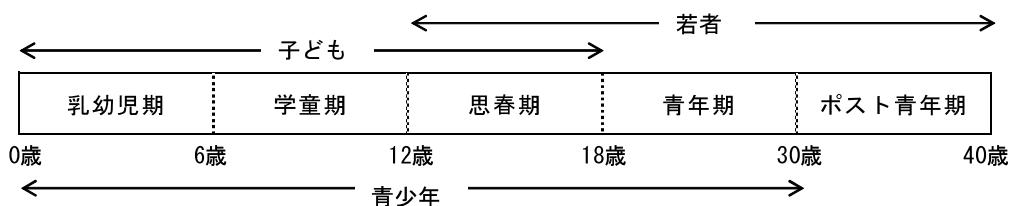
### ○「子ども・若者」の呼称について

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

- ・ 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。
- ・ 学童期は、小学生の者。
- ・ 思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。
- ・ 思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。
- ・ 青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。
- ・ ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。



# **第1部 子ども・若者の現状**



# 第1章 子ども・若者の人口

## 1 子ども・若者の人口推移

令和3年10月1日現在の本県の総人口は1,054,729人であり、このうち子ども・若者（0～39歳）の人口は、349,752人で、総人口の33.2%を占めている。

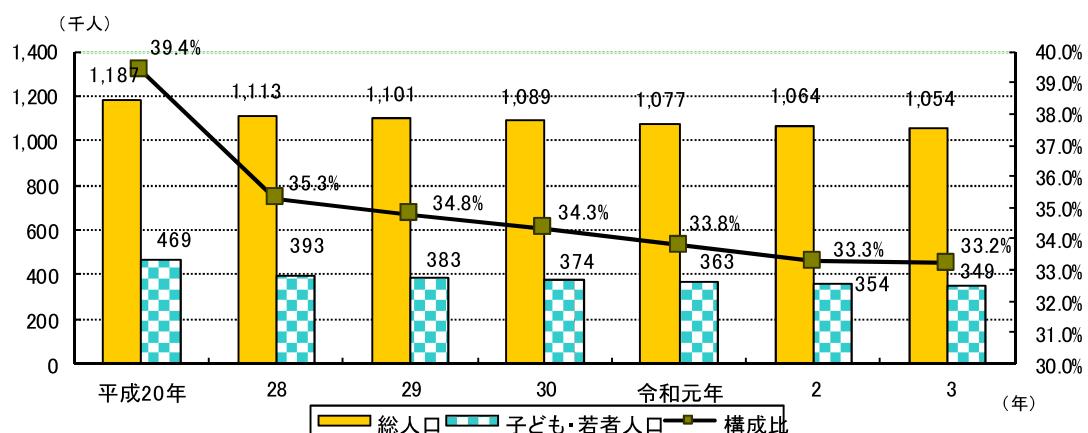
本県の人口に占める子ども・若者の割合は、年々減少しており、平成20年には4割を切り、令和3年は33.2%で平成20年より6.2ポイントの減少となっている。

また、年齢ごとの人口を見ると、令和3年10月1日現在の1歳の人口は6,278人と、最も多い71歳の人口19,485人の約32%程度となっている。

図表1-1 子ども・若者人口及び総人口に占める割合の推移

(単位：千人)

区分 年次	総人口	子ども・若者人口 (0～39歳以下)	構成比
平成20年	1,187	469	39.4%
28年	1,113	393	35.3%
29年	1,101	383	34.8%
30年	1,089	374	34.3%
令和元年	1,077	363	33.8%
2年	1,064	354	33.3%
3年	1,054	349	33.2%



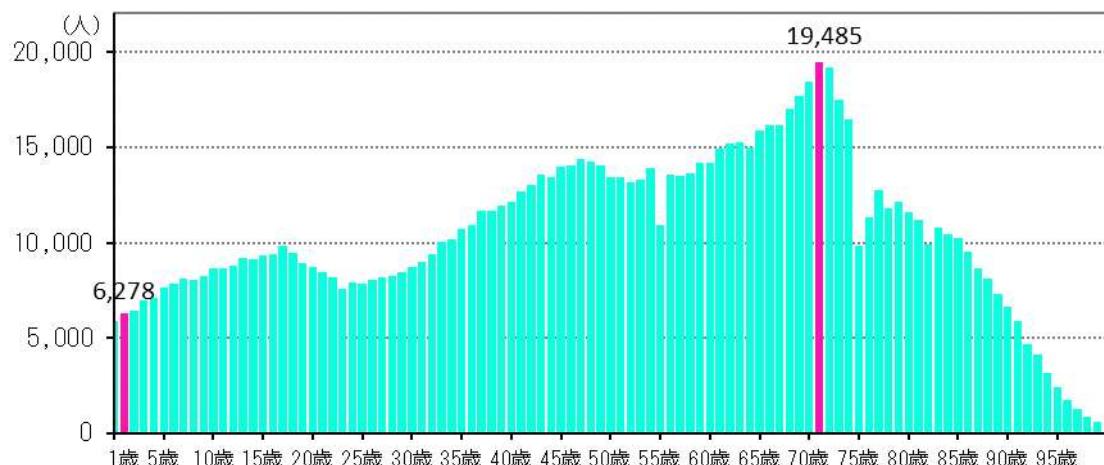
図表1-2 男女別の子ども・若者人口（令和3年）

(単位：人)

年齢階級	総数	男	女
0～4	32,703	16,757	15,946
5～9	39,793	20,370	19,423
10～14	44,379	22,799	21,580
15～19	46,956	24,235	22,721
20～24	40,795	21,764	19,031
25～29	40,790	21,569	19,221
30～34	47,394	24,390	23,004
35～39	56,942	29,228	27,714
計	349,752	181,112	168,640

資料：山形県社会的移動人口調査

図表1－3 年齢別人口（令和3年10月1日現在）（山形県）



資料：山形県社会的移動人口調査

## 2 地域別の子ども・若者人口

令和3年の子ども・若者人口（0～39歳、ポスト青年期を含む）の地域別割合は、市部が83.1%、郡部が16.9%となっている。

一方、総人口に占める子ども・若者人口の割合は、県全体が33.2%に対して、市部は34.2%、郡部は28.9%となっている。市町村別では、東根市が40.0%で最も高く、西川町が23.7%で最も低い。

**図表1－4 子ども・若者人口及び総人口に占める割合の推移  
(令和3年10月1日現在)**

(単位：人)

区分 市町村	総人口	子ども・若者人口（ポスト青年期を含む）										子ども・若者人口の割合	子ども・若者人口の地域別割合
		0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳				
総数	1,054,729	349,752	32,703	39,793	44,379	46,956	40,795	40,790	47,394	56,942	33.2%	100%	
村山地域	527,062	184,520	17,519	20,837	22,612	24,293	22,503	21,692	25,058	30,006	35.0%	52.8%	
最上地域	69,357	20,384	1,875	2,522	2,783	3,027	1,626	2,248	2,885	3,418	29.4%	5.8%	
置賜地域	198,863	65,732	5,866	7,255	8,426	8,626	8,832	7,578	8,676	10,473	33.1%	18.8%	
庄内地域	259,447	79,116	7,443	9,179	10,558	11,010	7,834	9,272	10,775	13,045	30.5%	22.6%	
市部計	850,631	290,697	27,291	32,485	35,915	38,476	35,706	34,483	39,540	46,801	34.2%	83.1%	
山形市	246,102	90,871	8,294	9,824	10,498	11,827	12,930	10,951	12,259	14,288	36.9%	26.0%	
米沢市	80,415	28,554	2,351	2,846	3,385	3,620	5,298	3,329	3,549	4,176	35.5%	8.2%	
鶴岡市	120,578	37,933	3,599	4,388	5,009	5,443	3,751	4,353	5,138	6,252	31.5%	10.8%	
酒田市	98,861	29,601	2,670	3,372	3,920	3,995	3,140	3,585	4,029	4,890	29.9%	8.5%	
新庄市	33,857	10,982	1,003	1,298	1,433	1,609	979	1,293	1,585	1,782	32.4%	3.1%	
寒河江市	39,892	14,291	1,519	1,692	1,778	1,840	1,412	1,609	2,060	2,381	35.8%	4.1%	
上山市	28,633	8,001	684	932	1,019	1,164	915	943	1,005	1,339	27.9%	2.3%	
村山市	21,958	6,191	538	701	863	921	616	716	837	999	28.2%	1.8%	
長井市	26,176	8,473	829	940	1,048	1,111	849	1,103	1,220	1,373	32.4%	2.4%	
天童市	61,802	22,894	2,453	2,635	2,842	2,751	2,364	2,789	3,224	3,836	37.0%	6.5%	
東根市	47,836	19,158	2,038	2,228	2,303	2,337	2,104	2,272	2,735	3,141	40.0%	5.5%	
尾花沢市	14,565	3,885	323	492	559	584	353	388	475	711	26.7%	1.1%	
南陽市	29,956	9,863	990	1,137	1,258	1,274	995	1,152	1,424	1,633	32.9%	2.8%	
郡部計	204,098	59,055	5,412	7,308	8,464	8,480	5,089	6,307	7,854	10,141	28.9%	16.9%	
山辺町	13,577	4,369	399	529	651	665	389	448	573	715	32.2%	1.2%	
中山町	10,595	3,251	271	398	436	462	345	375	394	570	30.7%	0.9%	
河北町	17,290	5,117	474	635	731	732	419	497	701	928	29.6%	1.5%	
西川町	4,780	1,134	93	128	181	189	99	116	137	191	23.7%	0.3%	
朝日町	6,190	1,539	137	169	223	236	140	172	209	253	24.9%	0.4%	
大江町	7,465	2,138	165	273	297	300	234	245	271	353	28.6%	0.6%	
大石田町	6,377	1,681	131	201	231	285	183	171	178	301	26.4%	0.5%	
金山町	4,927	1,434	127	187	201	218	107	156	202	236	29.1%	0.4%	
最上町	7,845	2,084	193	273	318	332	123	194	280	371	26.6%	0.6%	
舟形町	4,884	1,249	110	163	180	188	60	121	187	240	25.6%	0.4%	
真室川町	7,001	1,794	164	240	245	275	130	197	247	296	25.6%	0.5%	
大蔵村	2,949	840	78	112	133	130	46	84	118	139	28.5%	0.2%	
鮭川村	3,840	988	95	142	140	138	82	98	132	161	25.7%	0.3%	
戸沢村	4,054	1,013	105	107	133	137	99	105	134	193	25.0%	0.3%	
高畠町	22,100	7,329	661	935	1,031	983	719	834	968	1,198	33.2%	2.1%	
川西町	14,217	4,077	388	465	587	569	370	399	551	748	28.7%	1.2%	
小国町	6,949	1,902	139	243	274	321	145	218	243	319	27.4%	0.5%	
白鷹町	12,619	3,611	317	446	567	493	312	370	479	627	28.6%	1.0%	
飯豊町	6,431	1,923	191	243	276	255	144	173	242	399	29.9%	0.5%	
三川町	7,559	2,599	322	340	328	304	215	305	361	424	34.4%	0.7%	
庄内町	19,744	5,845	561	691	851	788	494	711	811	938	29.6%	1.7%	
遊佐町	12,705	3,138	291	388	450	480	234	318	436	541	24.7%	0.9%	

資料：山形県社会的移動人口調査

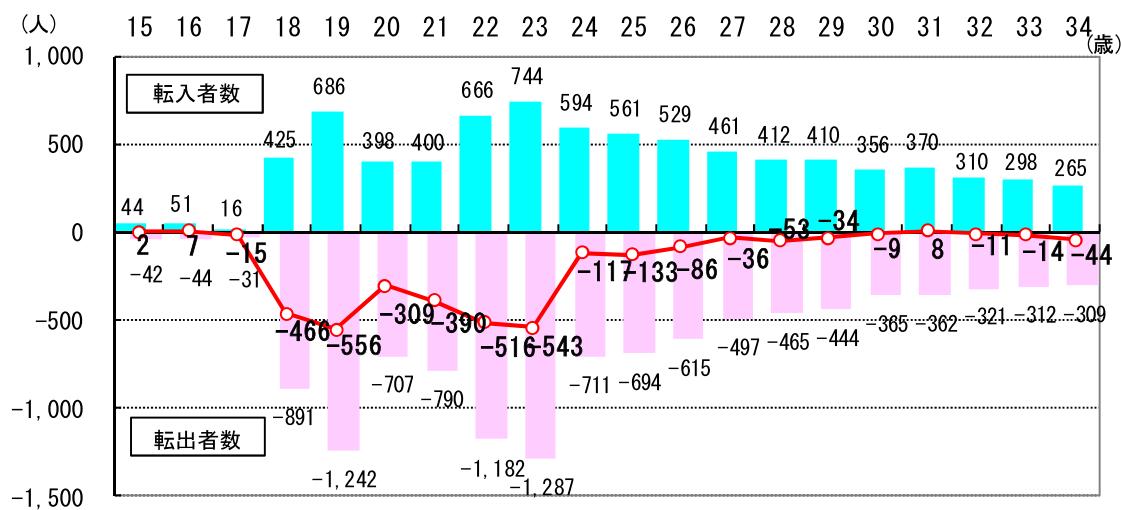
### 3 若者の県外流出の状況

令和3年山形県社会的移動人口調査によると、令和2年10月から令和3年9月までの県外からの転入者数は13,453人、県外への転出者数は16,733人で3,280人の転出超過となっている。

県外への転出者のうち、15歳から29歳までが9,642人で全体の過半数を占めており、県外からの転入者数は6,397人で3,245人の転出超過となっている。

県外への転出者数を年齢別でみると、23歳が1,287人と最も多く、次いで19歳が1,242人、22歳が1,182人と続いており、高校や大学等の卒業や就職を迎える若者層の県外流出傾向が際立っている。

図表1－5 年齢別県外転入・転出者数（令和2年10月～令和3年9月）  
(山形県)



資料：山形県社会的移動人口調査

## 第2章 子ども・若者の生活習慣と意識・行動

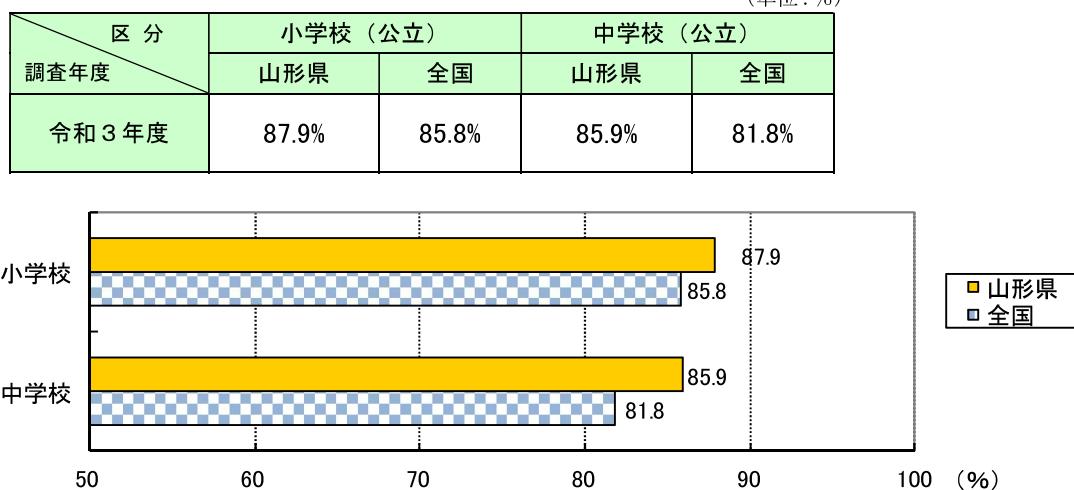
### 1 基本的生活習慣

#### (1) 朝食を毎日食べている児童生徒の割合

「朝食を毎日食べていますか。」の問い合わせに対して、本県の小学生の 87.9%、中学生の 85.9%が「毎日食べる」と回答しており、全国よりも上回っているが、まだ、朝食を欠食する子どもがいる状況である。

図表 2-1 朝食を毎日食べている児童生徒の割合

(単位: %)

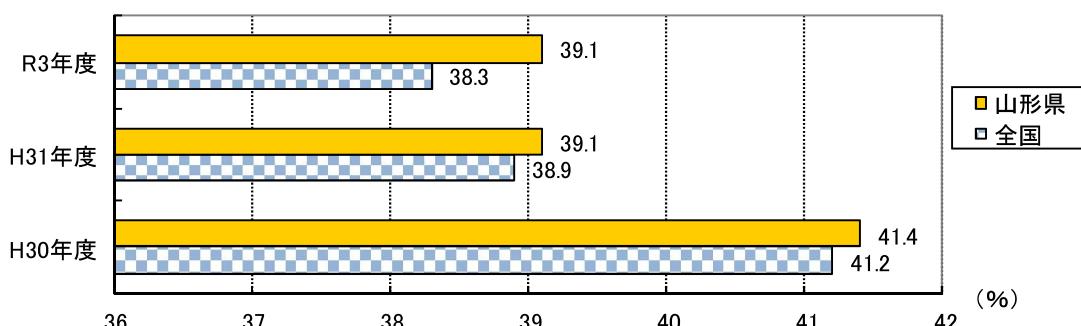


#### (2) 児童生徒の就寝時間の状況

「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」の問い合わせに対して、「寝ている」と答えた児童生徒の割合は、本県の小学生は 39.1%、中学生は 40.8%で全国よりやや高い割合となっている。

図表 2-2 毎日、同じくらいの時刻に就寝する児童生徒の割合

<小学校(公立)>

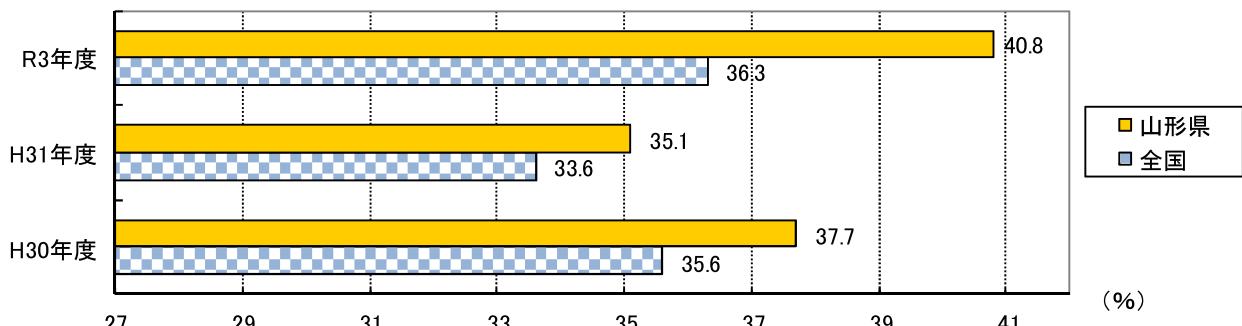


資料：文部科学省「令和3年度全国学力・学習状況調査」

※令和2年度は調査なし。

図表2－2 毎日、同じくらいの時刻に就寝する児童生徒の割合

<中学校（公立）>



資料：文部科学省「令和3年度全国学力・学習状況調査」

※令和2年度は調査なし。

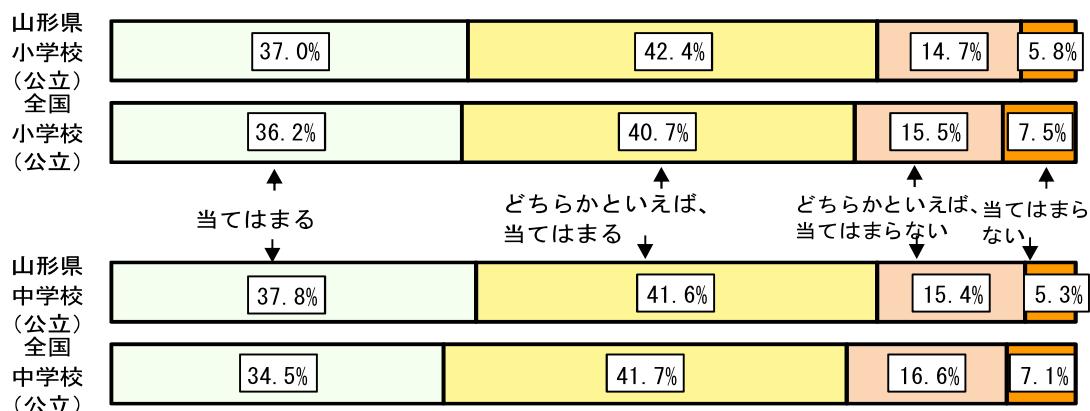
## 2 子どもの意識

本県の小中学生とも、自分の良いところや将来の夢や目標があるかという問い合わせに対する肯定的な回答は、全国平均をやや上回っている。

図表2－3 子どもの意識（自分にはよいところがあるか）（令和3年）

（全国・山形県）

（単位：%）

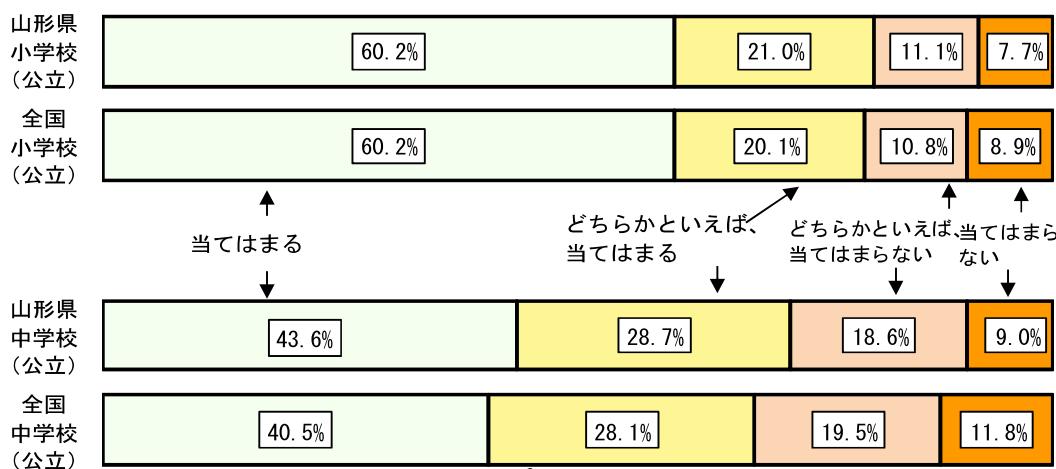


資料：文部科学省「令和3年度全国学力・学習状況調査」

図表2－4 子どもの意識（将来の夢や目標を持っているか）（令和3年）

（全国・山形県）

（単位：%）



### 3 子ども・若者の行動

#### (1) 児童生徒によるボランティア活動の状況

本県の児童生徒がボランティア活動に従事する率は、全国平均に比べて高く、今後もボランティア活動へのさらなる参画が望まれる。

**図表2-5 ボランティア活動の行動者率（全国・山形県）**

		全国		県	
		男子	女子	男子	女子
平成28年	小学生	25.5	26.1	37.8	32.7
	中学生	24.9	29.0	43.1	47.9
	高校生	18.3	24.4	28.4	34.7
平成23年	小学生	24.4	28.1	42.7	30.1
	中学生	24.2	29.6	61.2	46.9
	高校生	18.5	23.5	25.9	31.8

資料：総務省「社会生活基本調査」

#### (2) 地域青少年ボランティア活動の状況

本県の地域を拠点とした子ども・若者の自主的な地域青少年ボランティア活動（YYボランティア）は、全国的にも珍しく、多様な活動が見られる。

団体数・人数ともに減少傾向にあることから、子ども・若者がボランティア活動に取り組みやすい環境整備が求められている。

**図表2-6 地域青少年ボランティアサークルの推移（山形県）**

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
団体数	68	115	120	127	114	115
人数	1,042	2,488	2,529	2,705	2,494	2,294

※平成28年度より統計様式を変更。「YYボランティアサークル」と「青年による地域活動団体」を別々に集計したため、これまで統計されていなかった団体も集計されるようになった。

資料：山形県生涯教育・学習振興課

#### (3) 主な少年団体とその加入状況

少年の自主的な健全育成等に関する主な組織として、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団などがある。

**図表2-7 主な少年団体の状況**

(単位:団体、人)

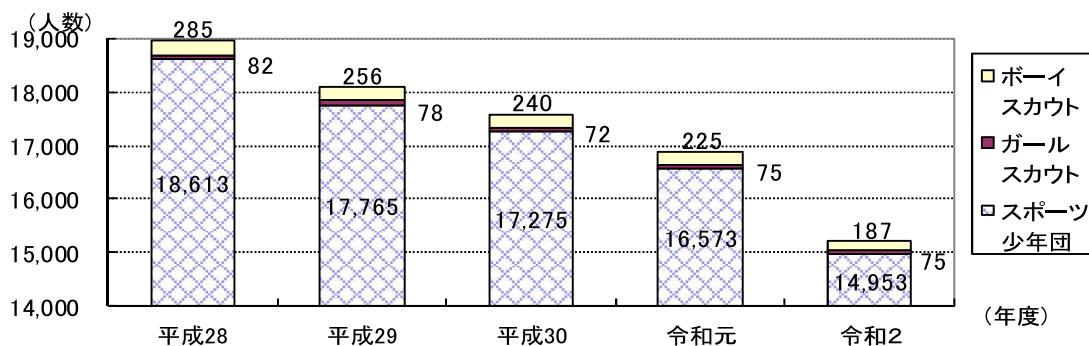
年 度		ボーイ スカウト	ガール スカウト	スポート 少年団	合 計
28	団体数	7	9	927	943
	人数	285	82	18,613	18,980
29	団体数	7	9	912	928
	人数	256	78	17,765	18,099
30	団体数	6	9	908	923
	人数	240	72	17,275	17,587
令和元	団体数	6	9	892	907
	人数	225	76	16,573	16,874
令和2	団体数	6	9	849	864
	人数	187	75	14,953	15,215

資料：「ボーイスカウト、ガールスカウト」は山形県生涯教育・学習振興課

「スポーツ少年団」は日本スポーツ協会HPより

※「ガールスカウト」の人数は少女会員数を記載（就学前1年生から高校生年代まで）

図表2-8 主な少年団体の加入者の状況



#### (参考) ボーイスカウト

「世界スカウト機構憲章」に基づき、日本におけるボーイスカウト運動を普及し、その運動を通じて青少年の優れた人格を形成し、かつ国際友愛精神の増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(「(公財) ボーイスカウト日本連盟」HP引用)

#### ガールスカウト

少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために責任ある市民として、自ら考え、行動できる人となれるようにする。

(「(公社) ガールスカウト日本連盟」HP引用)

#### スポーツ少年団

日本スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の身心の健全な育成に資することを目的とする。

(「(公財) 日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団設置規定」HP引用)

### (4) 青年の団体・グループとその加入状況

青年の自主的な団体・グループは、青年団や地域青少年ボランティアサークル、勤労青少年グループなどがあり、広範多岐にわたる活動が行われている。

図表2-9 主な青年の団体・グループの状況

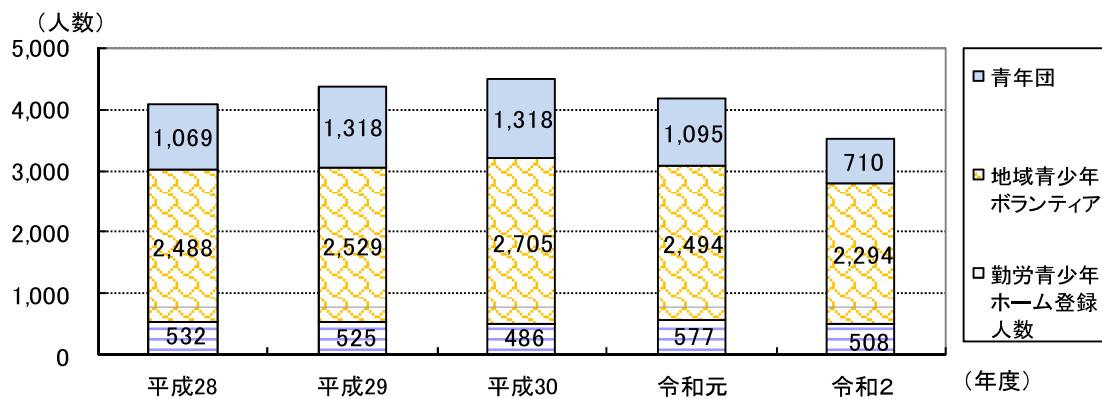
(単位: 団体、人)					
年 度		青年団	地 域 青 少 年 ボ ラ ン テ ィ ア	勤 労 青 少 年 ホ ー ム 登 録 人 数	合 計
28	団体数	62	115	5	184
	人数	1,069	2,488	532	4,089
29	団体数	69	120	4	193
	人数	1,318	2,529	525	4,372
30	団体数	66	127	4	197
	人数	1,230	2,705	486	4,421
令和 元	団体数	67	114	4	185
	人数	1,095	2,494	577	4,166
令和 2	団体数	48	115	3	166
	人数	710	2,294	508	3,512

資料 : 「青年団」「地域青少年ボランティア」は山形県生涯教育・学習振興課

「勤労青少年ホーム」は山形県雇用対策課

〔「団体数」について、青年団は「市町村数」、勤労青少年ホームは「ホーム数〕

図表2－10 主な青年の団体・グループの加入者の状況



資料：「青年団」「地域青少年ボランティア」は山形県生涯教育・学習振興課  
「勤労青少年ホーム」は山形県雇用対策課

### (参考)

#### 青年団

町や村など地縁的なつながりを基にした青年団体として組織された。

#### 地域青少年ボランティア

本県における青少年ボランティア活動は、地域単位と学校単位の二本立てで活動。中央センターを「県青年の家」に、地区センターを4地区教育事務所に設置し、青少年ボランティア活動に対する支援を行っている。

#### 勤労青少年ホーム

勤労青少年の様々な相談・指導を行うと共に、余暇の有効活用を支援する事業を行う施設。県内には3市（長井・寒河江・天童）に設置されている。

## (5) 地域おこし協力隊の活動状況

本県では令和3年度、各市町村において 119 名の地域おこし協力隊の方々が地域おこしの支援等の活動に携わっている。

**図表 2－11 市町村別地域おこし協力隊活動状況**

(参考)

(単位：人)

市町村名	隊員数
米沢市	3
酒田市	4
新庄市	6
寒河江市	2
上山市	7
村山市	6
長井市	7
天童市	2
尾花沢市	2
南陽市	6
中山町	3
河北町	4
西川町	4
朝日町	3
大江町	2
大石田町	6
金山町	2
最上町	4
舟形町	1
真室川町	1
鮭川村	4
戸沢村	1
高畠町	4
川西町	6
小国町	5
白鷹町	6
飯豊町	4
三川町	1
庄内町	8
遊佐町	5

○地域おこし協力隊の制度概要：

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね 1 年以上 3 年以下

○総務省の支援：

地域おこし協力隊員の活動・起業・募集等に要する経費について、特別交付税による財政支援が行われる。

※ 1 図表 2－11 に記載されている隊員数は、総務省の特別交付税による支援措置に基づくもの。

※ 2 隊員の年齢構成については、20 歳代～30 歳代の若者を中心に、60 歳代までの幅広い世代の方々が活動している。

資料：総務省「地域おこし協力隊の隊員数等について」  
(令和3年度特別交付税の対象となったもの)

## 第3章 子ども・若者をめぐる社会環境の変化

### 1 情報化社会の進展状況

全国におけるインターネットの人口普及率は、83.4%（総務省「通信利用動向調査（令和2年）」）となっている。

情報化社会の進展は、生活の利便性を向上させるとともに、新たな知的価値や産業を創造する一方で、人間関係などに負の影響を及ぼしたり、子どもや若者が犯罪の被害者あるいは加害者となる恐れがある。

#### （1）小中学生のインターネットにつながる情報端末の所有状況

令和3年度に県教育庁が県内全小中学生を対象に実施した情報端末の使用状況及び学校における指導状況の定期調査（後期）では、インターネットに接続できる機器の所有率は、アンケートに回答した全児童生徒のうち小学生で81.2%（携帯電話（スマートフォンを含む。）は36.7%）、中学生で94.8%（同70.9%）達し、インターネットの利用がかなり普及している様子がうかがえる。その一方で、有害サイトへの接続を防ぐフィルタリングを「している」と回答したのは小学生で38.2%（1年生を除く）、中学生で51.3%と設定率が低いことが懸念される。

### 2 子ども・若者を取り巻く有害環境等

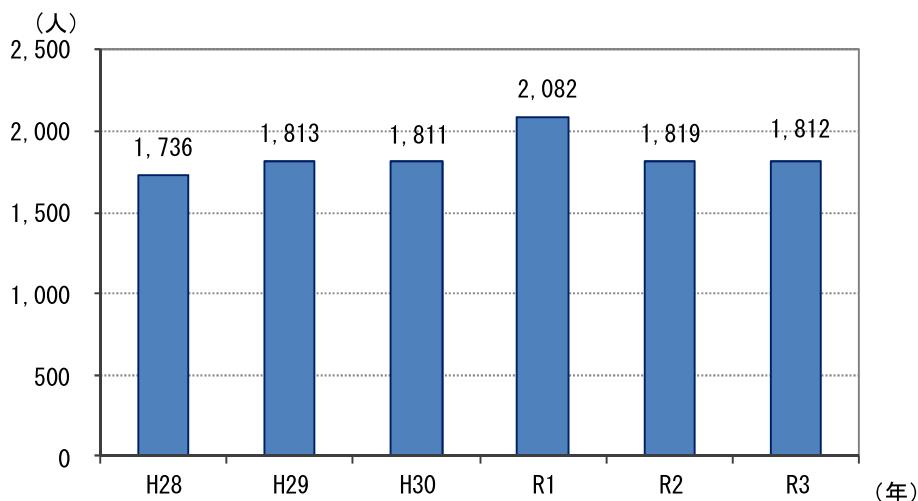
#### （1）SNSに起因した被害児童数の推移

近年は、TwitterやLINEなどのSNSを介して子どもや若者がトラブルに巻き込まれるケースが多く発生しており、SNSに起因した被害児童数は令和元年に2,000人を超えた。令和3年は前年比でやや減少し、1,812人となった。

子どもや若者がネット上の犯罪・トラブル等に巻き込まれないことはもちろんのこと、安心してインターネットを利用できるよう、学校現場・地域における対策が求められている。

※SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録するとインターネット上で友人などと交流することができる。

図表3－1 SNSに起因した被害児童数（全国）



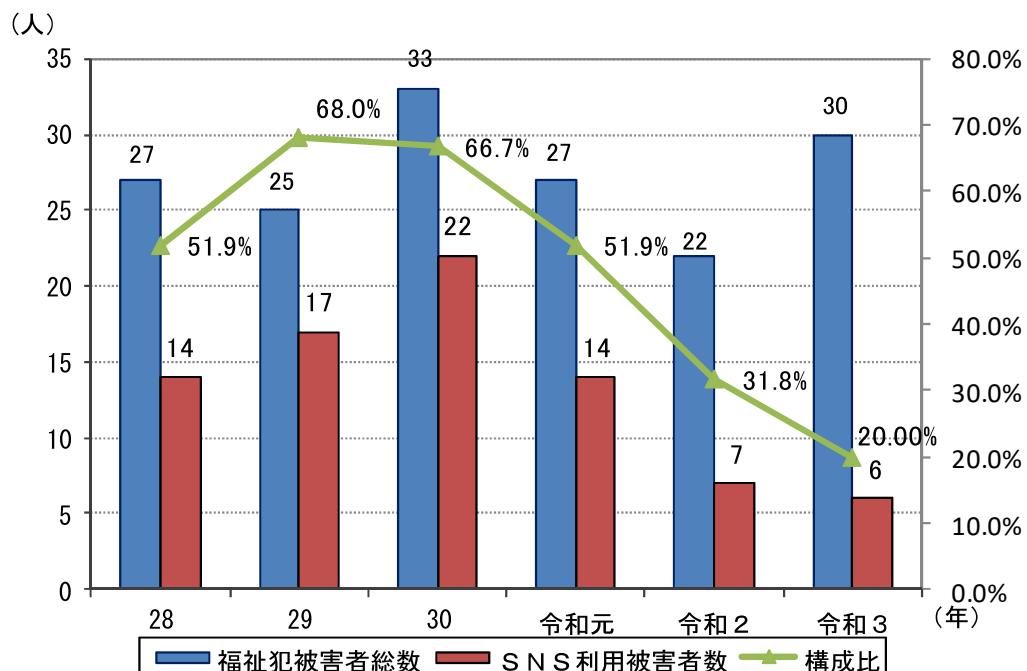
資料：警察庁「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

## (2) 本県におけるSNSに起因した福祉犯被害数

本県においても、福祉犯被害のうちSNSを介した被害があり、令和3年は福祉犯被害児童の20.0%がSNSに起因した被害となっている。

※福祉犯とは、児童福祉法違反や児童買春等の少年の心身に有害な影響を与える、少年の福祉を害する犯罪をいう。

**図表3－2 SNS利用に起因した福祉犯被害児童数（山形県）**



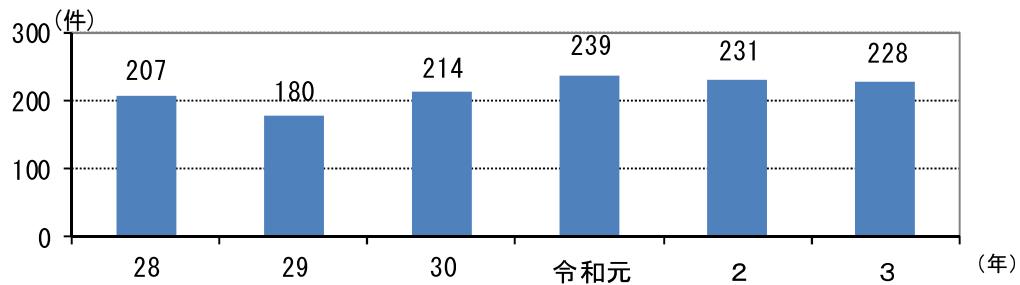
資料：山形県警察本部人身安全少年課

## (3) 子供を対象とした犯罪・声かけ等事案／薬物犯罪の状況

本県における小中高校生の登下校時等の声かけ等事案の認知状況については、令和2年、3年は前年比で減少している。年間200件を超える事案があり、子どもの安全を確保するためには、地域における見守り活動が重要である。

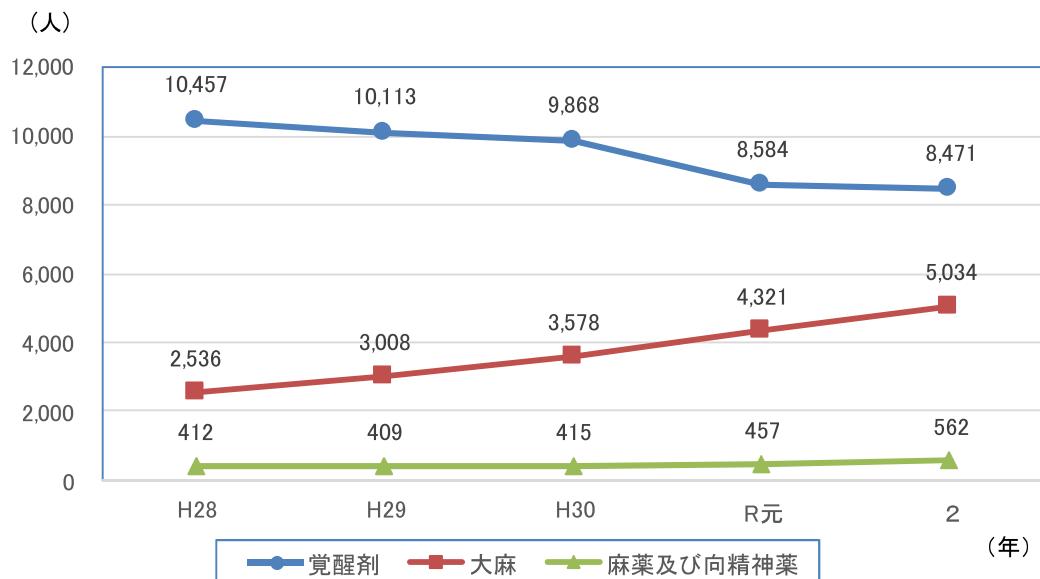
薬物犯罪については、全国で大麻事犯検挙人数が過去最高を更新し、若年層の増加傾向が継続しており、大麻事犯の若年化が懸念される。県では平成28年4月1日に「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を施行し、県民一丸となって薬物乱用を防止する環境の整備を行っている。

**図表3－3 子供を対象とした犯罪・声かけ等事案（山形県）**



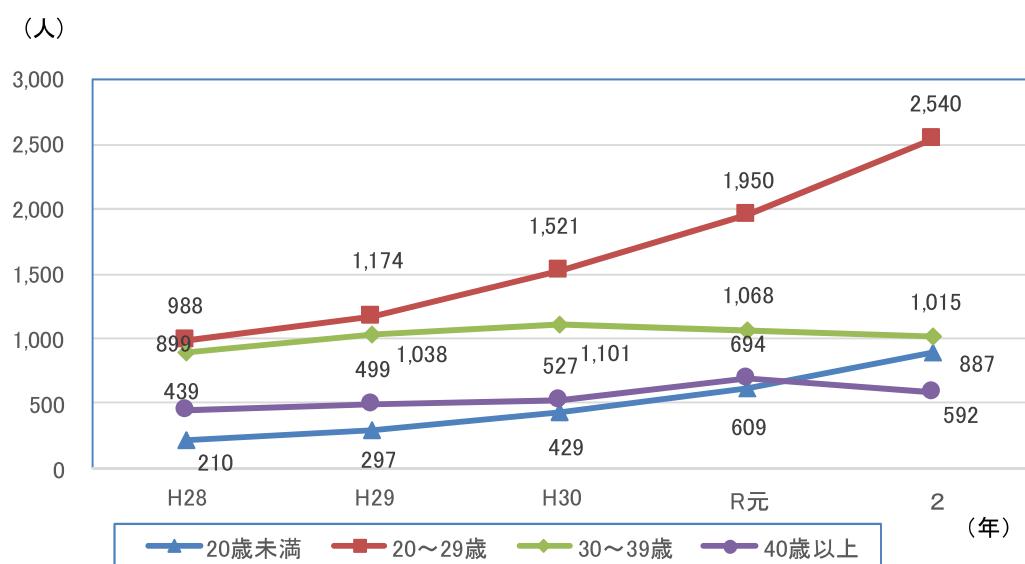
資料：山形県警察本部人身安全少年課「子どもを対象とした犯罪・声かけ等の取扱状況(令和3年)」

図表3－4 薬物事別検挙人員の推移（全国）



資料：警察庁「令和2年における組織犯罪の情勢」

図表3－5 大麻事犯年齢別検挙人数の推移（全国）



資料：警察庁「令和2年における組織犯罪の情勢」

## 第4章 若者(15~34歳)の労働

### 1 若者の就労状況

#### (1) 産業別就労人口

平成 27 年 10 月 1 日現在の国勢調査の結果によると、15~34 歳の就業者数は 123,203 人で、5 年前（平成 22 年の国勢調査）の 138,206 人と比較して、15,003 人減少している。内訳は、15~24 歳の就業者数で 3,748 人、25~34 歳の就業者数で 11,255 人の減少となっている。

産業別では、最も多いのは、製造業の 28,068 人で、次いで医療・福祉の 20,047 人、卸売・小売業の 19,786 人となっている。

就業者数の推移を産業別にみると、第 1 次産業で 255 人減少、第 2 次産業で 6,237 人減少、第 3 次産業で 9,059 人減少している。

図表 4-1 15~34 歳人口の産業別就労人口（平成 27、22 年）

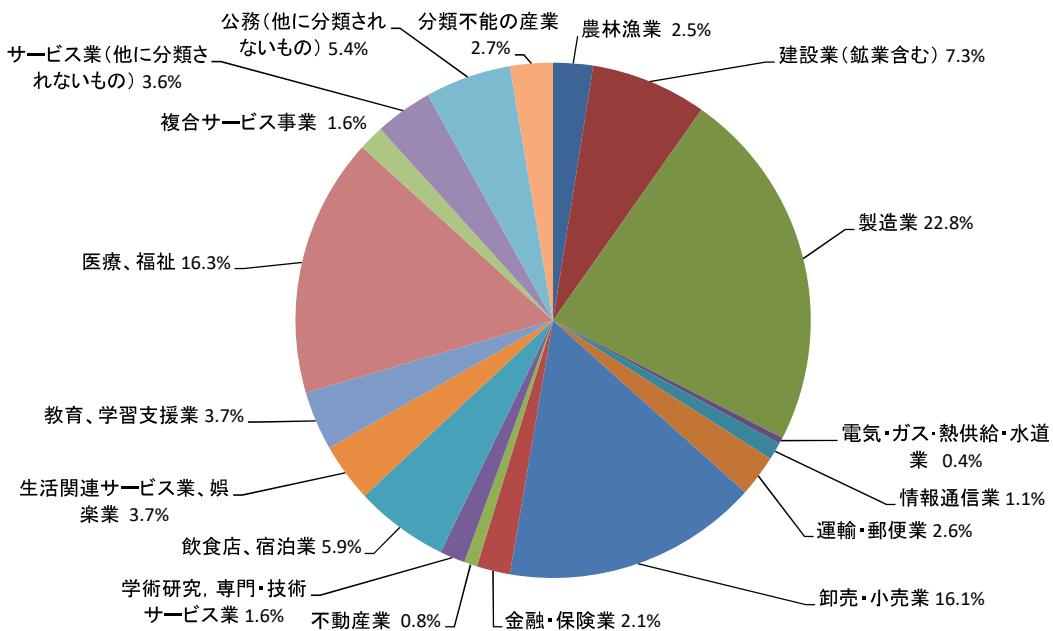
産業		平成27年(国勢調査)			平成22年(国勢調査)						
		就業者数(人)		産業別構成比(%)							
		15~24歳	25~34歳								
総 数		34,395	88,808	123,203	100%	総 数		38,143	100,063	138,206	100%
第1次産業	農業	599	2,275	2,874	2.33%	農業	694	2,436	3,130	2.26%	
	林業	47	162	209	0.17%	林業	52	147	199	0.14%	
	漁業	11	41	52	0.04%	漁業	13	48	61	0.04%	
第2次産業	鉱業	7	23	30	0.02%	鉱業	2	30	32	0.02%	
	建設業	2,534	6,419	8,953	7.27%	建設業	1,977	8,181	10,158	7.35%	
	製造業	7,781	20,287	28,068	22.78%	製造業	9,506	23,592	33,098	23.95%	
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	183	333	516	0.42%	電気・ガス・熱供給・水道業	159	444	603	0.44%	
	情報通信業	290	1,036	1,326	1.08%	情報通信業	369	1,385	1,754	1.27%	
	運輸・郵便業	687	2,498	3,185	2.59%	運輸・郵便業	793	3,460	4,253	3.08%	
	卸売・小売業	5,811	13,975	19,786	16.06%	卸売・小売業	6,979	16,308	23,287	16.85%	
	金融・保険業	685	1,907	2,592	2.10%	金融・保険業	717	2,318	3,035	2.20%	
	不動産業	268	730	998	0.81%	不動産業	235	778	1,013	0.73%	
	学術研究・専門・技術サービス業	411	1,553	1,964	1.59%	学術研究・専門・技術サービス業	402	1,878	2,280	1.65%	
	飲食店・宿泊業	3,297	3,911	7,208	5.85%	飲食店・宿泊業	3,941	4,496	8,437	6.10%	
	生活関連サービス業・娯楽業	1,377	3,206	4,583	3.72%	生活関連サービス業・娯楽業	1,818	4,157	5,975	4.32%	
	教育・学習支援業	1,192	3,317	4,509	3.66%	教育・学習支援業	1,343	3,863	5,206	3.77%	
	医療・福祉	4,742	15,305	20,047	16.27%	医療・福祉	5,160	15,292	20,452	14.80%	
	複合サービス事業	411	1,550	1,961	1.59%	複合サービス事業	435	1,231	1,666	1.21%	
	サービス業(他に分類されないもの)	1,039	3,417	4,456	3.62%	サービス業(他に分類されないもの)	937	3,724	4,661	3.37%	
	公務(他に分類されないもの)	1,920	4,691	6,611	5.37%	公務(他に分類されないもの)	1,623	4,556	6,179	4.47%	
分類不能の産業		1,103	2,172	3,275	2.66%	分類不能の産業	988	1,739	2,727	1.97%	
第1次産業		657	2,478	3,135	2.54%	第1次産業	759	2,631	3,390	2.45%	
第2次産業		10,322	26,729	37,051	30.07%	第2次産業	11,485	31,803	43,288	31.32%	
第3次産業		22,313	57,429	79,742	64.72%	第3次産業	24,911	63,890	88,801	64.25%	

資料：平成 27 年・22 年国勢調査

図表4-2 15~34歳人口の産業別就労人口（グラフ）

(平成27年)

(単位：%)



## (2) 若者の就業状態

「15~34歳」の人口は、191.1千人で、そのうち、有業者は124.4千人（人口に占める割合は65.1%）、無業者は66.7千人（同34.9%）となった。

平成24年と比べると、有業者の割合は1.8ポイント(63.3%→65.1%)上昇し、無業者の割合は1.8ポイント低下した。

図表4-3 15~34歳人口の就業状態（平成29年、24年）

(単位：千人)

区分	15~34 県人口	有業者										無業者						
		総数	有業者 割合	自営業者	家族 従業者	雇用者					総数	無業者 割合	家事を している者			その他		
						会社等の役員	正規の職員・従業者	非正規就業者					パート・ アルバイト	派遣社員	契約社員・嘱託	その他		
平成 29 年	合計	191.1	124.4	65.1%	2.0	1.9	120.4	1.0	88.3	20.2	2.0	8.1	0.8	66.7	34.9%	7.7	52.5	6.4
	男	98.1	67.2	68.5%	0.9	1.3	64.9	1.0	53.0	6.2	0.8	3.4	0.6	30.9	31.5%	0.8	26.5	3.7
	女	93.0	57.2	61.5%	1.0	0.6	55.5	0.2	35.3	14.0	1.0	4.8	0.2	35.9	38.6%	7.1	26.1	2.7
平成 24 年	合計	215.8	136.7	63.3%	2.1	1.3	132.9	1.3	91.2	22.8	3.4	10.5	3.8	79.2	36.7%	10.5	57.2	11.4
	男	109.5	71.0	64.8%	1.3	1.0	68.7	1.2	53.7	6.4	1.6	3.5	2.3	38.5	35.2%	0.5	29.9	8.1
	女	106.2	65.6	61.8%	0.8	0.3	64.4	0.1	37.4	16.5	1.8	7.1	1.5	40.7	38.3%	10.0	27.3	3.3
増減	合計	△ 24.7	△ 12.3	-	△ 0.1	0.6	△ 12.5	△ 0.3	△ 2.9	△ 2.6	△ 1.4	△ 2.4	△ 3.0	△ 12.5	-	△ 2.8	△ 4.7	△ 5.0
	男	△ 11.4	△ 3.8	-	△ 0.4	0.3	△ 3.8	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.1	△ 1.7	△ 7.6	-	0.3	△ 3.4	△ 4.4
	女	△ 13.2	△ 8.4	-	0.2	0.3	△ 8.9	0.1	△ 2.1	△ 2.5	△ 0.8	△ 2.3	△ 1.3	△ 4.8	-	△ 2.9	△ 1.2	△ 0.6

資料：総務省「就業構造基本調査」

### (3) 雇用者（役員を除く）の雇用形態

雇用者（役員を除く）の雇用形態別人数をみると、「15～34歳」の正規就業者（正規の職員・従業員）は88.3千人で全体の雇用者に占める割合は74.0%となっており、平成24年と比べると、4.8ポイント増加している。

また、非正規就業者のうち、アルバイトの割合が男女とも増加（男：6.8%→7.4%、女：8.4%→9.8%）している。

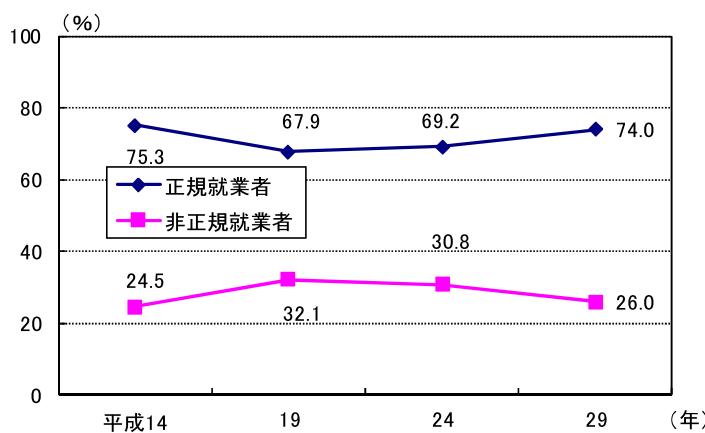
**図表4-4 男女、年齢階級、雇用形態別人数と割合（平成29年、24年）**

（単位：千人、%、ポイント）

雇用形態	男女			実数			割合		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
平成 29 年	雇用者（役員を除く）	119.3	63.9	55.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	88.3	53.0	35.3	74.0	82.9	63.8	79.4	54.8
	非正規就業者	31.0	10.9	20.0	26.0	17.1	36.2	20.4	41.6
	パート	9.8	1.4	8.6	8.2	2.2	15.6	2.7	17.1
	アルバイト	10.4	4.7	5.4	8.7	7.4	9.8	6.8	8.4
	派遣社員	2.0	0.8	1.0	1.7	1.3	1.8	2.5	3.0
	契約社員	7.2	3.2	4.0	6.0	5.0	7.2	4.7	9.3
	嘱託	0.9	0.2	0.8	0.8	0.3	1.4	1.1	0.4
	その他	0.8	0.6	0.2	0.7	0.9	0.4	3.4	2.3
平成 24 年	雇用者（役員を除く）	131.6	67.6	64.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	91.1	53.7	37.5	69.2	79.4	54.8	79.4	54.8
	非正規就業者	40.5	13.8	26.7	30.8	20.4	41.6	20.4	41.6
	パート	12.7	1.8	11.0	9.7	2.7	17.1	2.7	17.1
	アルバイト	10.1	4.6	5.4	7.7	6.8	8.4	6.8	8.4
	派遣社員	3.3	1.7	1.9	2.5	2.5	3.0	2.5	3.0
	契約社員	9.2	3.2	6.0	7.0	4.7	9.3	4.7	9.3
	嘱託	1.4	0.3	1.1	1.1	0.4	1.7	0.4	1.7
	その他	3.8	2.3	1.5	2.9	3.4	2.3	3.4	2.3
増 減	雇用者（役員を除く）	△ 12.3	△ 3.7	△ 8.9	-	-	-	-	-
	正規の職員・従業員	△ 2.8	△ 0.7	△ 2.2	4.8	3.5	9.0	3.5	9.0
	非正規就業者	△ 9.5	△ 2.9	△ 6.7	△ 4.8	△ 3.3	△ 5.4	△ 3.3	△ 5.4
	パート	△ 2.9	△ 0.4	△ 2.4	△ 1.5	△ 0.5	△ 1.5	△ 0.5	△ 1.5
	アルバイト	0.3	0.1	0.0	1.0	0.6	1.4	0.6	1.4
	派遣社員	△ 1.3	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.2
	契約社員	△ 2.0	0.0	△ 2.0	△ 1.0	0.3	△ 2.1	0.3	△ 2.1
	嘱託	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3
	その他	△ 3.0	△ 1.7	△ 1.3	△ 2.2	△ 2.5	△ 1.9	△ 2.5	△ 1.9

資料：総務省「就業構造基本調査」

**図表4-5 雇用者（若年層）の雇用形態別の割合の推移（平成14年～29年）**



（注）雇用者は役員を除く。  
総数には不詳データが含まれるため、内訳の合計とは一致しない。

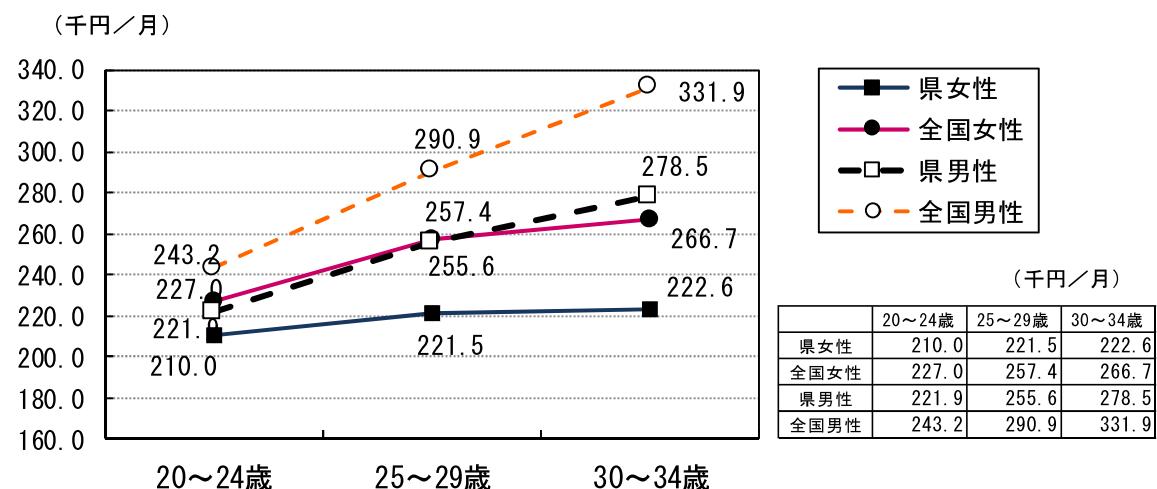
資料：総務省「就業構造基本調査」

#### (4) 若年男女別の現金給与額の状況

若年層の現金給与額については、男女とも全国平均を下回っている。

20～24歳において、既に男性は約2万1千円、女性は約1万7千円の差が生じているが、30～34歳では、男性は約5万3千円、女性は約4万4千円まで差が拡大している。

図表4－6 若年者男女別の現金給与額の状況（令和3年）（全国・山形県）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3年）

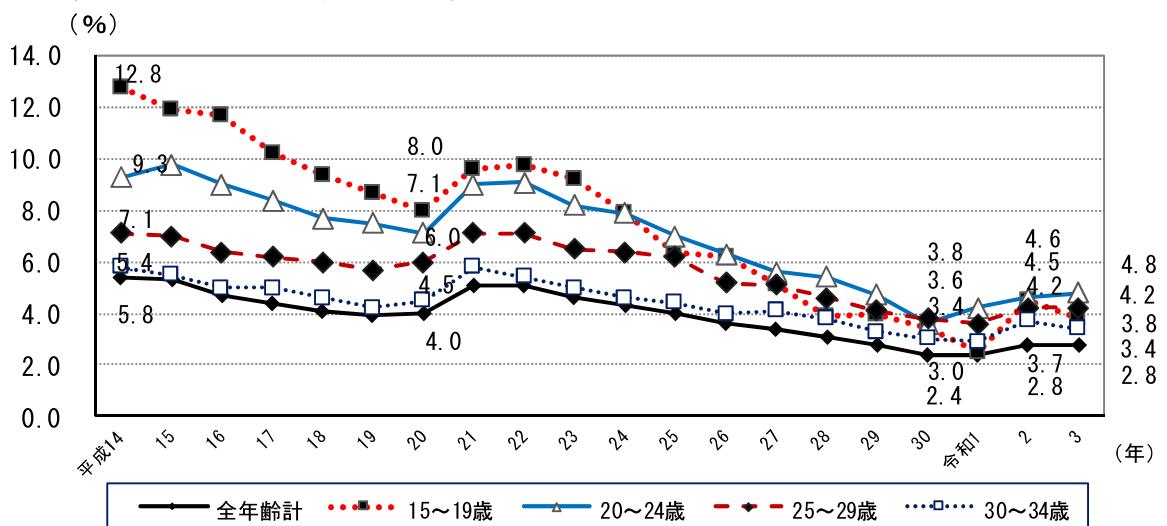
#### (5) 若者の失業率の推移

若者の失業率は年齢が若くなるほど高い傾向となっている。

また、景気変動にも左右されやすく、バブル崩壊後やリーマンショック後には、いずれも増加傾向にあった。

近年は若年層・新卒者を含む失業率が改善傾向にあるが、全年齢の平均に比べ若年層の失業者率は高くなっている。就職して数年以内での離職、新卒の無業者や失業者など、様々な要因が考えられる。

図表4－7 若者の失業率の推移（全国）



資料：総務省統計局「令和3年労働力調査結果」ただし、平成23年は補完推計値

## 2 新規学卒者の状況

### (1) 高等学校卒業後の状況

令和3年3月高等学校卒業者の大学等進学率は、46.4%で前年度より0.3ポイント上昇している。

令和3年3月高等学校卒業者の就職率は、27.3%で前年度より0.7ポイント低下している。

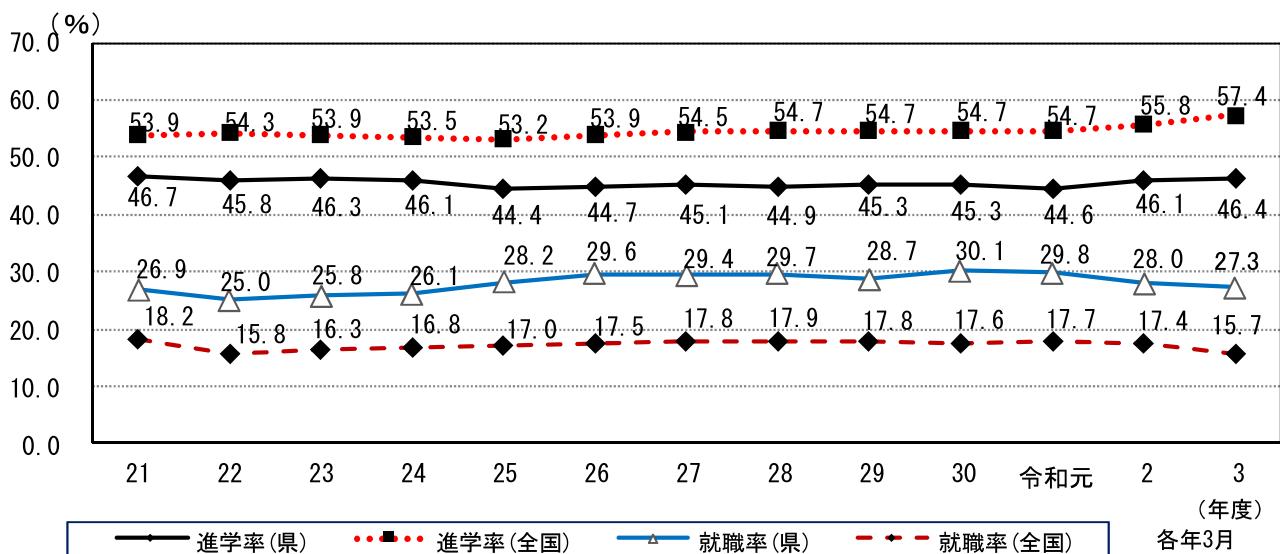
令和3年3月高等学校卒業者の就職者のうち、県内に就職した割合は、80.0%で前年度より5.8ポイント上昇している。

**図表4－8 高等学校卒業後の状況（令和3年3月卒業者〔全日制・定時制〕）  
(山形県)**

	卒業者数（人）			大学等進学者数（人／%）			専修学校等進学者数（人／%）			就職者数（人／%）			その他	
	計			計			計			計				
		県内	県外		県内	県外		県内	県外		県内	県外		
総数	9,381	4,207	4,979	4,355	1,213	3,142	2,265	940	1,325	2,566	2,054	512	195	
					27.9%	72.1%		41.5%	58.5%		80.0%	20.0%		
県全体に対する割合	44.8%	53.1%	46.4%	12.9%	33.5%	24.1%	10.0%	14.1%	27.4%	21.9%	5.5%	2.1%		

資料：山形県統計企画課「令和3年度学校基本調査」

**図表4－9 高等学校卒業者の大学等進学率・就職率の推移（全国・山形県）**



資料：山形県統計企画課「令和3年度学校基本調査」

### (2) 新規学卒者（中学校、高等学校）の職業紹介状況の推移

令和3年3月卒の高校生への県内求人件数は5,271人で、前年度と比較すると、10.8%（641人）の減少となっている。求人倍率は3.06倍（令和2年3月卒）から2.75倍に0.31ポイント低下している。

また、就職率は99.4%で、前年同時期比で0.3ポイント低下した。

図表4－10 新規学卒者（中学校、高等学校）の職業紹介状況の推移

(1) 中学校

(単位：人、ポイント、%)

	29年3月卒	30年3月卒	31年3月卒	2年3月卒	3年3月卒	前年比
求職者数	0	2	1	2	0	▲ 100.0
内県内	0	2	1	1	0	▲ 100.0
求人数	1	2	1	1	0	▲ 100.0
内県内	1	2	1	1	0	▲ 100.0
求人倍率	0	1.00	1.00	1.00	0	▲ 100.0
内県内	0	1.00	1.00	1.00	0	—
就職者数	0	2	1	2	0	▲ 100.0
内県内	0	2	1	1	0	▲ 100.0
就職率	0	100	100	100	0	—
内県内	0	100	100	100	0	—

(2) 高等学校

(単位：人、ポイント、%)

	29年3月卒	30年3月卒	31年3月卒	2年3月卒	3年3月卒	前年比
求職者数	2,674	2,744	2,719	2,524	2,356	▲ 6.7
内県内	2,090	2,136	2,156	1,930	1,916	▲ 0.7
求人数						
内県内	5,293	5,711	6,438	5,912	5,271	▲ 10.8
求人倍率						
内県内	2.53	2.67	2.99	3.06	2.75	▲ 0.31
就職者数	2,669	2,740	2,710	2,516	2,343	▲ 6.9
内県内	2,086	2,132	2,147	1,923	1,903	▲ 1.0
就職率	99.8	99.9	99.7	99.7	99.4	▲ 0.3
内県内	99.8	99.8	99.6	99.6	99.3	▲ 0.3

資料：山形労働局

図表4－11 県内における新規学卒者（高等学校）の職業紹介状況の推移（グラフ）

県内における求人数・求人倍率（高校生）



資料：山形労働局

### (3) 新規学卒者（中学校、高等学校）の産業別・規模別新規求人受理状況

高等学校卒業者の求人状況をみると、全体では前年に比べ 641 人の減少（2 年度：5,912 人、3 年度：5,271 人）となっている。

中でも生活関連サービス業、娯楽業が減少（前年比▲46.3%）したが、運輸業、郵便業の伸び率が一番高かった（前年比 147.6%）。

規模別の求人状況では、高等学校卒業者の求人において全体的に減少しているものの、1,000 人以上規模の事業所では増加している。

**図表 4－12 新規学校卒業者（中学校・高等学校）の産業別・規模別新規求人受理状況**

（令和3年3月卒）

産業・規模	中学校			高等学校			
	2 年度累計	前年同期	増減率 (%)	2 年度累計	前年同期	増減率 (%)	
農林、漁業				57	50	14.0	
鉱業等				3	4	▲ 25.0	
建設業		1	▲100.0	1,196	1,164	2.7	
製造業				1,662	2,125	▲ 21.8	
電気・ガス・熱供給・水道業				17	15	13.3	
情報通信業				42	60	▲ 30.0	
運輸業、郵便業				416	168	147.6	
卸売業、小売業				602	718	▲ 16.2	
金融、保険業、不動産、物品販貸業				44	65	▲ 32.3	
学術研究、専門・技術サービス業				43	65	▲ 33.8	
宿泊業、飲食サービス業				210	384	▲ 45.3	
生活関連サービス業、娯楽業				101	188	▲ 46.3	
教育、学習支援業				12	21	▲ 42.9	
医療、福祉				501	523	▲ 4.2	
複合サービス事業				71	78	▲ 9.0	
サービス業（他に分類されないもの）				294	282	4.3	
公務・その他					2	▲100.0	
合 計	0	1	▲100.0	5,271	5,912	▲ 10.8	
事業所規模	29 人以下		1	▲100.0	1,833	2,083	▲ 12.0
	30～99 人				1,744	2,099	▲ 16.9
	100～299 人				899	1,092	▲ 17.7
	300～499 人				289	358	▲ 19.3
	500～999 人				188	205	▲ 8.3
	1,000 人以上				318	75	324.0

資料：山形労働局

#### (4) 在職期間別離職状況（高校卒業者）

本県の高校卒業者の在職期間別離職状況をみると、3年間の離職率は、平18年卒から低下傾向にあったが、平成22年卒から24年卒にかけて増加傾向にあった。しかし、平成25年卒からは再び減少した。

平成24年卒が全国を上回ったものの、全国の状況よりも概ね低い傾向となっている。

**図表4－13 在職期間別離職状況（高校卒業者）**

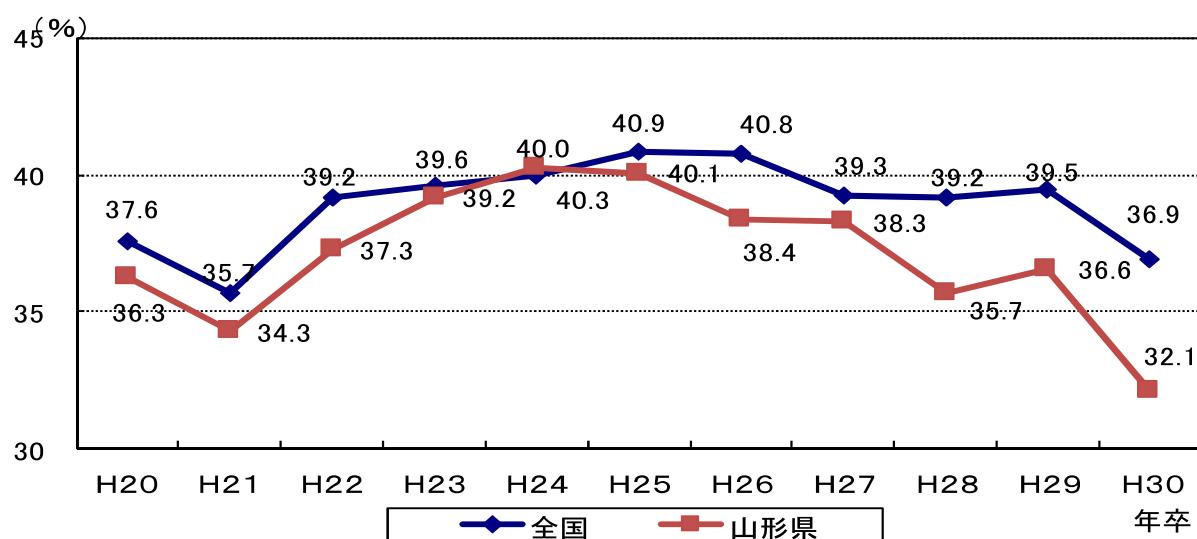
（単位：年卒、%）

3年間の離職率	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	44.4	40.4	37.6	35.7	39.2	39.6	40.0	40.9	40.8	39.3	39.2	39.5
山形県	43.8	39.7	36.3	34.3	37.3	39.2	40.3	40.1	38.4	38.3	35.7	36.6
2年間の離職率	R1	1年間の離職率		R2								
全国	26.2	全国		15.0								
山形県	22.5	山形県		11.7								

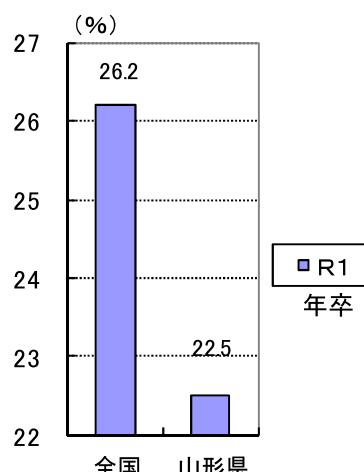
**図表4－14 在職期間別離職状況（高校卒業者）グラフ**

3年間の離職率

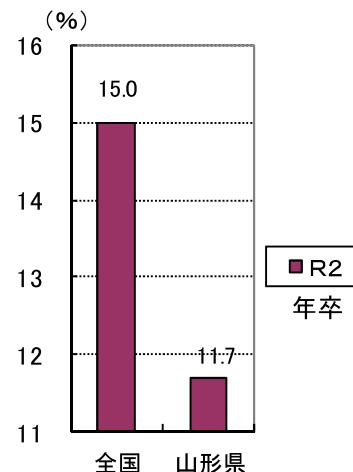
（単位：%）



2年間の離職率



1年間の離職率



資料：山形労働局

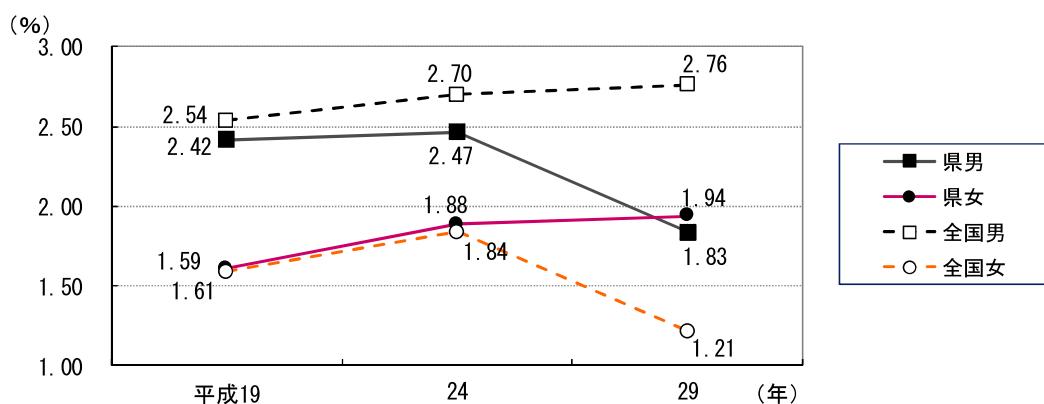
## 第5章 困難を有する子ども・若者

### 1 若年無業者（ニート）・フリーターの状況

#### （1）若年無業者の割合

平成29年の就業構造基本調査によると、本県の若年無業者（いわゆる「ニート」）の割合について、男性は全国平均を下回り、女性は全国平均を上回っている。推移については、全国では男性、本県では女性が増加傾向にある。

図表5－1 若年無業者の割合推移（全国・山形県）



資料：総務省「就業構造基本調査」

#### （2）フリーター・若年無業者数の推移

過去3年の労働力調査によると、フリーターは減少傾向にあるものの、ニートはほぼ横ばいである。

図表5－2 フリーター・ニートの推移

		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
		フリーター	182万人	179万人	167万人	155万人	152万人	143万人	138万人	136万人
厚生労働省 「労働経済白書」 H22～H28	15～24歳	80万人	73万人	70万人	63万人	64万人	61万人	59万人	59万人	59万人
	25～34歳	102万人	106万人	97万人	92万人	88万人	82万人	79万人	77万人	78万人
	35～44歳									
	ニート	59万人	56万人	56万人	57万人	51万人	54万人	56万人	69万人	57万人
総務省 「労働力調査」 H29～R3	15～24歳	24万人	22万人	22万人	23万人	17万人	22万人	24万人	37万人	27万人
	25～34歳	35万人	34万人	34万人	34万人	34万人	32万人	32万人	32万人	30万人
	35～44歳									
	フリーター									
山形県 (統計企画課推計) 国勢調査H22, H27	ニート				3,720人					
	フリーター									
山形県 (統計企画課推計) 就業構造基本調査 H24, 29	ニート					3,600人				
	フリーター									

注) 千人単位を四捨五入しているため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

### フリーター

【厚生労働省 労働力経済白書による定義】

15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の①～③の合計。

①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者

②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

### ニート（若年無業者）

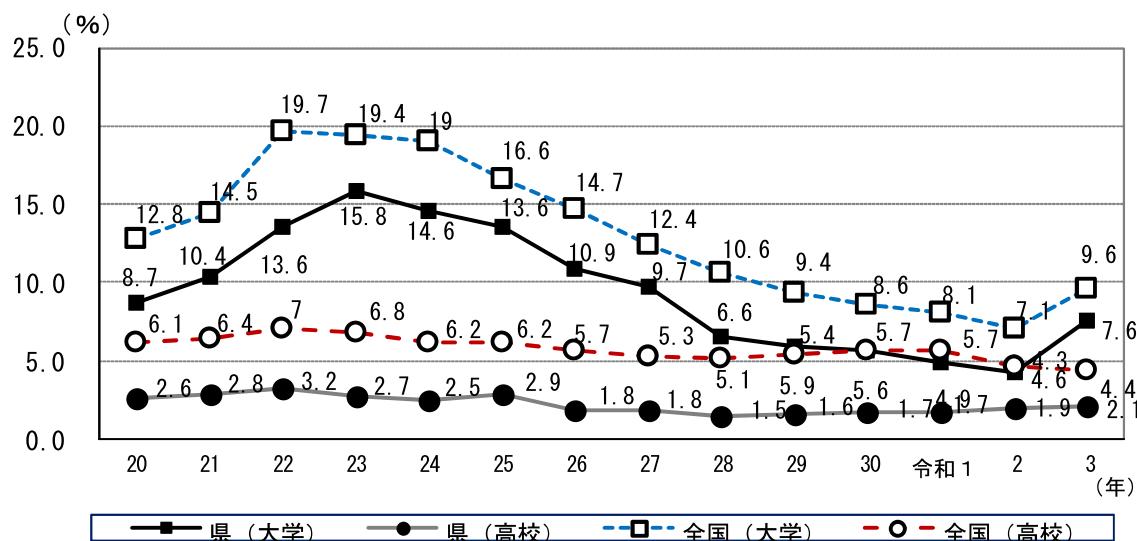
【厚生労働省 労働経済白書による定義】

15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

## （3）新卒無業者の状況

令和3年3月卒の高校・大学卒業者のうち、進学も就職もしなかった「学卒無業者」の割合については、全国の高校卒業者以外で前年比よりも増加している。

図表5－3 新卒無業者の割合推移（全国・山形県）



※平成31年までは卒業後、一時的な仕事についた者も含まれる。

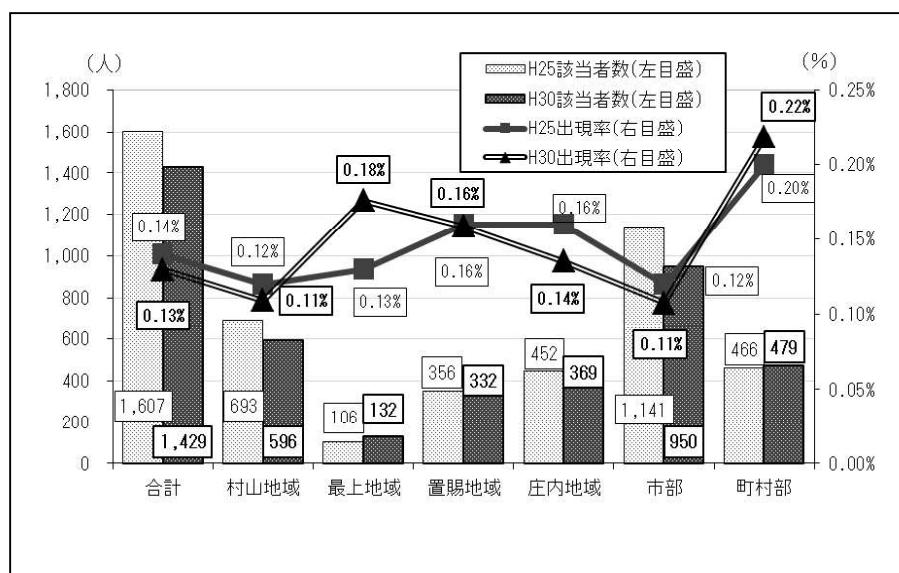
資料：文部科学省「学校基本調査」

## 2 ひきこもり等の状況

### (1) 困難を有する若者に関するアンケート調査

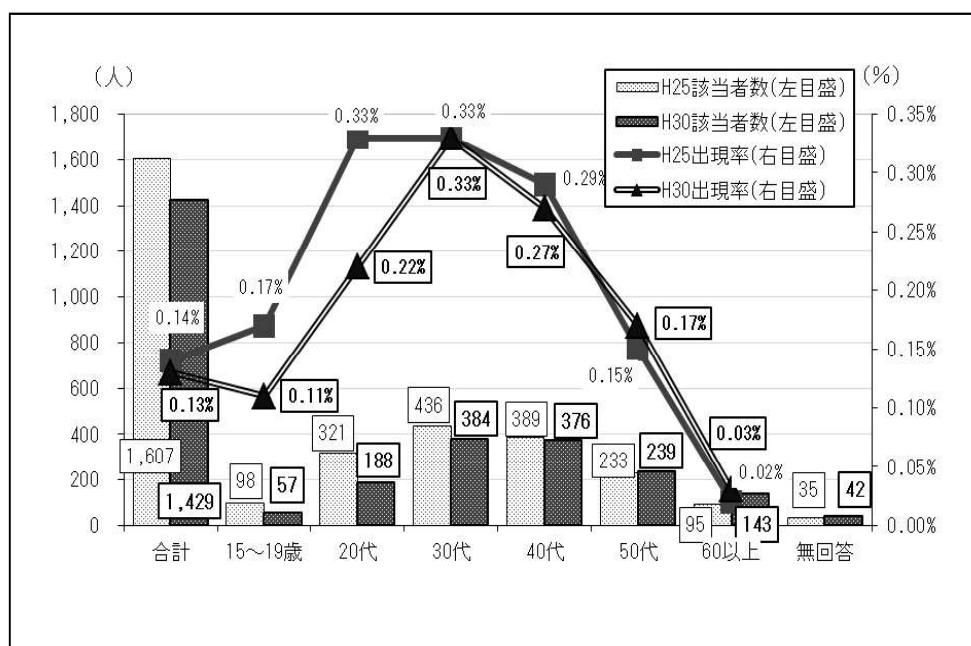
平成 30 年 4 月～7 月に、県内全ての民生委員児童委員に対し、ひきこもりや二ト等の「社会生活に参加する上で困難を有する若者等」に関するアンケート調査を 5 年ぶりに実施したところ、該当者の人数は 1,429 人で、そのうち 15 歳から 39 歳までの「若者」は 629 人となり、若年層の出現率は 5 年前から低下している。

**図表 5－4 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率  
(平成 30 年) (山形県 4 地域、市部、町村部)**



資料：山形県若者活躍・男女共同参画課「平成 30 年度困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成 30 年)

**図表 5－5 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率  
(平成 30 年) (山形県 年齢別)**



資料：山形県若者活躍・男女共同参画課「平成 30 年度困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成 30 年)

## (2) ひきこもりに関する推計（内閣府推計値）

平成 27 年 12 月に内閣府が実施した調査に基づく推計では、ひきこもりの若者(15 ~39 歳) の数は、広義で 54.1 万人、狭義で 17.6 万人とされている。これを人口比で単純に割り出すと、本県には広義で約 4,000 人、狭義で約 1,300 人の該当者がいると推計される。

図表 5-6 ひきこもりの状態にある若者の内閣府推計値（平成 27 年）（全国）

ひきこもりの状態	有効回収率に占める割合 (%)	全国の推計数（万人）	
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16	5.5	狭義のひきこもり 17.6 万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	12.1	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	1.06	準ひきこもり 36.5 万人	
計	1.57	広義のひきこもり 54.1 万人	

資料：内閣府「若者の生活に関する調査」（平成 27 年）

### （参考）厚生労働省による推計値

平成 18 年に厚生労働省が実施した「こころの健康についての疫学調査に関する研究」によると、全国で総世帯の 0.56% にあたる 25.5 万世帯程度に、現在ひきこもり状態にある子どもがいると推計されており、これを山形県の世帯数にあてはめると、約 2,000 世帯程度となる。

### (3) ひきこもり等の相談件数

県内4ヶ所の保健所（村山・最上・置賜・庄内）におけるひきこもり相談件数の年次推移を見ると、令和2年度の相談件数の合計は前年比で121件の減となっている。

また、県内に6ヶ所ある若者相談支援拠点における令和2年度の相談支援件数については、前年比で292件の増となっている。

**図表5－7 ひきこもり相談件数**

(単位：件)

保健所 年度	村山	最上	置賜	庄内	計
H28	326	16	74	184	600
H29	391	14	319	206	930
H30	421	6	183	116	726
R1	226	12	114	155	507
R2	227	7	91	61	386

資料：山形県障がい福祉課

**図表5－8 ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」の相談件数**

(単位：件)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数	490	345	353	492	560

資料：山形県障がい福祉課

#### ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）

—ひきこもりの評価・支援に関するガイドラインより—

**図表5－9 若者相談支援拠点の相談件数**

6拠点計

年度	相談支援件数						居場所支援利用者数
		面接	電話	訪問	その他※	出張	
H28	2,968	1,013	1,289	300	187	179	7,675
H29	3,381	1,174	1,501	210	252	244	7,828
H30	3,412	979	1,563	229	372	269	7,935
R1	3,315	1,028	1,358	264	400	265	6,305
R2	3,607	1,020	1,709	209	498	171	5,234

※相談支援の「その他」は電子メール、手紙、外出同行など

資料：山形県女性・若者活躍推進課

### 3 不登校の状況

#### (1) 学校数及び児童・生徒数

令和3年度の学校数は、前年度と比べて小学校で10校、中学校で3校減少した。義務教育学校（義務教育の小学校課程から中学校課程を一貫して行う学校）は2校増加し、高等学校は前年度と変化はなかった。

児童・生徒数は年々減少しており、令和3年度は前年度より2,371人少ない104,642人となっている。内訳をみると、小学校が1,721人の減少、中学校が504人の減少、義務教育学校902人の増加、高等学校が1,048人の減少となっている。

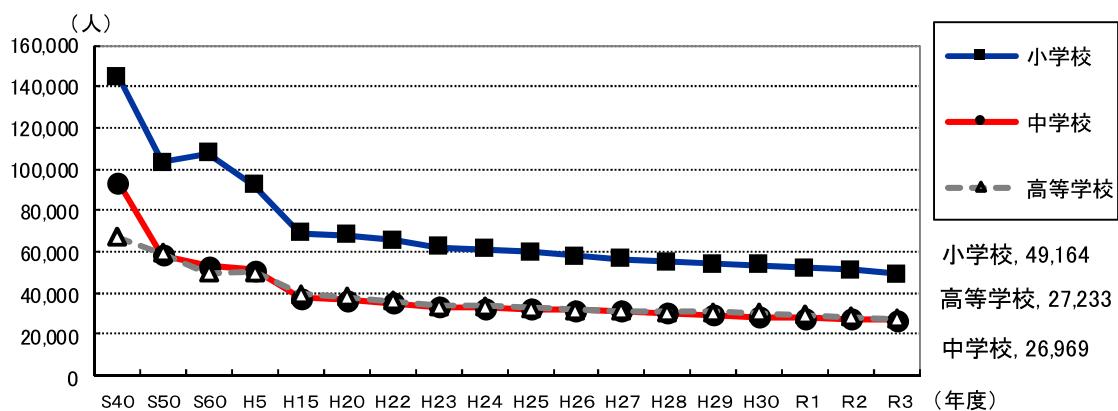
**図表5－10 学校数及び児童・生徒数**

(単位：校・人)

区分 年度	学校数				児童・生徒数				
	小学校	中学校	義務教育 学校	高等 学校	小学校	中学校	義務教育 学校	高等 学校	計
S40	522	215	0	79	144,873	93,837	0	67,160	305,870
S50	451	180	0	79	103,200	58,266	0	59,258	220,724
S60	417	150	0	78	107,386	53,043	0	49,499	209,928
H5	395	144	0	71	92,170	50,966	0	50,364	193,500
H15	367	135	0	68	72,015	39,792	0	41,484	153,291
H20	344	130	0	68	65,429	35,287	0	35,904	136,620
H22	332	120	0	68	62,972	33,642	0	34,649	134,213
H23	323	117	0	68	62,119	33,250	0	33,891	131,263
H24	309	114	0	64	61,132	32,587	0	33,511	129,260
H25	292	112	0	63	59,595	32,214	0	32,547	127,230
H26	276	106	0	62	57,992	31,949	0	31,945	124,356
H27	269	104	0	62	56,574	31,529	0	31,225	121,886
H28	262	101	1	62	55,152	30,544	408	30,861	119,328
H29	258	101	1	62	54,043	29,572	400	30,648	114,663
H30	252	101	1	61	53,308	28,417	382	30,160	112,267
R1	249	99	1	61	52,034	27,938	383	29,251	109,606
R2	244	97	1	61	50,885	27,473	374	28,281	107,013
R3	234	94	3	61	49,164	26,969	1,276	27,233	104,642
R2-R3	△ 10	△ 3	2	0	△ 1,721	△ 504	902	△ 1,048	△ 2,371

資料：文部科学省「学校基本調査」

**図表5－11 児童・生徒数の推移**



資料：文部科学省「学校基本調査」

## (2) 長期(30日以上)欠席の児童・生徒数(小学校・中学校)

令和2年度間の長期欠席者数は、小学校471人で前年度間より96人の増加、中学校1,040人で前年度間より59人の増加となっている。

この中で、「不登校」※を理由とする児童・生徒数は、小学校が344人で前年度間より66人の増加、中学校が882人で前年度間より7人の増加しており、増加傾向となっている。全児童・生徒数に占める割合は、小学校0.67%、中学校3.19%で、国平均(小学校1.00%、中学校4.09%)を下回っている。

※「不登校」とは、心理的、情緒的理由や社会的要因、背景などにより長期欠席したことをいう。

**図表5-12 理由別長期欠席者数(30日以上欠席)**

(単位:人、%)

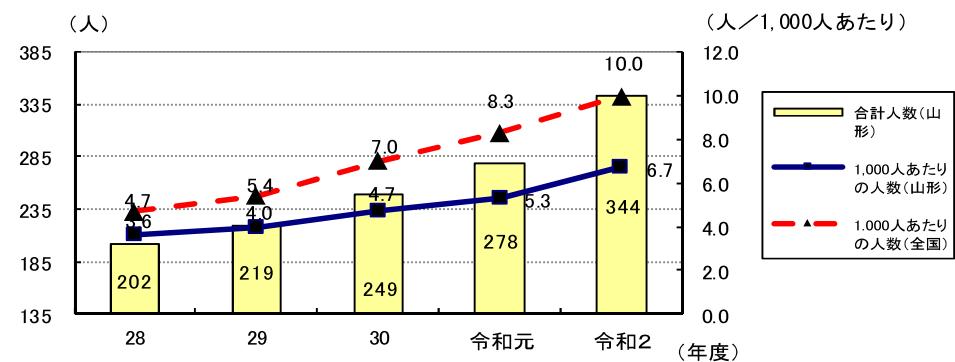
区分		計	不登校	病気	経済的理由	その他
小学校	平成15年度間	342(0.49)	176(0.25)	140(0.20)	—	26(0.04)
	平成20年度間	247(0.38)	155(0.24)	74(0.11)	—	18(0.03)
	平成25年度間	251(0.42)	166(0.28)	64(0.11)	—	21(0.04)
	平成26年度間	256(0.44)	156(0.27)	73(0.13)	2(0.00)	25(0.04)
	平成27年度間	212(0.37)	168(0.30)	25(0.04)	—	19(0.03)
	平成28年度間	264(0.48)	202(0.36)	33(0.06)	—	29(0.05)
	平成29年度間	306(0.56)	219(0.40)	42(0.08)	—	45(0.08)
	平成30年度間	332(0.62)	249(0.47)	56(0.10)	—	27(0.05)
	令和元年度間	375(0.72)	278(0.53)	76(0.15)	—	21(0.04)
中学校	令和2年度間	471(0.92)	344(0.67)	59(0.11)	—	17(0.03)
	平成15年度間	986(2.56)	813(2.11)	163(0.42)	—	10(0.03)
	平成20年度間	980(2.78)	857(2.43)	108(0.31)	—	15(0.04)
	平成25年度間	801(2.49)	735(2.28)	55(0.17)	—	11(0.03)
	平成26年度間	828(2.59)	714(2.23)	93(0.29)	—	21(0.07)
	平成27年度間	781(2.48)	701(2.22)	57(0.18)	—	23(0.07)
	平成28年度間	883(2.88)	752(2.45)	111(0.36)	—	20(0.07)
	平成29年度間	889(2.99)	801(2.69)	69(0.23)	—	19(0.06)
	平成30年度間	965(3.38)	861(3.01)	72(0.25)	—	32(0.11)
	令和元年度間	981(3.49)	875(3.12)	89(0.32)	—	17(0.06)
	令和2年度間	1,040(3.76)	882(3.19)	119(0.43)	—	20(0.07)

\* ( ) 内の数字は、全児童・生徒数に占める理由別長期欠席者の割合

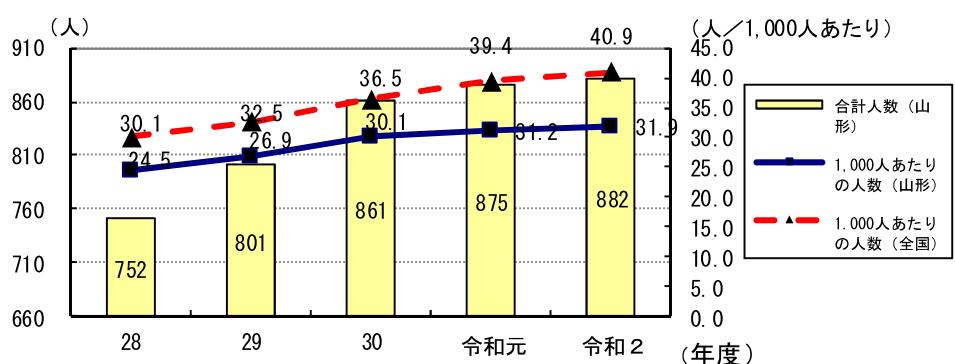
資料:文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

**図表5-13 不登校児童・生徒数の推移**

<小学校>



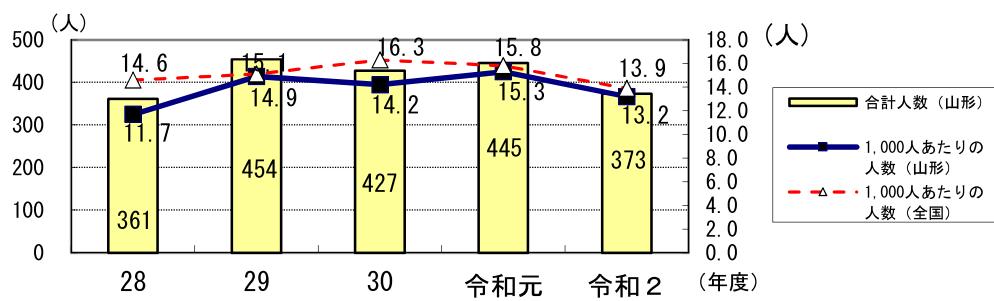
<中学校>



### 3) 高等学校の不登校生徒数

令和2年度の公私立高等学校の不登校生徒数は、373人で前年度より72人減少している。1,000人あたりの不登校生徒数は13.2人で、全国平均の13.9人とほぼ同じである。

図表5－14 不登校生徒数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表5－15 (参考) 全国の高等学校における理由別長期欠席者数の推移

年度	計	不登校	病気	経済的理由	その他
H23	86,526	56,361	13,277	2,464	14,424
H24	85,883	57,664	12,457	2,405	13,357
H25	83,965	55,655	12,794	2,281	13,235
H26	80,613	53,156	12,821	2,044	12,592
H27	79,357	49,563	14,266	1,606	13,922
H28	79,391	48,565	14,394	1,263	15,169
H29	80,313	49,643	15,632	1,036	14,002
H30	80,752	52,723	15,812	764	11,453
R1	76,775	50,100	16,358	644	9,673
R2	80,527	43,051	16,521	429	11,144

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

#### (4) 不登校の要因

学校に係る状況としては、小中学校は「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、高等学校は「入学・転編入学・進学時の不適応」が多数を占めており、本人に係る状況としては、「無気力・不安」が多数を占めている。また、家庭に係る状況は、小学校では約20%、中学校では約10%、高等学校では約7%と、年齢が上がるにつれて減少する傾向がある。

**図表5－16 不登校の要因（令和2年度）（全国）**

◆ 小学校

（単位：人）

区分	不登校児童数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	係りを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	等クラブへの不適応・部活動	ぐる学校のきまり等をめ	入学・転編入学・進学時の不適応	激家庭の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あ生活リズムの乱れ	無気力・不安	
主たるもの	63,350	171	4,259	1,187	2,049	153	11	453	1,121	2,408	9,227	1,027	8,863	29,331	3,090
主たるもの以外にも当たるるもの		95	2,621	1,005	4,822	238	25	549	765	1,523	8,888	1,403	6,802	7,247	/

◆ 中学校

（単位：人）

区分	不登校児童数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	係りを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	等クラブへの不適応・部活動	ぐる学校のきまり等をめ	入学・転編入学・進学時の不適応	激家庭の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あ生活リズムの乱れ	無気力・不安	
主たるもの	132,777	228	16,571	1,226	8,626	1,428	772	1,061	5,412	3,259	8,168	2,456	14,576	62,555	6,439
主たるもの以外にも当たるるもの		109	6,524	1,201	11,485	2,174	1,060	1,118	2,512	2,183	9,923	2,634	9,130	12,840	/

◆ 高等学校

（単位：人）

区分	不登校児童数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	係りを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	等クラブへの不適応・部活動	ぐる学校のきまり等をめ	入学・転編入学・進学時の不適応	激家庭の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あ生活リズムの乱れ	無気力・不安	
主たるもの	43,051	86	3,806	211	2,638	2,117	371	351	3,960	833	1,491	748	6,633	16,213	3,593
主たるもの以外にも当たるるもの		21	1,031	152	1,750	1,077	233	219	923	342	1,400	591	1,873	2,888	/

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※「主たるもの」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

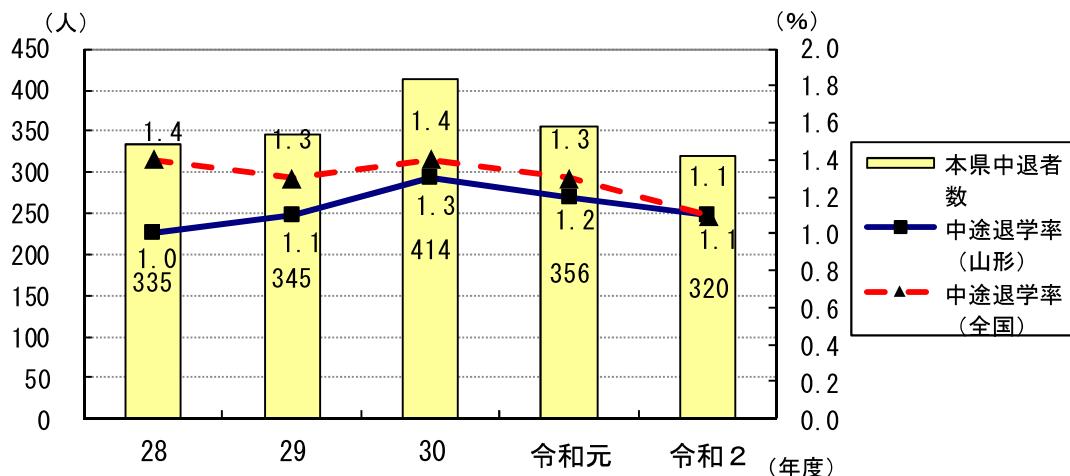
※「主たるもの以外にも当たるるもの」については、主たるもの以外で当たるものがある場合は、一人につき二つまで選択可。

## 4 高等学校における中途退学の状況について

### (1) 中途退学者数と割合の推移

令和2年度の県内高等学校における中途退学者数は320人で、前年度より36人減少した。全生徒数に対する割合は1.1%で、全国平均の1.1%と同じ水準となっている。

図表5-17 中途退学者数と中途退学率の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

### (2) 高等学校中途退学の理由について

中退の理由としては、別の高校への入学や就職を希望する「進路変更」によるものが最も多い。また、「その他の理由」によるものが前年度比で増加している。

図表5-18 高等学校における中途退学の理由（山形県）

(単位：件)

中退の理由	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他の理由	合計
H28	2	114	164	11	4	15	8	17	335
H29	9	177	115	18	2	7	11	6	345
H30	23	169	158	17	4	12	18	13	414
R1	11	133	144	29	1	12	14	12	356
R2	5	96	155	23	0	9	14	18	320

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

## 5 障がいのある子ども・若者

### (1) 身体障がい児・知的障がい児の数

令和2年度の県内における身体障がい児、知的障がい児の数はそれぞれ575人、1,464人となっている。

図表5－19 身体障がい児・知的障がい児の数（令和2年度）（山形県）

（単位：人）

障がい別・障がい程度	身体障がい児人員数					知的障がい児人員数	
	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	重度	中軽度
人員数・件数	17	78	6	340	134	399	1,065
合計	575					1,464	

資料：山形県障がい福祉課、山形県発達障がい者支援センター

### (2) 県発達障がい者支援センターにおける相談件数

相談件数は増減を繰り返しているが、令和2年度は前年比で27件の増加となっている。

図表5－20 県発達障がい者支援センターにおける相談件数（山形県）

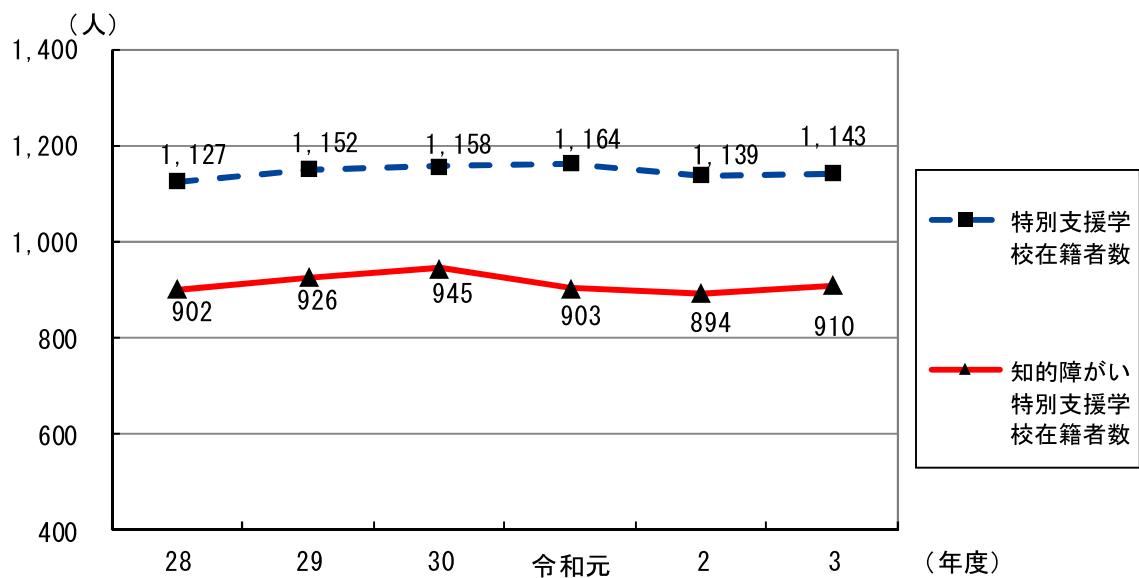
（単位：件）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発達障がい相談延べ件数	1,904	1,696	1,733	1,356	1,383

資料：山形県障がい福祉課、山形県発達障がい者支援センター

### (3) 特別支援学校在籍者数（国立を含む）

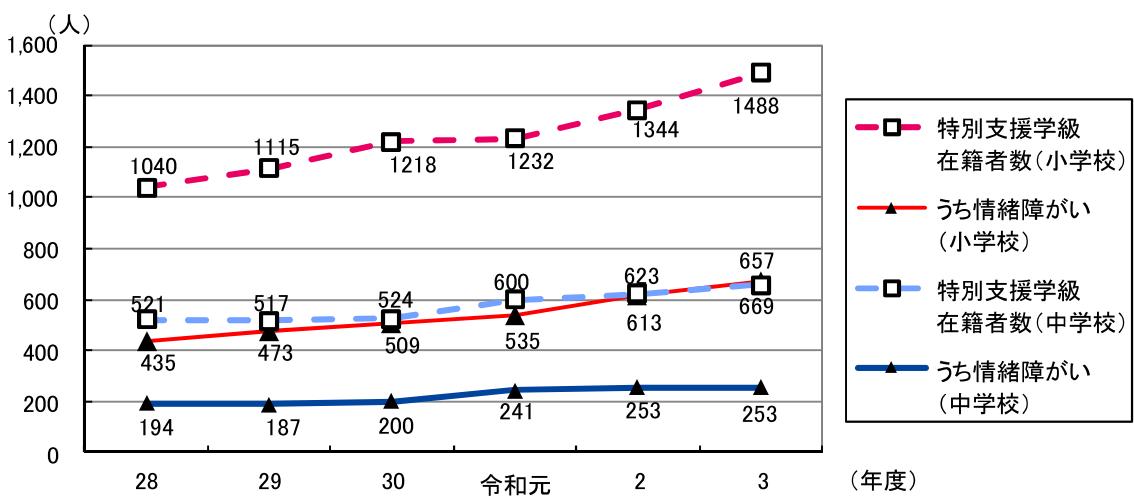
県内特別支援学校（国立を含む）における在籍者数は、令和3年度は前年比で4人増加した。そのうち、知的障がい特別支援学校に在籍する者が占める割合は、令和3年度で全体の約8割にのぼる。



資料：山形県教育庁特別支援教育課

### (4) 特別支援学級在籍者数

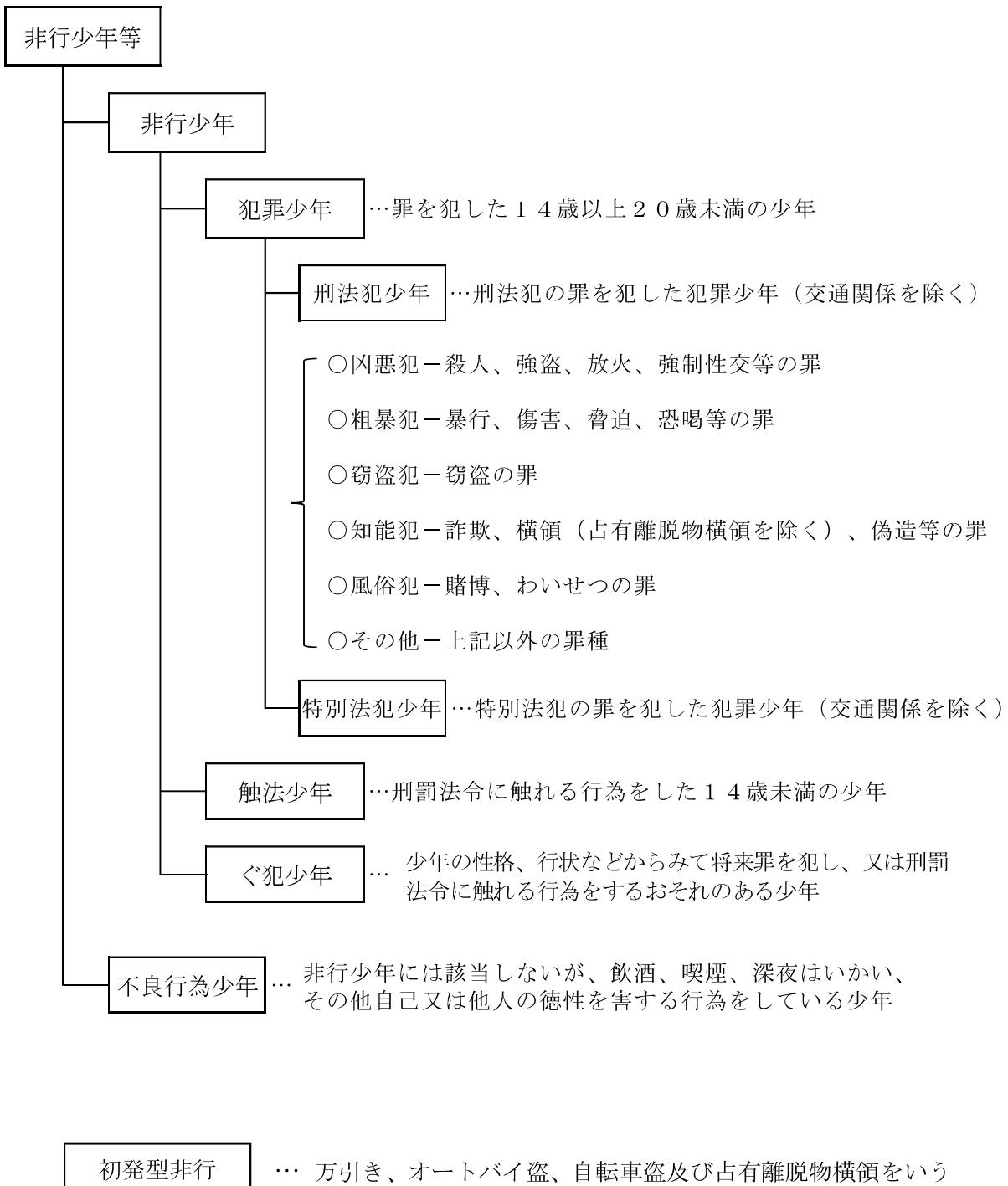
県内小中学校における特別支援学級在籍者数は、特別支援学校在籍者数と同様、年々増加しており、そのうち、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍者数の占める割合は、小学校中学校ともに約4割となっており、増加傾向である。



資料：山形県教育庁特別支援教育課

## 6 少年非行の状況

### ・用語説明



## (1) 非行少年等の概況

刑法犯少年は減少傾向にあり、令和3年は統計の残る昭和25年以降で最少の73人となった。

触法少年については、令和3年は前年比で8人増加し、50人だった。

不良行為少年は、前年比で98人減少と大幅に減少し、462人となった。

**図表5－23 犯罪少年等の状況**

(単位:人)

年別区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
刑法犯少年	135	156	107	97	73
特別法犯少年	12	18	18	14	21
触法少年	98	73	73	42	50
刑法	90	65	66	39	50
特別法	8	8	7	3	
ぐ犯少年	9	1	4		3
不良行為少年	640	588	553	560	462

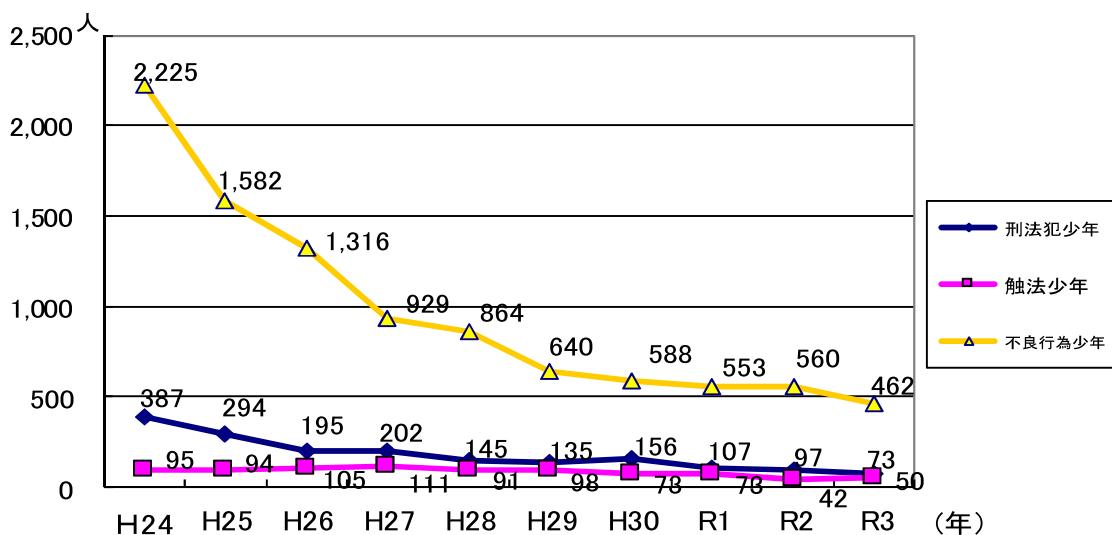
資料：山形県警察本部人身安全少年課

**図表5－24 刑法犯少年等の推移**

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯少年	387	294	195	202	145	135	156	107	97	73
触法少年	95	94	105	111	91	98	73	73	42	50
不良行為少年	2,225	1,582	1,316	929	864	640	588	553	560	462

資料：山形県警察本部人身安全少年課

**図表5－25 刑法犯少年等の推移**



資料：山形県警察本部人身安全少年課

## (2) 刑法犯少年

刑法犯少年の内、平成30年までは自転車盗や万引きなどの「初発型非行」が高い割合を占める。

学職別では、高校生と有職が高い割合を占める。高校生は近年減少傾向であるが、令和3年は前年比で18人減少し、25人となった。

**図表5－26 刑法犯少年の状況**

**【罪種別】**

(単位:人)

年別区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	135	156	107	97	73
凶 惡 犯		6	1	1	2
粗 暴 犯	29	50	40	25	26
窃 盗 犯	75	75	42	49	27
自転車盗	18	13	11	10	6
万引き	37	42	23	18	11
知 能 犯	5	5	5	5	4
風 俗 犯	1				4
そ の 他	25	20	19	17	10

**【学職別】**

(単位:人)

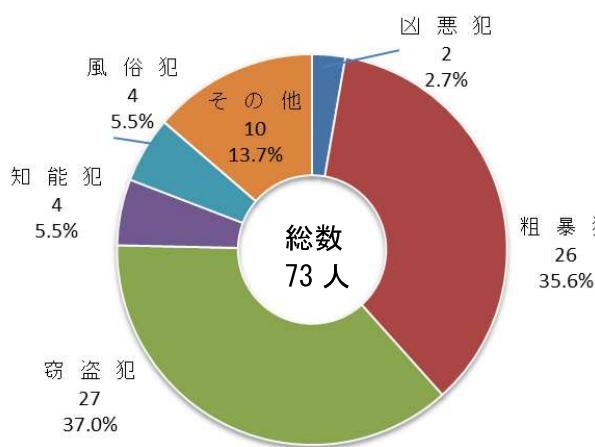
年別区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	135	156	107	97	73
中 学 生	10	19	15	16	12
高 校 生	73	69	48	43	25
大 学 生	2	3	8	3	2
その他の学生	3	3	3	2	1
有 職	37	47	22	22	25
無 職	10	15	11	11	8

資料：山形県警察本部人身安全少

**図表5－27 刑法犯少年の状況**

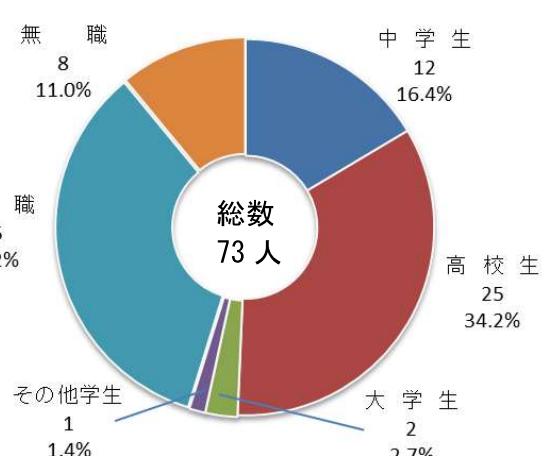
**【罪種別】**

(単位:人、%)



**【学職別】**

(単位:人、%)



資料：山形県警察本部人身安心少年課

### (3) 特別法犯少年

令和3年の特別法犯少年は21人で、前年から7人増加した。主なものは、軽犯罪法が4人、県青少年健全育成条例が4人、児童買春・児童ポルノ法が3人、県迷惑防止条例が2人となっている。

学職別で見ると、令和3年は前年比で高校生が8人増加している。

**図表5－28 特別法犯少年の状況**

**【罪種別】**

(単位:人)

年別 区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	12	18	18	14	21
軽 犯 罪 法	1	3	5		4
県迷惑行為防止条例	1	2	2	1	2
風営適正化法					
未成年者喫煙禁止法	1				
県青少年健全育成条例		1	1	2	4
児童買春・児童ポルノ法	8	7	10	4	3
銃 刀 法	1	1			
廃棄物処理法		1			
水産資源保護法		2			
商 標 法		1			
そ の 他				7	8

**【学職別】**

(単位:人)

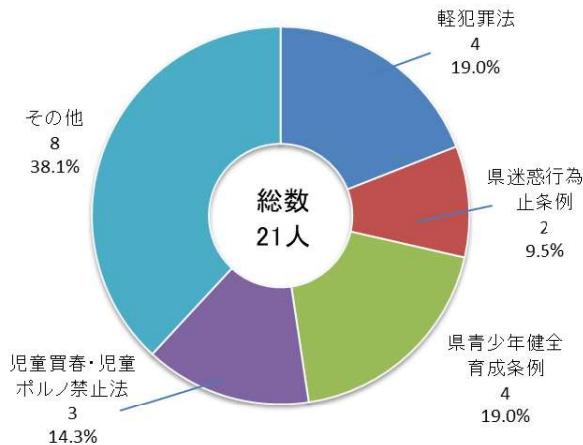
年別 区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	12	18	18	14	21
中 学 生	6	2	4	1	
高 校 生	4	7	13	3	11
大 学 生	1				
その他の学生					
有 職	1	7	1	10	10
無 職		2			

資料： 山形県警察本部人身安全少年

図表5－29 特別法犯少年の状況

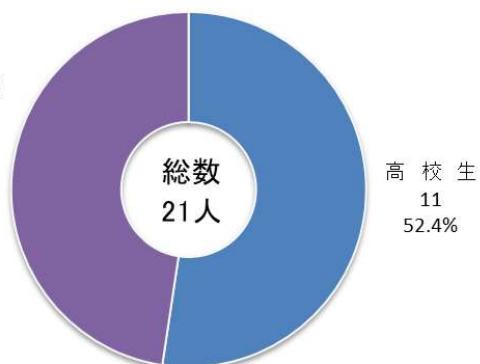
【罪種別】

(単位：人、%)



【学職別】

(単位：人、%)



#### (4) 触法少年

令和3年の触法少年（刑法）における行為別では、最も多くを占める窃盗犯が30人で、前年比で8人増加した。

学職別では、小学生が前年比で11人増加している。

図表5－30 触法少年の状況（刑法）

【行為別】

(単位：人)

区分	年別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数		90	65	66	39	50
凶 惡 犯						1
粗 暴 犯		12	7	19	7	13
窃 盗 犯		57	43	40	22	30
自転車盗		1	2	1		
万引き		48	31	33	19	26
知 能 犯			1		1	
風 俗 犯			1	1	3	1
そ の 他		21	13	6	6	5

【学職別】

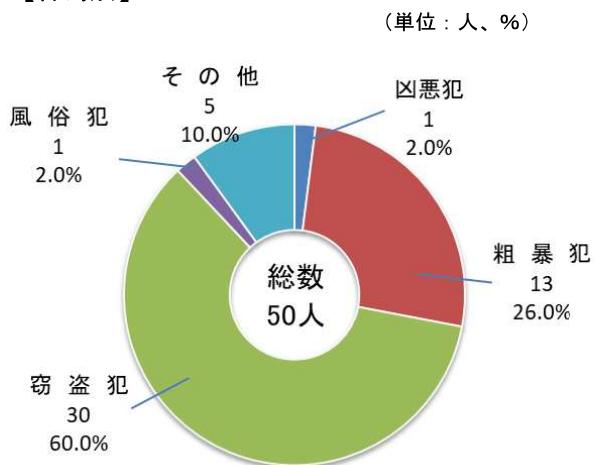
(単位：人)

区分	年別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数		90	65	66	39	50
未 就 学						
小 学 生		59	44	47	21	32
中 学 生		31	21	19	18	18

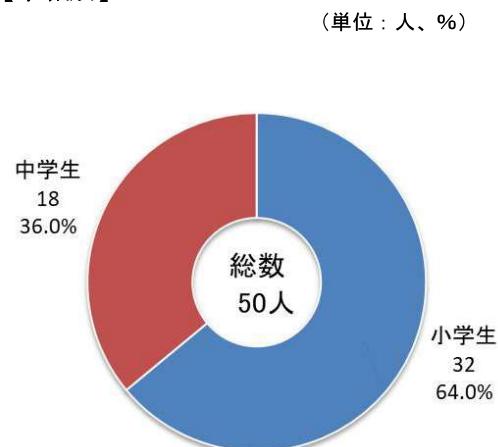
資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5－3－1 触法少年の状況（刑法）

【行為別】



【学職別】



(単位：人、%)

資料： 山形県警察本部人身安全少年課

### （5）ぐ犯少年

令和3年に、ぐ犯少年として家庭裁判所に送致された少年は1人、児童相談所に通告された少年は2人だった。

### （6）不良行為少年

令和3年は、行為別では、深夜はいかい、喫煙、その他が上位3位を占め、それぞれ167人（前年比-39人）、94人（前年比-20人）、77人（前年比-43人）だった。学職別では、高校生が232人と最も多かったが、前年比で76人減少した。

図表5－3－2 不良行為少年の状況

【行為別】

(単位：人)

年別区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	640	588	553	560	462
飲 酒	60	57	61	46	57
喫 煙	101	123	75	114	94
粗 暴 行 為	15	15	21	16	13
暴 走 行 為	4		1		7
家 出	64	63	53	25	27
無 断 外 泊	7	11	14	10	3
深 夜 は い か い	328	230	224	206	167
怠 学	12	26	12	9	12
不 健 全 性 的 行 為	11	9	11	5	5
不 良 交 友	4	7		8	
不 健 全 娱 樂	14	5	2	1	
そ の 他	20	42	79	120	77

資料： 山形県警察本部人身安全少年課

【学識別】

(単位:人)

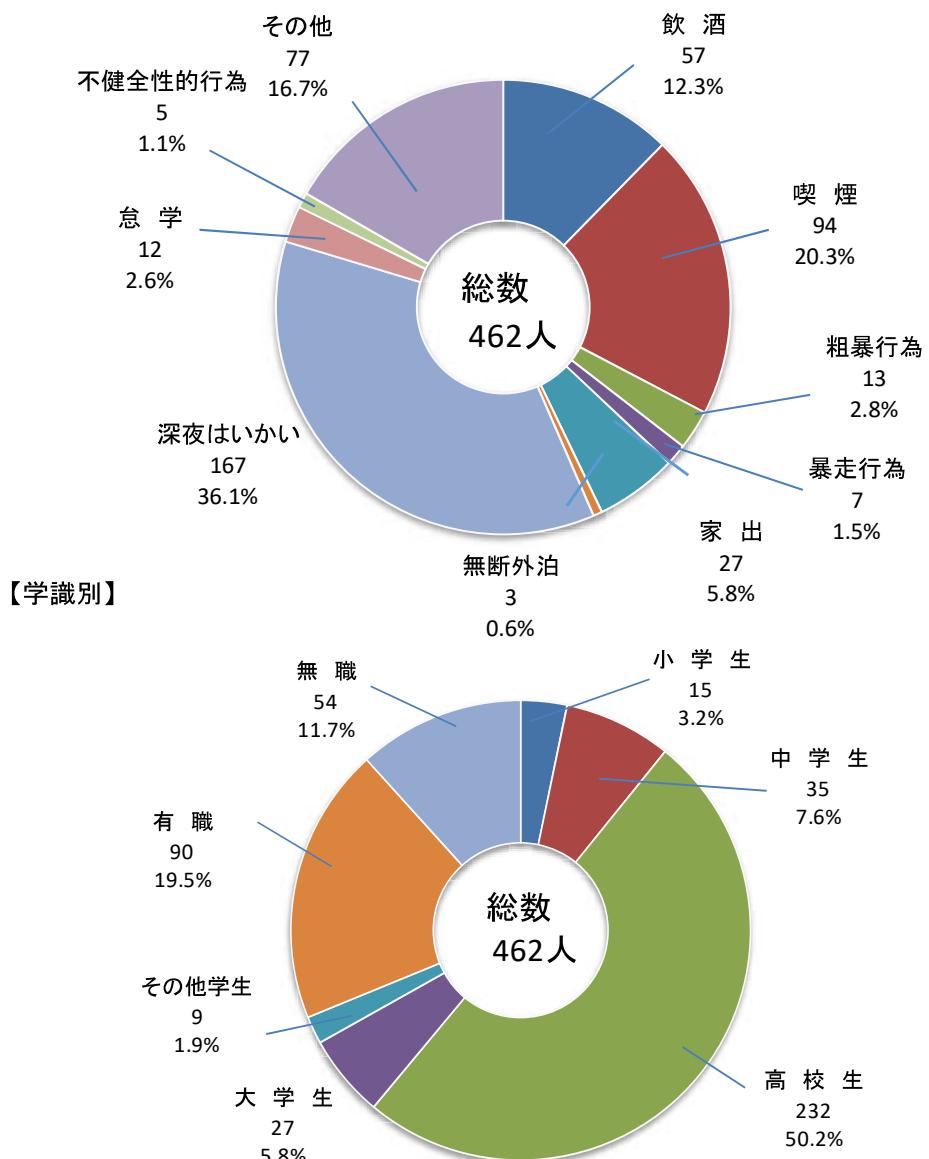
年別 区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	640	588	552	560	462
未 就 学					
小 学 生	14	30	13	6	15
中 学 生	82	87	65	42	35
高 校 生	326	286	268	308	232
大 学 生	17	26	32	20	27
その他の学生	10	8	25	12	9
有 職	129	99	116	133	90
無 職	62	52	33	39	54

資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5－33

【行為別】 不良行為少年の状況

(単位:人、%)



資料：山形県警察本部人身安全少年課

## 7 いじめの認知件数

令和2年度の本県小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は昨年度比498件減の12,445件で、過去二番目に高い認知件数となった。

1000人あたりの認知件数は、114.0件で前年度より1.7件減少しているが、全国平均の39.7件を大幅に上回る状況となっている。

各学校が初期段階のいじめも含め積極的に認知したことが、認知件数増加につながったと考えられる。

**図表5－34 いじめの認知件数の推移**

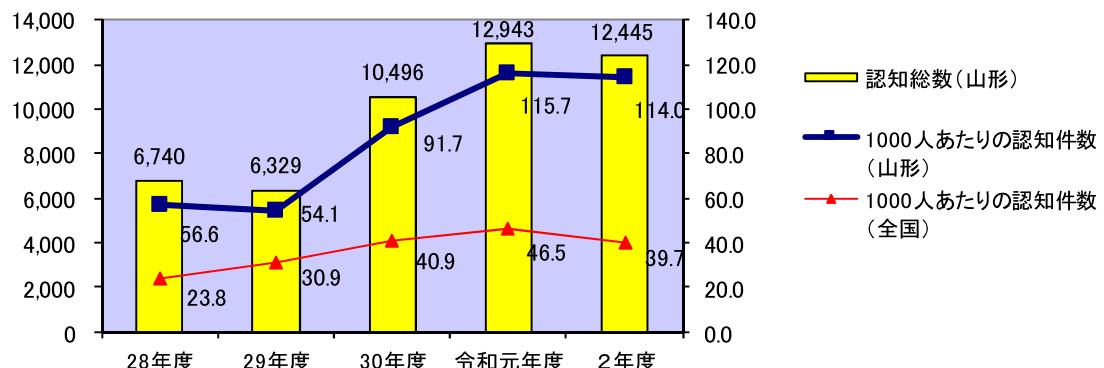
(単位:件)

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	1000人あたりの認知件数
H28	4,152	1,930	584	74	6,740	56.6(23.8)
H29	4,033	1,750	465	81	6,329	54.1(30.9)
H30	7,765	2,133	503	95	10,496	91.7(40.9)
R1	9,975	2,493	456	73	12,943	115.7(46.5)
R2	10,363	1,773	263	46	12,445	114.0(39.7)

\* ( ) 内の数字は、全国平均。

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

**図表5－35 いじめの認知件数の推移（小中高特合計）**



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

### ※いじめの定義

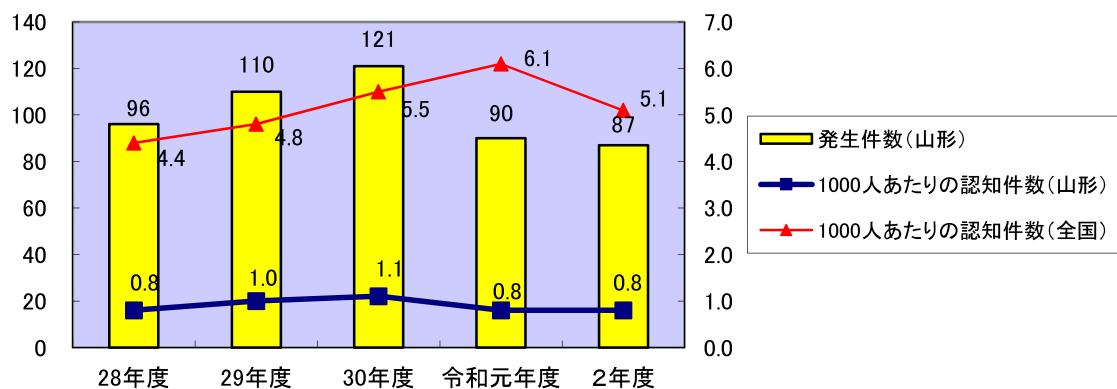
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 8 暴力行為の発生状況（小中高合計）

直近5年間における児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、本県では1件前後、国では5件前後で推移している。

図表5－3－6 暴力行為の発生件数の推移（山形県・全国）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

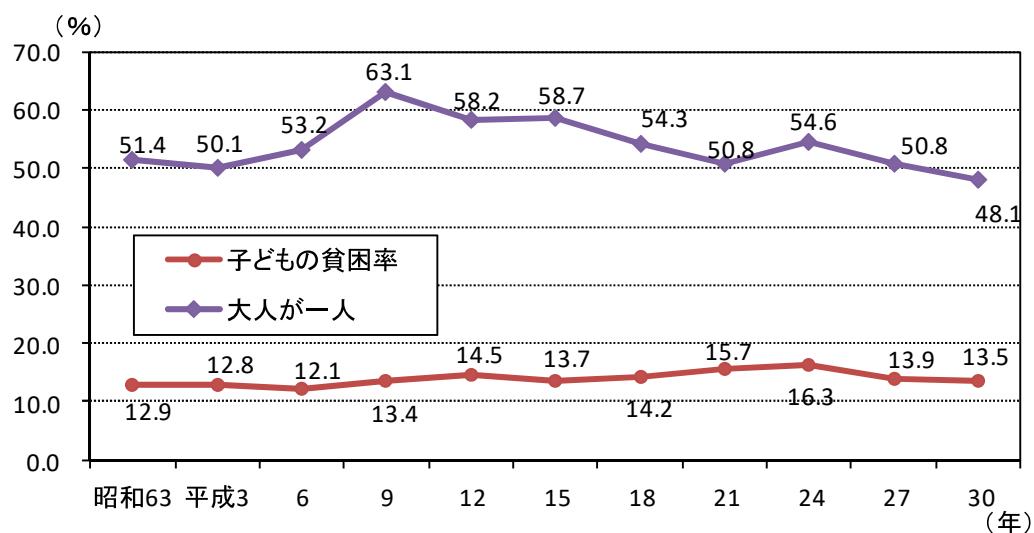
## 9 子どもの貧困

### (1) 子どもの貧困率（全国）

令和元年度国民生活基礎調査（平成 30 年実績）による「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は 15.4%、また、「子どもの貧困率（17 歳以下）」は 13.5% と平成 27 年比で 0.4 ポイント低下した。

一方、「子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）」の貧困率は、12.6% となっている。そのうち、「大人が一人（ひとり親世帯）」の貧困率は 48.1% となっている。

図表 5-3-7 子どもの貧困率の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表 5-3-8 貧困率の推移

（単位：%）

	昭和63	平成3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	新基準
相対的貧困率	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

- 注 1 相対的貧困率とは、OECD の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。  
2 平成 6 年の数値は兵庫県を除いたもの。  
3 平成 27 年の数値は、熊本県を除いたもの。  
4 平成 30 年の「新基準」は、2015 年に改訂された OECD の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。  
5 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。  
6 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

## (2) 生活保護世帯の増加

令和3年4月現在で、山形県の生活保護世帯数は4,806世帯、被保護人員は5,735人となり、平成28年4月に比べ1,343世帯、1,920人の減少となっている。世帯数、被保護人員の増加率は、ともに全国を下回る水準となっている。

**図表5－39 生活保護の状況**

(単位：世帯、人、%)

		平成28年4月	令和3年4月	増加数	増加率
世帯	山形県	6,149	4,806	-1,343	-21.8
	全国	1,632,271	1,638,787	6,516	0.4
被保護人員	山形県	7,655	5,735	-1,920	-25.1
	全国	2,150,877	2,043,423	-107,454	-5.0

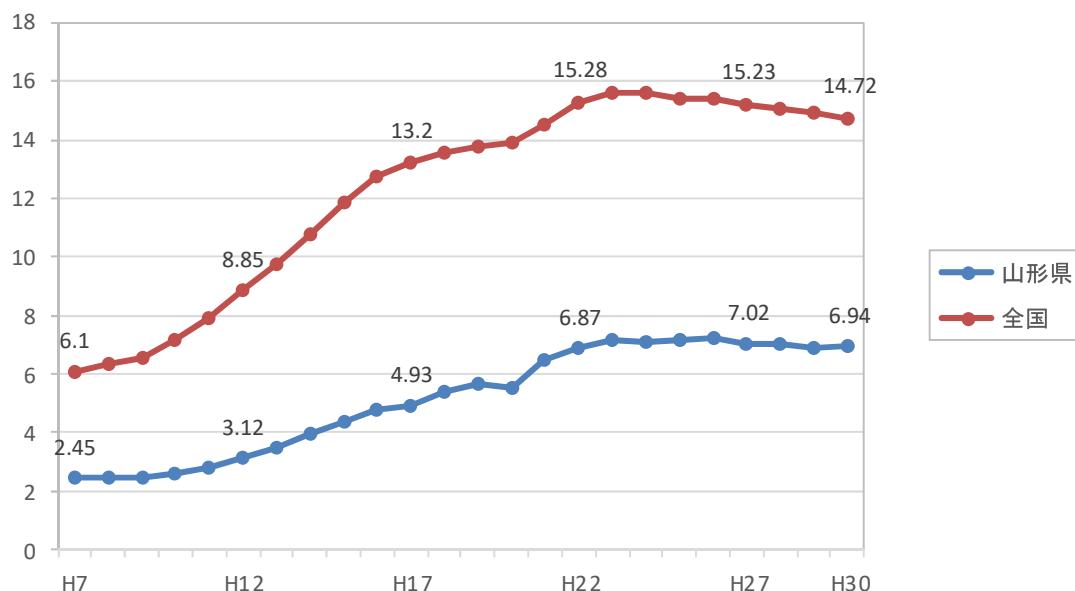
資料：厚生労働省「被保護者調査」

## (3) 就学援助をうけている児童生徒の増加

山形県の小中学校において学用品等の就学援助を受けている要保護及び準要保護児童生徒数は、平成30年度は5,631人となり、全児童生徒総数の6.94%を占めている。これは、全国の半分以下の水準であるものの、平成7年度の2倍以上の水準となっている。

**図表5－40 要保護・準要保護児童生徒割合（学用品費等）**

(%)



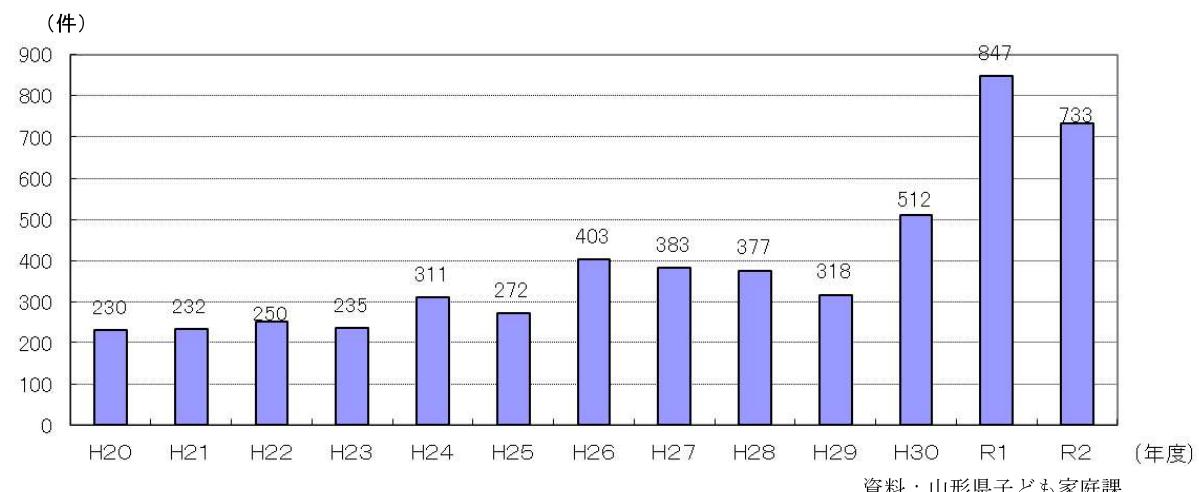
資料：文部科学省「就学援助実施状況調査」

## 10 子どもの虐待

### (1) 児童虐待の状況

虐待と認定された件数は、法改正による通告範囲の拡大（「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」へと通告の対象範囲が拡大）もあり、平成16年度以降200件を超える件数で推移している。令和2年度は733件となり、過去2番目に多くなっている。

**図表5-4-1 児童虐待の認定件数**



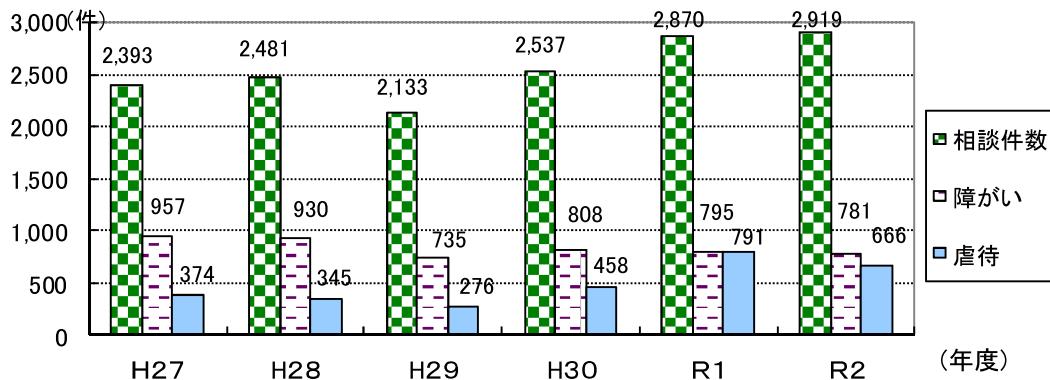
資料：山形県子ども家庭課

中央児童相談所と庄内児童相談所の令和2年度の相談件数の合計は2,919件で、前年度より49件増加、児童虐待に関する相談は666件と前年度より125件増加した。相談内容のうち障がいに関する相談が最も多く、相談件数の約27%となっている。

**図表5-4-2 児童相談所の相談件数と相談内容**

(単位:件)

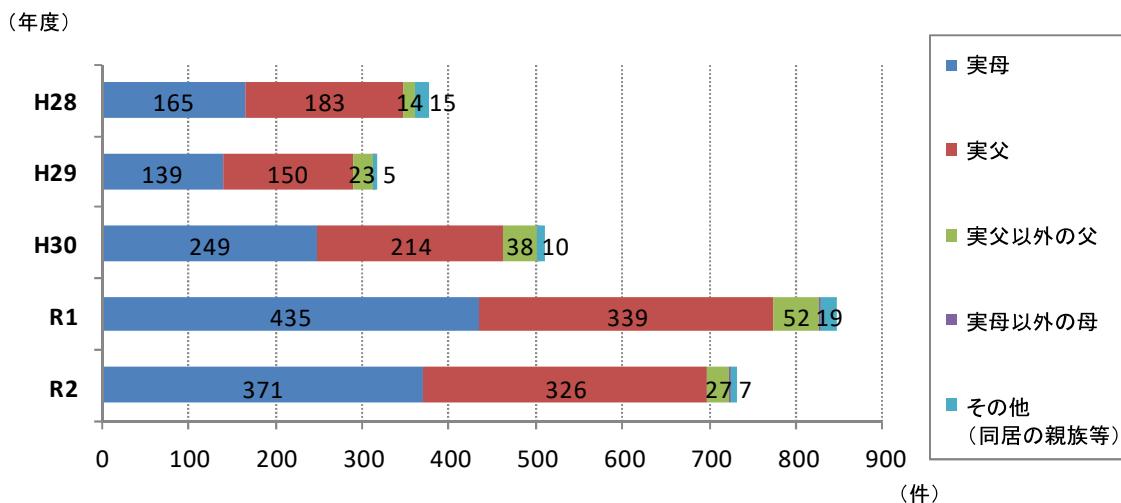
年度	相談件数	相談内容						
		養護	虐待	保健	障がい	非行	育成	その他
H28	2,481	675	345	8	930	85	595	188
H29	2,133	525	276	19	735	61	568	225
H30	2,537	808	458	17	857	61	581	225
R1	2,870	1,243	791	3	795	65	586	178
R2	2,919	1,191	666	4	781	25	577	341



## 2) 児童虐待の内容

令和2年度の主な虐待者については、実母が371件（50.6%）で最も多く、次いで実父が326件（44.5%）となっている。

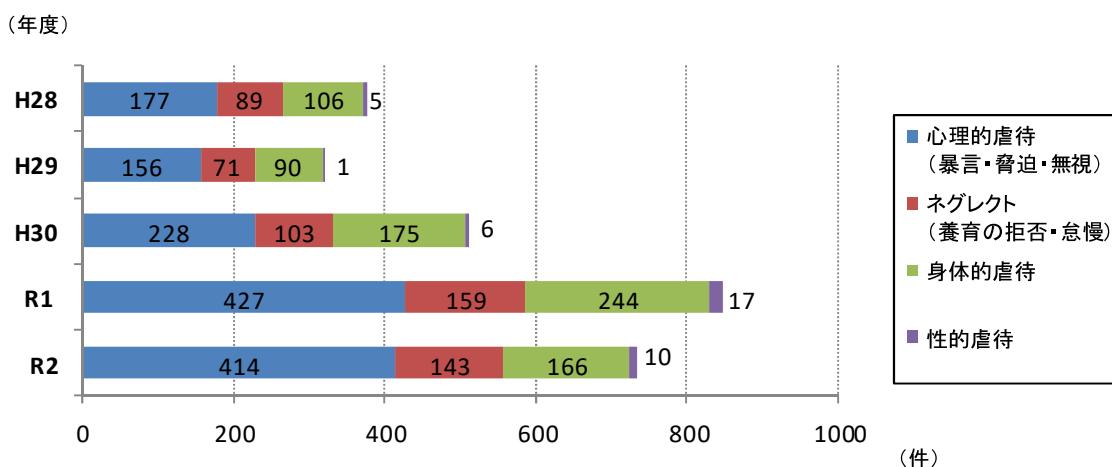
**図表5－43 主な虐待者**



資料：山形県子ども家庭支援課

令和2年度の虐待の種類は、心理的虐待が414件（56.5%）と最も多く、次いで身体的虐待が166件（22.6%）、ネグレクトが143件（19.5%）となっている。

**図表5－44 虐待の種類**



資料：山形県子ども家庭支援課

## **第2部 子ども・若者育成支援施策 の実施状況**



# 第1章 令和3年度における主な取組み

## 1 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

### (1) 子ども知事室

やまがたの未来を担う子ども達が、知事と直接話をする機会を持つことにより、県政や県の事業に関心を持ち、ふるさと“やまがた”を理解する一助とするために「子ども知事室」を実施するもの。

県内の小学校5・6年生を対象に参加者を募集し、抽選で選ばれた児童が参加。知事との懇談の時間では、例年次々と質問が出され、知事と県内の小学生が意見を交換する貴重な場となっている。

今年度は、新型コロナウィルス感染症の影響により、規模を縮小して開催した。

#### 【令和3年度実施内容】

日時：令和3年8月2日（月）、8月5日（木）

参加人数：県内4地域各2名ずつ2日間 合計16名

場所：県庁

内容：「一日知事」の辞令交付・記念撮影、知事との懇談



「子ども知事室」の開催

### (2) 青少年健全育成県民運動の展開

#### ◇大人が変われば子どもも変わる県民運動（平成12年～）

子ども達が事件や事故に関わり、犯罪の加害者や被害者となることのないよう、大人自身が社会のモラルやルールを守り、子ども達を地域社会全体で見守り育むための健全な社会環境づくりを推進するもの。

#### 【主な内容】

##### ①あいさつ・見守り運動～子どもを家庭・地域で育てよう！～

オアシス（おはよう、ありがとうございます、失礼します、すみません）運動、見守り活動等

##### ②モラル・マナーの向上運動～大人が子どもの手本となろう！～

ゴミ・空き缶・吸殻を捨てない、交通ルール・マナーを守る、公共の場のマナーを守る等

##### ③子どもを事故や犯罪等から守る運動～子どもの安全を地域全体で見守ろう！～

地域の危険箇所の点検や子ども達のたまり場の見回り、有害環境の浄化活動、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等のメディア活用のルール周知等

#### ◇ “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動（平成25年度～）

いじめ・非行の防止・根絶に向け、県、教育機関、警察及び青少年健全育成団体などが連携し、学校と地域が車の両輪となって活動を展開することで、県民に「いじめ・非行をなくそう」という意識の醸成を図るもの。



地域における啓発活動実施の様子

## 【令和3年度の主な成果】

### ① 小・中学校・特別支援学校の児童・生徒を対象とする取組み

#### ◆標語の募集・周知

県内の全小・中学校及び特別支援学校の児童生徒にいじめ防止標語を募集したところ、県全体で、333校から55,093通の応募があり、県内4地区毎に優秀標語を選定した。

#### <令和3年度優秀標語>

村山地区	いじめ菌 コロナといっしょに ふつ飛ばそう！ (県立村山特別支援学校中学部 3年 小座間 翔英さん 作)
最上地区	つながろう 今こそ心は ノーディスタンス (舟形町立舟形小学校 5年 沼澤 直太さん 作)
置賜地区	悩んだら ためこまないで まず相談 (飯豊町立飯豊中学校 3年 館石 ゆずき 柚葵さん 作)
庄内地区	認めあおう 違いは「個性」 十人十色 (鶴岡市立櫛引中学校 3年 渡部 ひよりさん 作)

### ② 高等学校の生徒を対象とする取組み

#### ◆いじめ防止スローガンの作成

県内の全高等学校にいじめ防止スローガンの作成を呼びかけたところ、県・市立高校50校、私立高校5校において、スローガンが作成された。

#### ◆ポスターのデザイン作成

県内の高校生に“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の普及啓発用ポスターのデザインを募集。合計で8点の応募があり、選考の結果、右記の作品が優秀作品に輝いた。



### ③ 「いじめ・非行防止セミナー」の開催

山形県青少年健全育成県民大会（令和3年10月31日（日））

の場で実施。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止

県立鶴岡南高校通信制の課程3年  
齋藤 凉羽さん 作

対策のため、オンラインで開催した。

第60回少年の主張大会で最優秀を受賞した小国町立叶水中学校3年の野崎さよ子による発表はビデオを上映。「一步踏み出す」と題し、東日本大震災による避難生活の中でも、大胆でポジティブな行動で前に進む母の姿に力を得て、失敗を恐れずに踏み出していくとの思いが語られた。

事例発表では、酒田市青少年を伸ばそう市民会議の取組みを紹介した。児童・生徒と地域の大人の対話会など、学校・保護者・地域が一体となって様々な活動をしている様子が伝えられた。

基調講演では、情報モラル教育、スマホ・インターネットの正しい使い方等を専門に講演や啓発活動を行っている一般社団法人ソーシャルメディア研究会チーフ技術指導員の竹内義博氏が、「スマホ世代の子供たちのために大人たちが

できること～withコロナの時代に向けて～」と題し講演。子ども達のスマホ利用の現状やSNSでのいじめ、ネットを介した出会いで起きる被害などについて大規模なアンケート調査の結果をもとに解説し、これからは「正しく怖がり、賢く使う」方法を指導していく必要があると說いた。



酒田市青少年を伸ばそう市民会議の事例発表

竹内義博氏（左）によるオンライン講演

#### ④ 各地域における運動の展開

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限されることもあったが、感染拡大防止に注意し、県内の各地域において、街頭や学校での普及啓発活動や、いじめ・非行防止のための対話会の開催等、地域の実情に応じた様々な取組みが展開された。



学校での啓発活動



児童・生徒と地域の大人の対話会

#### （3）インターネット環境に関する取組み

##### ◇「地域の大人のためのインターネット利用に関する研修会」

令和3年11月24日（水）、県庁講堂にて、青少年育成団体、保護者団体、関係行政機関等を対象に、山形大学学術研究院准教授の加納寛子氏を招いた研修会をオンラインにて開催した。

情報があふれるインターネット社会で、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）に惑わされず、正しい知識を持って子ども達の見本となる大人の存在が、ネットいじめやネットトラブルの防止において重要であると說いた。



インターネット研修会



講師の加納寛子氏

## (4) 有害環境浄化の取組み

### ① 遊技営業等

#### ◇カラオケボックス

カラオケボックスは、営業が深夜に及ぶことや密室性が高いことから、青少年の飲酒、喫煙、不健全性的行為などが懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例を一部改正（平成21年4月1日施行）し、カラオケボックスへの青少年の深夜（午後11時～午前4時）入場の制限を規定したほか、県カラオケスタジオ協会に対してボックス内の外部からの見通しの確保等について依頼した。

同協会では、青少年の非行・犯罪被害防止のため、年齢確認の徹底、未成年者の喫煙・飲酒等の防止強化の意思確認を行ったほか、自主規制措置として16歳未満は午後6時まで、18歳未満は午後10時までの利用時間と定めている。

#### ◇インターネットカフェ

インターネットカフェは、青少年のインターネット利用による有害情報の閲覧や、薬物犯罪、わいせつ犯罪などの場所として利用されるケース等が懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例に基づき、カラオケボックスと同様に深夜入場の制限を規定しているほか、「県インターネットカフェ事業者等連絡会」と連携し、経営者等と意思疎通を図って青少年の非行・犯罪被害防止を強化している。

#### ◇ゲームセンター

ゲームセンター（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に該当する営業を除く。）については、県青少年健全育成条例において、青少年の深夜（午後11時～午前4時）入場の制限を規定している。

本県では、「日本アミューズメント産業協会施設営業事業部」と連携し、夜間入場の制限の徹底を図るとともに飲酒・喫煙の防止等についても強化している。

### ② 深夜スーパー（コンビニエンスストア等）

深夜スーパーのうちコンビニエンスストアは、青少年による酒、煙草の購入や有害図書の閲覧等のほか、深夜等に店内や駐車場が「たまり場」となることが懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例において、コンビニエンスストア等深夜営業施設の従業員等は、深夜に店舗内及び店舗敷地内にいる青少年に対して帰宅を促す努力義務を規定している。

県警察本部に事務局を置く、各コンビニエンスストア本部等で構成した「山形県コンビニエンスストア等防犯対策協議会」では、強盗、万引き等の犯罪被害防止対策の向上を図るほか、年齢確認の徹底等による青少年への酒類、煙草の販売禁止の強化にも取り組んでいる。

また、ノンアルコール飲料については20歳未満の者への飲酒を誘発するおそれがあるとし、県小売酒販組合において酒類と同等の扱いとすると規定したことを受け、県内コンビニエンスストアにおいても酒類として扱い、年齢確認の

励行に努めて20歳未満の者への販売は行わないことを決定している。（平成24年11月27日「青少年のための環境づくり懇談会」）

### ③ 図書およびビデオ取扱店

県青少年健全育成条例では、著しく性的感情を刺激したり、粗暴性・残虐性を助長する図書類のほか、犯罪・自殺を誘発する図書類について有害図書類として指定し、青少年への閲覧、販売等を禁止している。

また、大量に出回る残忍なゲームソフトやわいせつ性の高いアダルト映像等に対応するため、県青少年健全育成条例に基づく「図書類の内容を審査する団体の指定」を導入し、各ジャンルの自主規制団体が『成人指定』又は『18歳以上対象』等と判断したものについては、県内においては有害図書類とみなすこととした。

現在、審査団体として指定されているのは下記の4団体である。

- 「特定非営利法人コンピュータエンターテインメントトレーディング機構（略称：C E R O）」

家庭用ゲームソフトを審査する団体



- 「(一社) コンピュータソフトウェア倫理機構（略称：ソフ倫）」

パソコン用ゲームソフトを審査する団体



- 「(一社) 映像倫理機構（略称：映像倫）」 アダルトDVD等を審査する団体



- 「(一社) 日本コンテンツ審査センター」 アダルトDVD等を審査する団体

※上記「映像倫理機構」が平成28年1月1日付で組織改編を行い、名称変更されたことから、新たな団体として指定した。



## (5) インターネット上の有害情報

### ① 現状

近年、スマートフォンや携帯型ゲーム機などのインターネット接続機器が急速に普及し、全国的に青少年のインターネット利用によるトラブルやSNS（※1）に起因した犯罪被害の増加が問題となっている。

このような被害児童のうちの多くが被害当時フィルタリング（※2）を利用してない現状にあり、青少年が自身の裸等をスマートフォン等で撮影し、メール等で送られる「自画撮り被害」や悪意ある大人から言葉巧みに誘い出され、わいせつ目的で誘拐される事件が山形県でも発生している。

令和3年度に県教育庁が県内全小中学生を対象に実施した情報端末の使用状況及び学校における指導状況の定期調査では、インターネットに接続できる機器の所有率は、アンケートに回答した全児童生徒のうち小学生で81.2%（携帯電話（スマートフォンを含む。）は36.7%）、中学生で94.8%（同70.9%）まで普及しているものの、有害サイト等への接続を防ぐフィルタリングの設定率は、小学生で38.2%（1年生を除く。）、中学生で51.3%となっている。

※1 SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

※2 フィルタリングとは、インターネット上の有害情報の閲覧を制限するソフトウェアやサービスのこと。

### ② 対策

県では「山形県青少年健全育成条例」を一部改正（平成31年3月15日公布、令和元年7月1日施行）し、携帯電話販売事業者及び販売代理店に対し、フィルタリングの必要性・内容等が記載された説明書の交付を義務づけ、フィルタリングが不要と判断した保護者に対する不要申出書の提出義務を課すとともに、青少年に裸等の画像を要求する行為を規制したほか、携帯電話販売事業者等に立入調査を行えることとした。

（令和3年：立入数48件、指導件数0件）

また、「地域の大人のためのインターネット利用に関する研修会」をオンライン開催し、山形大学学術研究院准教授加納寛子氏による「スマホとSNSに関する子どもたちの諸問題への対処について～「ネットいじめ」を防ぐためにできること～3つのアンコンシャス・バイアス」と題する講演会を実施するなど、参加者に青少年を取り巻くインターネット環境やトラブルに巻き込まれる危険性、その予防策等を学ぶ機会を設け、ネットリテラシー教育の充実とペアレンタルコントロール（保護者による管理）による対応の推進を図った。

### ③ 福祉犯の検挙と被害の状況

（単位：人）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検挙件数	47	61	44	32	32
検挙人員	31	40	31	21	24
被害者数	25	33	27	22	30

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
被害者総数	25	33	27	22	30
児童買春	3	4	2	1	0

児童ポルノ	11	14	13	10	8
うち自画撮り	8	4	3	4	1
育成条例	2	11	12	4	15
その他	9	4	0	7	7
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
被害者総数	25	33	27	22	30
SNS 利用	16	21	14	7	6
構成比	64. 0%	63. 6%	51. 9%	31. 8%	20. 0%

資料：山形県警察本部

- ※ 福祉犯の被害児童数は30名で、うちSNS利用に起因する被害児童は6名と、全体の20.0%であった。
- ※ 福祉犯とは、児童福祉法違反や児童買春等の少年の心身に有害な影響を与える、少年の福祉を害する犯罪（児童買春・児童ポルノ法違反、青少年健全育成条例違反など）をいう。

## （6）深夜遊技施設及び図書類取扱い店等への立入調査状況

### ① 深夜遊技営業等

本県では、県青少年健全育成条例に基づき、カラオケボックス・インターネットカフェ・ゲームセンター等の深夜遊技営業等営業者に対し、本庁及び各総合支庁担当職員が定期的に立入調査を実施し、青少年の深夜立入り規制の履行状況及び同規制に関する表示が適切に掲示されているか等を確認し、不備な点のある店舗に対しては、その都度指導し改善を図っている。

### ② 図書類取扱い店

青少年に有害と認められる図書類については、山形県青少年健全育成審議会に諮問し、有害図書類として指定している。書店・コンビニエンスストア・ゲームソフト販売店等の図書類取扱い店に対しては、本庁及び各総合支庁担当職員が定期的に立入調査を実施し、有害図書類等の区分陳列の状況等について確認している。

### 令和3年の立入調査実施状況

種別	対象箇所数	立入調査回数	指導回数
カラオケボックス	31	13	2
インターネットカフェ	5	3	0
ゲームセンター(コーナー)	18	7	0
コンビニエンスストア	475	539	154
書店	86	56	4
レンタルビデオ・DVD店	24	16	2
その他(複合店等)	5	1	0
図書類自動販売機	12	15	3
ゲームソフト販売店	11	3	0
計	667	653	165

※ 対象箇所数は、令和4年2月末現在の把握数

## 【参考】

### 危険ドラッグなどの危険な薬物の乱用を防止するための条例を制定

#### 1 条例の制定

本県においても危険ドラッグが原因とみられる交通事故等が発生していたことから、危険ドラッグなどの危険な薬物の乱用を防止するための条例として「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を制定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行されている。

#### 2 条例の特徴

条例では、法律の規制が及んでいない薬物について所持、使用等の規制を行い、違反者には最高で 2 年の懲役または 100 万円の罰金が科せられる。

また、行政、県民、事業者のそれぞれに責務や役割を定め、啓発や情報提供など様々な面で連携・協力し、薬物の乱用防止を図ることとした。

## 2 若者が活躍できる環境づくりの推進

### (1) 審議会における若者委員登用の推進

本県における若者の県政参画を促進し、その意見を県政に反映させるため、若者委員を登用し、県の政策形成・施策推進に対して意見を求める目的としている。

現在は、令和6年度まで全審議会において若者委員（20～30代）を1名以上登用することを目標としている。

**県における審議会等の若者委員の登用状況**

	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末
若者委員のいる 審議会の割合	88.0% (81／92)	100.0% (92／92)	100.0% (94／94)	100.0% (93／93)	100.0% (93／93)	98.9% (88／89)

資料：山形県女性・若者活躍推進課

(目標) 令和6年度まで全審議会において若者委員（20～30代）を1名以上登用

## (2) 輝く県民活躍大賞

本県の社会貢献活動や地域活性化に寄与する取組を顕彰し、県民に広く紹介することにより、県民の関心を高め、積極的な参画を促すとともに、県民が様々な分野で活躍できる風土づくりを推進することを目的として、防災くらし安心部所管の「やまがた公益大賞」と、しあわせ子育て応援部所管の「輝けやまがた若者大賞」を統合し、令和3年度に本顕彰制度を創設した。

### 【令和3年度実施内容】

- ◆授与式　　日時： 令和4年3月22日（火）11時30分～12時  
会場： 県庁5階502会議室  
受賞者： 7団体（詳細は下記一覧のとおり）



2021 輝く県民活躍大賞 受賞者

### 【若者部門】

団体名又は個人名 (代表者名) 【所在市】	主な活動内容
山形県キック ボクシング連盟 (会長 斎藤 智宏) 【山形市】	<p>【受賞活動】ロードワークトレーニングを兼ねた地域見回り防犯パトロール活動 【活動地域】山形市、村山市、米沢市、鶴岡市 【活動内容】<ul style="list-style-type: none"><li>・山形市防犯協会に、前団体(Y.s.k)がロードワークトレーニングを兼ねた地域の見回り防犯パトロールを申し出て、平成25年に活動を開始。</li><li>・球切れ箇所を確認し街灯復旧改善を提案したり、実際にパトロール中に火災を発見し人命救助を行ったりするなど地域の安心・安全に貢献している。</li><li>・小・中・高校生が防犯パトロールに参加することで社会貢献を学び、青少年の健全育成につながっている。</li></ul></p>
山形大学 Team 道草 (代表 秋保恭平) 【山形市】	<p>【受賞活動】地域との連携による地域活性化活動 【活動地域】金山町、新庄市を中心とした最上地域 【活動内容】<ul style="list-style-type: none"><li>・山形大学エリアキャンパスもがみにおけるフィールドワークにて、金山町のプログラムに参加したことをきっかけに、引き続き町の魅力発信のために地域と協力しながら活動したい学生たちが集い、平成25年に活動を開始。</li><li>・小中学生への学習支援、町内イベントへの協力、PR動画の制作等、地域と連携した事業を実施。</li><li>・団体と地域との協働性が高く、町の元気創出や魅力発信だけでなく、地域を挙げた人材育成にもつながっている。</li></ul></p>
夢プロジェクト 「竹あかり×ゆき×祈り」 実行委員会 (実行委員長代理 鈴木 美由紀) 【米沢市】	<p>【受賞活動】「竹あかり」で、地域を照らす・地域を繋ぐプロジェクト 【活動地域】米沢市を中心とした山形県全体（一部県外での活動） 【活動内容】<ul style="list-style-type: none"><li>・上杉雪灯籠まつりに合わせ、「米沢をもっと楽しく盛り上げたい」という熱い想いを持った幅広い世代の有志が集まり、平成28年にプロジェクトを立上げ。</li><li>・～地域を照らす・地域を繋ぐ～をコンセプトに「竹あかり」を地域の方々と一緒に作り、各イベントで幻想的な空間をつくっている。</li><li>・現在は米沢市だけでなく県内一円から演出依頼があり、季節問わず、彩りと感動を繋げるプロジェクトとして広がり、地域を元気にしている。多くの方が地域との関わりを楽しみながら参加することで、地元愛や誇りの醸成につながっている。</li></ul></p>

【ジュニア・ユース部門】庄内農業高等学校農業部食品加工班（うどん部）（鶴岡市）

【一般社会貢献部門】出羽庄内市民ミュージカル（鶴岡市）、西原地区親睦会（花いっぱいの会）（尾花沢市）、山形ママコミュニティ mama\*jam（ママジャム）（山形市）

### (3) 若者支援コンシェルジュ事業

地域活動に意欲的に挑戦する若者のフォローアップ及び若者たちが気軽に相談できる窓口の設置や若者サポーターの配置により、ニーズに沿った活動へのサポートを展開するとともに、若者たちの新たな繋がりと広がりによる、県内の若者活動の活性化を図る。



若者支援コンシェルジュチラシ

若者サポーターチラシ

#### 【令和3年度実施内容】

##### ◆若者支援コンシェルジュの設置

若者活動の総合相談窓口を設置し、仲間集めやイベント周知・PRの仕方、活動資金の調達の仕方、法令等各種手続きなどの活動に関する相談支援を行う。

##### ◆若者サポーターの配置

地域で活躍する方を若者サポーターとして配置し、若者支援コンシェルジュの要請で、若者活動に関する相談に現地でアドバイス等実践的な指導を行い、活動のレベルアップや若者の新たな活動を支援する。

- ・令和2年度以降の若者サポーターの登録延数：26名（令和4年3月末）

##### ◆若者の交流の場づくり

若者のニーズに沿ったテーマで交流の場を企画・実施することで、若者活動の学びの場とともに、若者同士の交流拡大を推進する。

開催日	「テーマ」
R3. 5. 27	「イベント×地域活動」 ゲスト：山形を熱くしよう！プロジェクト k i y oさん
R3. 9. 10	「サブカルチャー×地域活動」 ゲスト：アニソンウェーブ 齋宮征博氏、おれまか 大塚栄一氏
R3. 10. 26	「山形を知る」 ゲスト：懇DMC天童温泉 旅行事業課リーダー 鈴木誠人氏
R3. 11. 16	「地域活動×お宿」 ゲスト：やまがた若者応援大使 佐藤恒平氏、大山美由美氏
R4. 1. 20	「場づくり×地域づくり」 ゲスト：やまがた若者応援大使 白石祥和氏、宮城妙氏
R4. 2. 17	「山×島」 ゲスト：やまがた若者応援大使 長濱温子氏、渡部陽子氏
R4. 3. 16	「プランディングと情報発信」 ゲスト：YouTuber アフロリュウじ氏、デザイナー有路佳奈子氏

## (4) やまがた若者情報発信事業

地域で活動する若者団体の活動状況などを発信するWebサイトの運用に加え、若者のチャレンジを紹介する動画の制作・公開により、地域で多彩な活動をする若者の姿を幅広く県民に周知することで、若者の活躍を応援する気運の醸成を図り、若者が持てる力を十分に發揮し活躍できる環境づくりを推進する。

### 【令和3年度実施内容】

- ◆Webサイト「若者交流ネットワークサイト『やまがたおこしあいネット』」の運用  
登録団体累計 374団体（令和4年1月現在）

### ◆若者活動の紹介動画

地域でチャレンジする若者の活動を紹介する動画を制作・公開した。

タイトル：「チャレンジャーを探せ」

公開日：令和3年11月15日（月）

毎週月曜日に1本ずつ、計6本の動画を公開

公開先：「やまがたおこしあいネット」内の特設ページ「チャレンジャーを探せ2021」及び若者支援コンシェルジュのYouTubeチャンネル



動画「チャレンジャーを探せ」

## (5) やまがた若者元気発信事業

本県若者の活躍や山形の魅力を県内外に発信することで、若者の活躍を応援する気運の醸成を図るとともに、本県に若者を呼び込む環境づくりを推進する。

### 【令和3年度実施内容】

#### ◆やまがた若者応援大使による発信

- 県内外で幅広く活躍している地域活動の実践者6名に「やまがた若者応援大使」を委嘱し、本県若者の活躍や山形暮らしの魅力をSNS等で発信
- 「やまがた若者応援大使」の活動や山形の魅力を発信するデジタルマップ「『山形には何もない』と思ったら開く図鑑」を作成



「山形には何もない」と思ったら開く図鑑

### 3 困難を有する子ども・若者や家族への支援

すべての若者が持てる力を発揮し、活き活きと活躍できる環境づくりを推進するため、ひきこもりなど社会生活に参加する上で困難を有する若者が、地域の中で安心して生活できる体制づくりの推進を図るもの。

#### (1) 若者相談支援拠点の設置・運営

困難を有する若者やそのご家族が地域で安心して生活できる体制づくりを推進するため、NPO等との協働により、県内4地域8箇所(R3~2箇所増設)に「若者相談支援拠点」を設置している。各拠点では、相談窓口を開設することに加え、拠点未設置市町村での出張相談会の開催、関係機関や民生児童委員とのネットワーク強化、地域の方への理解促進の講演会等の開催を行っている。

また、この拠点では、困難を有する若者の居場所づくり、家族を対象とした学びあいの機会の提供など、それぞれの地域の実情に応じた支援を実施している。

##### 【令和3年度 若者相談支援拠点実施団体】

下記6箇所は「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者総合相談センター」です

山形市	認定NPO法人 発達支援研究センター	山形市	クローバーの会@やまがた
新庄市	NPO法人 オープンハウスこんぺいとう	米沢市	NPO法人With優
米沢市	NPO法人から・ころセンター	鶴岡市	NPO法人一歩、 自立支援センターふきのとう ※2者は共同事業者

下記2箇所は、令和3年4月に開設しました

山形市	NPO法人プチユナイテッドアスリートクラブ	酒田市	多機能福祉施設こもれび
-----	-----------------------	-----	-------------

#### (2) 子ども・若者支援のネットワークの形成

地域の関係機関・団体・市町村からなる支援ネットワークを形成するため、「山形県子ども・若者支援協議会」等の開催をとおして、関係機関・団体の円滑な連携を図るとともに、効果的な支援体制の構築を推進する。

##### ① 山形県子ども・若者支援協議会

子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）に基づき、関係機関・団体が連携し、子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、平成24年8月に設置。

##### 【令和3年度実施内容】

開催日時・場所	内容	参加者・参加人数
令和4年 2月9日(水) 13:30~15:30 オンライン	・若者相談支援拠点の事業報告 ・講演「困難を有する子ども・若者の現状と支援～不登校・ひきこもりの当事者及びその家族への関わりについて～ 講師 NPO法人PeerNet 理事長 小山秀之氏(和歌山県)	協議会構成機関、 若者相談支援拠点、 総合支庁担当者等 (合計47名)

## ② 子ども・若者支援協議会地域交流研修会

地域における支援体制の整備や連携体制の強化を図るため、県内4地域で研修会を開催し、講師からの先進事例等を交えた情報提供、地域の支援機関の取組み紹介、情報交換等を実施し、講師から地域での支援体制強化に向けた助言を受けた。

開催に当たっては、就労支援担当部局と連携して開催することで、最初の相談から就労支援まで切れ目の無い支援体制の重要性を関係機関の共通認識とした。

参加者：市町村子ども・若者支援担当課及び雇用対策担当課、県関係課、子ども・若者支援地域協議会関係機関、生活困窮者自立支援事業関係機関、就労支援関係機関、障がい者支援関係機関、若者相談支援拠点 など

### 【各地域での概要】

地域	開催日程	内容（会場）	参加人数
庄内	令和3年7月8日（木）	庄内サボステ、ふきのとう、こもれびからの事例発表 (庄内総合支庁講堂)	41名
置賜	令和3年9月7日（火）	置賜サボステ、With 優、から・ころセンターからの事業報告、グループワーク（オンライン）	36名
最上	令和3年9月27日（月）	山形サボステ、たまりばからの事業報告、事例紹介(最上総合支庁講堂)	29名
村山	令和3年10月18日（月）	山形サボステ、発達支援研究センター、クローバーの会@やまがた、ブチユナイティッドアスリートクラブからの事業報告、グループワーク（オンライン）	46名

## 第2章 山形県子ども・若者ビジョンにおける施策体系

### 1 「山形県子ども・若者ビジョン」における施策体系

計画の柱	基本的方向	施策の方向	基本施策	取組みの方向性
【基本方針】一人ひとりが安心できる環境の中で、自分を大切にし、他者との関わりを通して自己形成や他者に対する尊重、社会への参画力を醸成できるよう、また、子どもの頃から郷土に愛着や誇りを持ち、「山形らしい」自然の力や風土、精神文化に育まれた、心身共に健全で豊かな人間性が養われるよう、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支援します。				
I 子ども・若者の健やかな育成と自立の促進	1 子ども・若者の自己形成支援	(1) 道徳観や規範意識、自律心等の育成	① 基本的な生活習慣の形成	a 小さい頃から他者を尊重し、思いやりの心や道徳観、規範意識、自律心等を育む教育の充実 b 「山形らしさ」を活かした社会全体による子育てや家庭教育を支援する取組みの充実 c 「家庭の日」(毎月第3日曜日)の活用による、家族の語らいや親子のふれあいを通じた家族や家庭の絆を家庭や地域で見つめ直す運動の推進 d 家庭、学校における男女共同参画を推進する教育と学習の充実
				a 幼少からの遊びを通した社会参画力の育成 b 自ら課題を見つけ、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら、主体的に・協働的に解決していく探究する力（「確かな学力」）の育成 c 子どもと異年齢の人々との交流や他者と関わる体験の積み重ねを通じたコミュニケーション能力の育成 d 防災教育の充実による「自らの命は自らが守る」意識の醸成と災害対応力の育成 e 消費者としての素地を形成し、身近な消費者問題に目を向け、適切に対応できる能力の育成 f 経済的困難や社会参加に困難を有する者に対する就学支援や学び直し等の修学機会の提供、自立支援等学びのセーフティネットの整備
			② 社会を生き抜く力の育成	a 自分や他人のいのちを大切にする気持ちを育てる「いのちの教育」の推進 b 住んでいる地域や郷土に誇りと愛着を持ち、地域とつながる心の育成 c 食に関する学習機会や情報の提供など、家庭、学校、地域が連携した食育の推進 d 「性といのちの学習」の手引きを活用した「いのちの教育」の実践
				a 自らの心・体を理解し、大切にできる力の育成 b スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用など安心して相談できる体制の整備 c 子ども・若者の発達に応じた親等への学習機会の提供や相談体制の充実 d 喫煙や飲酒、薬物のほか、スマートフォンやゲーム依存など、多様化する子ども・若者の心身の健康課題に対して、学校・家庭・地域の連携による健康教育など、地域全体で取り組む体制の充実・強化 e 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども・若者を、受動喫煙がその健康に及ぼす悪影響から守り、快適に暮らすことのできる生活環境づくりの推進
	2 子ども・若者の社会参加支援と参画力の育成	(3) 社会的自立に向けた支援と社会参加の促進	① 自己実現を図るための勤労観・職業観の育成	a 社会的な自立に向け、幼児期から小・中・高等学校を通じた計画的・系統的なキャリア教育の推進 b 地域企業等との連携による職場見学や体験、インターンシップの実施
				a 伝統文化を継承し、地域社会の発展を担う人材の育成 b 家庭や地域、企業・事業所等が連携・協働し、将来の地域社会や地域産業を担う子どもたちの様々な体験・学習活動を社会全体で支援する取組みの推進 c ジュニア・リーダー活動、青少年ボランティア活動の活性化に向けた取組みの推進 d 子ども・若者の意見の表明、交流機会の確保や意思決定過程への参加の推進
			② 社会体験、社会参加の促進	a 情報活用能力等の育成に向けたICTを活用した教育活動の推進 b 「超スマート社会(society 5.0)」の到来を見据え、ICTを高度に活用し、社会の具体的な課題を解決できる人材の育成
				a 多様な文化への理解や国際的な視野を広げる学習等の推進 b 地球環境の適切な保全・創造・活用等への理解を深めるための環境教育の推進 c 「持続可能な開発目標(SDGs)」を意識し、率先して行動できる人材の育成
			(4) ICTの進化に適応し、活用できる人材の育成	a 情報社会の進展に対応する実践的な力の育成
	3 社会全体で支えるための環境づくり	(6) 家庭、学校、地域の連携・協働の推進	(5) 広い視野を持つ、持続可能な社会づくりに貢献できる力の育成	a ①グローバル化、多様化する社会への適応力の育成
				a 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動、「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動など社会全体で子どもの健全育成を支援する取組みの展開 b 学校や家庭、地域が連携・協働し、子ども・若者の様々な体験・学習活動を社会全体で支援する仕組みの構築 c 学生や若者の力の活用や地域、関係機関・団体等との連携による居場所や様々な活動の場づくりの推進
			② 子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	a 学校や家庭、地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の強化 b 学校や家庭、地域が連携・協働した交通安全、防犯、消費生活等教育・啓発の推進 c 通学路の安全対策や防犯パトロールの実施、県民の防犯意識の向上などによる事故や犯罪のないまちづくりの推進
				a 青少年健全育成条例に基づく有害図書類規制など社会環境健全化の推進 b 子どもや若者が大麻等の違法薬物や危険ドラッグに関わらないよう薬物乱用防止の啓発の推進 c サイバーパトロール等による有害情報に対処する取組みの推進
			(7) 子ども・若者の健全育成に向けた社会環境の整備	a 子ども・若者や保護者に対するインターネットの安全・安心な利用に関する啓発の推進 b 関係機関や業界団体等との連携によるフィルタリング普及に向けた取組みや啓発活動の推進 c 学校における情報活用能力の育成と情報モラルも含めた情報教育の充実

計画の柱	基本的方向	施策の方向	基本施策	取組みの方向性
【基本方針】若者が地域とつながり、人とのつながりの中で、持てる力を十分に發揮し、地域、職場、家庭において役割と責任を十分に果たすとともに、子ども・若者が山形暮らしの良さを認識し、県づくりの主体として活躍できる環境づくりを推進します。				
Ⅱ 未来を拓く子ども・若者の応援	4 若者が活躍できる基盤づくりへの支援と県内への移住・定着の促進	(8) 若者の活躍を推進する気運の醸成、山形暮らしの良さを知る機会の充実	①地域における多様な担い手の育成	a 政策・方針、意思決定過程への若者の参画拡大 b 県内教育機関等との連携による、学校卒業後の県内定着や県外進学者の回帰に向けた取組みの推進 c 伝統行事や芸能など地域文化の伝承を通じた地域活動の担い手育成の推進
			②若者の多様な活動や山形の魅力を知る機会の充実	a 地域活性化に取り組む若者の優れた功績・成果や地道な活動の顕彰 b 若者が地域と関わりながら地域の魅力に触れ、魅力を活かす機会の創出 c 県内外の若者や学生に対するインターネット、SNS等の各種媒体を活用した若者活動や山形の魅力等の情報発信の強化と県内への移住・定着支援
	(9) 多様な活動の促進、つながる機会の拡大	①若者の主体的な取組み、多様な活動の促進	①若者の主体的な取組み、多様な活動の促進	a 若者活動に係る総合相談窓口機能等による、若者の主体的な活動や元気創出活動等の取組みに対する支援の充実 b 地域課題の解決に取組むNPOや若者グループの育成と支援 c 地域を題材とした課題解決型の学習の機会の提供と人材育成
			②若者・若者グループの交流促進、レベルアップへの支援	a 若者交流ネットワークサイトの活用等による、多様な分野で活躍する若者同士のつながりや地域連携を支援 b 県内外や他地域の若者同士の交流や協働の機会の創出による地域活動の面的な拡大の促進 c 困難を有する若者の社会参加に向けた若者グループとの交流促進
	5 若者のライフステージに応じた総合的な支援	(10) 若者の職業的自立、就労支援	①就学から就労への円滑な移行に向けた取組みの推進	a 通常の学習環境に困難を有する生徒等の就労に向けた学校と関係機関の連携強化による職業教育・職業訓練と就労支援に向けた取組みの推進 b 就職後の仕事のミスマッチをなくし、早期離職を防ぐため、生徒個々の適性や進路希望に応じ、地域産業界と連携した就職指導の推進 c 若者の県内定着・県内回帰に向け、居住支援のほか県内企業の魅力や若手社員の活躍ぶりなどの企業情報の発信の強化
			②若者が活躍できる雇用・就労の場の創出	a 若者の志向に対応した就労の場の確保や起業、マッチングの促進 b 若者や女性の柔軟で新しい感性に基づく新たな事業創出支援等による就業機会の創出 c 行政や教育、企業、NPO等の連携による若者の県内就職に向けた取組みの推進
			③若者が働きやすい就労環境の整備	a 正社員化や所得向上など若者が魅力を感じ安心して働くことのできる労働環境の整備や相談体制の充実 b 若者の地域における多様な活動への理解促進や、子育て・介護等と仕事との両立支援に取り組む事業所の拡大 c 就労の意欲や能力の向上と機会の提供等人材育成の推進
		(11) 出会いの提供・結婚支援の充実・強化	①出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援	a 県内市町村や関係団体と連携したオール山形による出会いの機会の提供や情報発信、結婚に関する様々な相談対応等の実施 b 将来を見据えたライフデザイン形成支援による結婚への不安払拭などプラスイメージの結婚観・家庭観の醸成
			②安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり	a 妊娠期から切れ目がない支援体制の充実 b 子育て家庭等に対する住環境整備・経済的支援の充実 c ひとり親家庭に対する生活・自立支援の充実
		(13) 仕事と家庭の両立支援の充実	①ワーク・ライフ・バランスの取組み強化	a 両立を支援する保育サービス等の充実 b 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組み強化 c 男性の育児・家事参画のさらなる促進



児童・生徒と地域の大人の対話会



やまがた若者情報発信事業「yamagataDIVE 未来エンジン」

計画の柱	基本的方向	施策の方向	基本施策	取組みの方向性
【基本方針】困難を有する子ども・若者とその家族が、困難な状況にあっても希望を持って生活できるよう、分野や主体の境界を越えて地域全体で互いに連携協力し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を継続的に実施します。				
III 困難を有する子ども・若者や家族への支援	6 個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実	(14) 社会参加に困難を有する子ども・若者、その家族への支援	①ニート、ひきこもり、不登校等への支援	a ひきこもりの第一次相談支援窓口「自立支援センター集立ち」における相談支援、関係機関との連携やコーディネート機能の強化 b 市町村や自立相談支援機関、保健所など関係機関における相談支援や訪問支援等の取組みの充実、ひきこもり支援に携わる人材の養成 c NPO等との協働による相談窓口（若者相談支援拠点）の設置や居場所づくり、多様な体験活動機会の提供等による自立支援 d ニート、ひきこもりの若者の職業的自立のため、それぞれの状況に応じた個別的、継続的支援の実施 e 不登校、中退の未然防止や早期対応につながる取組みや関係機関等と連携した取組みの推進 f 高校中退者や不登校等経験者等への「学び直し」の機会の充実 g 多様な学習ニーズに対応できる柔軟な教育課程を備えた学校づくりの推進
				a 社会参加に困難を有する子ども・若者や家族が相談しやすい環境づくりと関係機関の連携による支援体制の強化 b ニート・ひきこもり等の子ども・若者の自立支援のための社会参加や交流機会の提供
		(15) 障がいのある子ども・若者の支援	①障がいのある子ども・若者への支援	a 障がいのある子ども・若者、家族に対するライフステージに応じた支援や関係機関が相互に連携した地域支援体制の充実 b 保健、医療、福祉等関係機関と連携した特別支援教育の推進
				a 少年の規範意識の向上と少年を見守る社会機運を醸成する活動の推進 b 学校、家庭、地域が連携したいじめ防止に向けた取組みの推進
		(16) 非行防止・いじめ・暴力行為への対策	②いじめ・暴力行為への対策	b 問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な取組みの推進
				a 子どもの貧困問題や貧困の世代間連鎖の解消に向けたスクールソーシャルワーカーの活用など、学校と福祉機関との連携による教育の支援及び生活や就労、経済的支援等を含む総合的な支援の強化 b 子ども食堂等子どもの居場所の県内全域への拡大・定着を推進
		(17) 子どもの貧困問題、児童虐待、子ども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応	①子どもの貧困問題への対応	a 妊娠、出産から子育てまでの相談しやすい体制の充実 b 児童相談所の機能強化と市町村の連携体制の強化及び社会的養護体制の充実 c 発生予防から早期発見・早期対応、適切な保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の充実強化
				a 発害を受けた子ども・若者の治療や精神的負担の軽減を図る専門支援や相談体制の充実 b 「心のサポーター」等の気づき見守る人材の育成及び活動の推進
				c 市町村における自殺対策計画の策定や地域の実情に応じた自殺対策の取組みの支援
		(18) いのちを支える自殺対策	①総合的かつ計画的な自殺対策の推進	a 性同一性障がいやLGBT等の性的指向を理由として困難な状況に置かれているなど特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動の推進 b 外国人の子どもや帰国児童生徒が、就学の機会を逸すことのないよう円滑な就学支援及び教育の充実
		(19) 性的マイノリティ等に特に配慮が必要な子ども・若者への支援	①性的マイノリティ等に対する理解促進、教育の充実等	a NPO等との協働による相談支援拠点の体制強化 b 社会参加の機会につながる安心して過ごせる居場所や交流・活動する場の整備 c より身近な相談窓口となる市町村における相談対応の促進
7 安心して生活できる体制の充実・強化	(20) 総合的な相談・支援体制の充実	①総合的な相談・支援体制の充実	a 最も身近な支援者となる家族への支援の充実・強化 b 適切な情報提供やともに支え合い学び合う場の確保 c 継続的な周知・広報の取組みを通じた県民理解の促進	a より身近な相談窓口となる市町村における相談対応の促進
				a 「山形県子ども・若者支援協議会」を活用した、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護などの各分野における関係機関等による相互の連携・協力体制の強化 b 市町村、民生委員・児童委員等との連携による地域支援ネットワークの強化 c 子ども・若者のライフサイクルを踏まえた継続的な支援体制の整備
	(21) 重層的な子ども・若者支援ネットワークの強化	①主体や分野を超えたネットワークの強化	a 相談支援機関、団体、NPO等における支援者の養成と支援対応能力の向上 b 民生委員・児童委員と協働した地域での支援の仕組みづくり c 学生ボランティアや若者グループ等同世代又はピアサポーターによる支援の仕組みづくり	a 相談支援機関、団体、NPO等における支援者の養成と支援対応能力の向上
				b 民生委員・児童委員と協働した地域での支援の仕組みづくり c 学生ボランティアや若者グループ等同世代又はピアサポーターによる支援の仕組みづくり

## ◆ 令和3年度子ども・若者育成支援関係施策実施状況及び令和4年度関係施策の概要

(令和4年2月時点)

※施策対象については、以下の基準により記載。

「○」:当該施策の対象が子ども・若者に特化しているものや、事業実施による効果の最終的な波及先が、主として子ども・若者を想定しているもの

「●」:当該施策が県民全体を広く対象とする中で、子ども・若者の育成支援にも関係するもの

※予算額の下に「(緑越明許含む)」と記載があるものは、国の地方創生交付金を財源とし、翌年度繰り越しの事業。

### 基本の柱 I 子ども・若者の健やかな育成と自立の促進

#### 基本的方向1 子ども・若者の自己形成支援

##### 【施策の方向① 道徳観や規範意識、自律心等の育成】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
「いのちの教育」総合推進事業	1,195	5,011	○	各学校において、発達段階に応じた生命の大切さを学ぶ教育プログラムを実践する。 また、道徳教育の研究指定校及び人権教育の研究指定校における「いのちの教育」の実践・普及を図る。	義務教育課
「家庭の日」啓発事業	0	0	●	「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及啓発を行い、家族の絆を深める契機づくりを推進する。	女性・若者活躍推進課
社会を生きぬく確かな学力育成事業（確かな学力関係）	49,465	114,347	○	子どもたちがこれからの社会を主体的に生きぬいていけるよう、小中高を通して探究型学習等を推進し、確かな学力を育成する。	義務教育課 高校教育課
学校・家庭・地域の連携協働推進事業	94,877	95,470	●	子どもたちの豊かな学びと健全な育成を支え、かつ地域を創生していくため、学校・家庭・地域の連携協働に関する方策を検討するとともに、市町村における地域学校協働本部と学校運営協議会の一体的な取組みや家庭教育支援を推進し、地域住民が積極的に子どもの教育や子育てにかかわる環境づくりを進める。	生涯教育・学習振興課
男女共同参画センター事業	29,857	29,857	●	男女共同参画センターにおける研修や団体活動支援及び相談事業等により、家庭や地域における男女共同参画を推進する。	女性・若者活躍推進課
やまとた防災力向上加速化事業	284	284	●	防災に同心の薄い層への情報発信により、県民の防災意識の向上を図るもの。防災と関連の薄いイベントに地震体験車や防災ブースを出展する等して「親子で学ぶ防災出前教室」を開催する。	防災危機管理課
消費者教育・啓発の推進	19,646	18,484	●	消費者被害・トラブル未然防止のため、出前講座やイベントの実施等により、子ども・若者にも重点を置いて消費者教育・啓発を進めるとともに、大学生等による若年者への啓発も行う。	消費生活・地域安全課
地域若者安心生活構築推進事業	38,731	38,773	○	社会参加に困難を有する若者への自立に向けた支援を行うNPO等との協働により「若者相談支援拠点」を設置するとともに、関係機関、団体、市町村等と連携した地域支援ネットワーク（山形県子ども・若者支援協議会等）を形成し、困難を有する若者が安心して生活できる体制づくりを進める。また、支援を必要とする本人やその家族向けに、相談窓口や支援機関を紹介するためのリーフレットを作成する。	女性・若者活躍推進課
子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援事業の一部）	23,256	23,256	○	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の子どもを対象とし、学力の向上のための学習支援や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校等への進学及び卒業を支援することで子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖の防止を図る。	地域福祉推進課
高等学校等奨学金貸付事業	485,287	452,369	○	経済的な理由で修学が困難な世帯の生徒が、意欲的に勉学に励むことができるよう、奨学金を貸与する。	高校教育課
奨学のための給付金事業	192,120	193,251	○	低所得世帯の生徒が、学業を断念するがないように、奨学のための給付金を支給し教育費の負担を軽減させる。	高校教育課
定時制・通信制課程修学資金	672	504	○	働きながら山形県立高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で学ぶ生徒の教育の機会の均等を図ることを目的に、経済的理由により著しく修学が困難な者へ修学資金を貸与する。	高校教育課
公立高等学校等学び直し支援費補助金	1,330	786	○	公立高等学校等に再入学し、就学支援金の受給資格期間（36ヶ月間）を超えた生徒に対し、就学支援金と同等額を補助する。	教育政策課
地域若者サポートステーション事業	14,233	14,212	○	ニート等の若者の職業的自立を支援するため、個々のケースに対応した具体的な支援プログラムの実施、また、若者自立支援ネットワークの整備・運営を行う。	雇用・コロナ失業対策課
生命の継承の大切さに関する教育	0	0	○	家庭科等の授業を通して、生徒が生命の継承の大切さについて主体的に考える教育を実施する	高校教育課

## 【施策の方向② 豊かな人間性と健やかな体の育成、郷土愛の醸成】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
「いのちの教育」総合推進事業【再掲】	1,195	5,011	○	各学校において、発達段階に応じた生命の大切さを学ぶ教育プログラムを実践する。 また、道徳教育の研究指定校及び人権教育の研究指定校における「いのちの教育」の実践・普及を図る。	義務教育課
文化団体等連携支援事業	102,621	98,758	●	文化団体等との連携により、県民が優れた文化芸術を鑑賞する機会及び文化芸術活動を発表する機会を提供する。	文化振興・文化財活用課
文化による地域への愛着・誇り醸成事業	6,399	5,520	○	【令和3年度で一部終了】 子どもを対象に、伝統文化、芸術を体験、参加・発表する取組みを展開し、伝統文化、芸術の次世代への継承を推進するとともに、地域への愛着と誇りを醸成し、若者の県内定着・回帰へつなげていく。	文化振興・文化財活用課
郷土愛を育む活動推進事業	15,482	14,428	○	児童生徒が郷土に関する資料や新聞等を活用して、郷土について主体的に調べ、仲間と協働して調べたことをまとめたり、学習の成果を発表したりすることを通して、郷土に関する理解を深め、郷土への誇りや愛着を育む。	教育政策課
伝統芸能育成事業	2,263	2,149	●	親から子、子から孫の代へ、ふるさと山形のよき生活文化、知恵、伝統芸能等を教え、伝え、学び合うとともに、地域の方々自らが、子どもたちに地域の素晴らしい文化等を伝承していくことにより、地域文化の確実な保存・伝承を図り、子どもたちの社会力の育成、地域コミュニティの活性化を目指していく。	生涯教育・学習振興課
地域青少年ボランティア活動推進事業	579	538	●	青少年のボランティア活動等の各種地域貢献活動を支援するため、「地域青少年ボランティア推進会議」を設置し、情報の収集や提供、交流や学習の機会を開催するなど、県内の地域青少年ボランティア活動の推進を図る。	生涯教育・学習振興課
県民の森管理等整備事業（源流の森）	43,672	43,672	●	森林と人々の関わりを学びながら、森林の楽しさを実感し、森林と共に育っていくプログラムを実施する。	置賜総合支庁 森林整備課
置賜文化活動支援事業	1,387	1,387	●	置賜総合支庁及び管内市町、文化団体等で構成する「置賜文化フォーラム」において、文化の薫り高い置賜地域を創造するため、置賜こども芸術祭の開催などの事業を展開。	置賜総合支庁 総務課連携支援室
食育・地産地消推進事業	6,769	6,662	●	食育・地産地消の推進に資するため、山形県食育・地産地消推進計画の進行管理、県民に対する食育(食農教育)・地産地消の啓発、園児・児童・生徒を対象とした食農体験事業などに取り組む。	6次産業推進課
学校給食における食育・地産地消促進事業	28,492	24,860	○	学校給食における交流給食の実施や、県産農林水産物の利用拡大への支援など、子ども達の食や農業への関心を深め、食に感謝する心を育む取組みを促進し、県産農林水産物の利用、消費拡大を図る。	6次産業推進課
いのち輝く食育推進事業	533	502	○	学校における食育を推進するための体制を整備するとともに、栄養教諭等を中心に行政、学校、地域が連携し、食育の実践活動を支援する。	スポーツ保健課
薬物乱用防止推進事業	375	375	●	県民一丸となって危険な薬物を撲滅するため、主要駅における薬物乱用防止街頭キャンペーンや主に大学生を対象とした大学学園祭における啓発活動等を実施する。	新型コロナ新型コロナワクチン接種総合企画課
薬物乱用防止教育等推進事業	0	0	○	小・中・高校における薬物乱用防止教育等（喫煙、飲酒も含む）の効果的な指導方法等を検討・実施。また、取組みの一層の推進を図るために、指導者研修会等を実施する。	スポーツ保健課
チーム学校による相談体制の充実強化	176,810	151,566	○	多様な専門スタッフの配置や関係機関との連携により、チーム学校による児童生徒の問題行動や家庭環境等に関する相談体制の充実強化を図る。	教育政策課 義務教育課 高校教育課
スクールカウンセラー派遣事業	14,580	14,580	○	スクールカウンセラーを県立高等学校全校に派遣し、生徒の心の悩みに応える機会を保障し、不登校の解消や未然防止、特別な支援を必要とする生徒への支援体制を充実させる。	高校教育課

交通安全県民運動の推進	7,783	7,780	●	山形県交通安全対策協議会が主唱する交通安全県民運動と連動し、県民一人ひとりが、最も基本的な「交通ルールの遵守」を常に意識することにより、県全体の交通マナーを向上させ、「交通事故のない安全・安心な山形県」を目指すとともに、通学路等における交通安全の確保、「交通安全ありがとう運動」の実践等による子どもや高齢者の交通安全啓発及び自転車の安全適正利用に関する取組を促進する。	消費生活・地域安全課 警察本部 交通企画課
地域若者安心生活構築推進事業【再掲】	38,731	38,773	○	社会参加に困難を有する若者への自立に向けた支援を行うNPO等との協働により「若者相談支援拠点」を設置するとともに、関係機関、団体、市町村等と連携した地域支援ネットワーク（山形県子ども・若者支援協議会等）を形成し、困難を有する若者が安心して生活できる体制づくりを進める。また、支援を必要とする本人やその家族向けに、相談窓口や支援機関を紹介するためのリーフレットを作成する。	女性・若者活躍推進課
学校・家庭・地域の連携協働推進事業【再掲】	94,877	95,470	●	子どもたちの豊かな学びと健全な育成を支え、かつ地域を創生していくため、学校・家庭・地域の連携協働に関する方策を検討するとともに、市町村における地域学校協働本部と学校運営協議会の一体的な取組みや家庭教育支援を推進し、地域住民が積極的に子どもの教育や子育てにかかわる環境づくりを進める。	生涯教育・学習振興課
家庭教育電話相談「ふれあいほっとライン」事業	3,020	2,864	●	保護者自身が身内や近隣の人に相談する機会が減少し、子育てや家庭教育に関する悩みを抱えたまま不安や孤立感を募らせる例が増えていることが指摘されているため、子育てや家庭教育の悩みなどについて気軽に相談できる体制の充実を図る。	生涯教育・学習振興課
子どもの健康づくり連携事業	925	915	○	専門的立場である医師を学校に派遣し、講演や研修会を実施することで、教諭等の日常的な指導に加え、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める。	スポーツ保健課
県立こころの医療センターにおける医療の提供	0	0	○	県立こころの医療センターにおいて、子ども・思春期外来診療を行うとともに、「子ども・ストレスケア病棟」を設置し、児童・思春期の心の病への対応等、専門性の高い精神科医療を提供する。 なお、子ども・ストレスケア病棟には入院中の学習支援として県立鶴岡養護学校の分教室である「おひさま分教室」が併設されている。	県立病院課
ふるさとを語れるようになろうプロジェクト	342 (県と西村山管内市町で折半)	342 (県と西村山管内市町で折半)	○	西村山管内1市4町と西村山地域振興局とで組織する「西村山地域広域連携協議会」において、西村山の農業、企業、歴史・文化を紹介する教材の作成や外部講師の派遣など、管内4高校を対象に「ふるさと教育」の実践を支援し、地元への理解やふるさとへの愛着の醸成を図る。	村山総合支庁 西村山総務課 連携支援室
若者地元魅力発見促進事業（「若者『庄』学校」の取組み）	1,069	1,526	○	高校生が、庄内地域で活躍する若者と、郷土のことを一緒に考えるワークショップ等を開催し、高校生の郷土愛醸成を図る。	庄内総合支庁 総務課
庄内地域探訪共創講座開催事業	450	450	○	小中学生を対象に、庄内地域の自然・文化などの地域資源に触れ、地域の魅力の再発見に繋がる親子講座を開催し、小中学生の郷土愛醸成を図る。	庄内総合支庁 総務課
若者定着・回帰促進事業	800の一部 (県と北村山管内市町で折半)	800の一部 (県と北村山管内市町で折半)	○	北村山管内3市1町と北村山地域振興局とで組織する「北村山地域連携推進研究会」において、管内の若者を対象に、地元で暮らすことの良さの理解を促進する取組みを展開し、地元への定着及び回帰を促進する。	村山総合支庁 北村山総務課 連携支援室
地域雪対策事業（雪処理担い手の育成及び確保）	295	292	●	将来の担い手となる地域の中・高校生や大学生の除雪ボランティアによる雪処理の支援や、地域住民の協力による地域除排雪体制を構築することにより、地域における雪処理の担い手の育成及び確保、地域活性化を図る。	村山総合支庁 北村山総務課 連携支援室
すごいな！山形わくわく体験モデル事業		7,336	○	【新規事業】 未就学児が地元の魅力的な自然文化・ものづくり等を体験し、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育む事業を実施する。	しあわせ子育て政策課

## 基本的方向2 子ども・若者の社会参加支援と参画力の育成

### 【施策の方向③ 社会的自立に向けた支援と社会参加の推進】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
キャリア教育推進事業	5,015	5,011	○	望ましい勤労観・職業観を身に付け、地域産業の発展に貢献する高校生を育成するキャリア教育の推進を図る。	高校教育課
子ども知事室事業	403	403	○	子どもたち（小学5～6年生）が、知事と直接話をし、県政や県の事業への理解を高めるため、子ども知事室を開催する。	女性・若者活躍推進課
地域若者サポートステーション事業【再掲】	14,233	14,212	○	ニート等の若者の職業的自立を支援するため、個々のケースに対応した具体的な支援プログラムの実施、また、若者自立支援ネットワークの整備・運営を行う。	雇用・コロナ失業対策課
文化による地域への愛着・誇り醸成事業【再掲】	6,399	5,520	○	【令和3年度で一部終了】 子どもを対象に、伝統文化、芸術を体験・参加・発表する取組みを展開し、伝統文化、芸術の次世代への継承を推進するとともに、地域への愛着と誇りを醸成し、若者の県内定着・回帰へつなげていく。	文化振興・文化財活用課
伝統芸能育成事業【再掲】	2,263	2,149	●	親から子、子から孫の代へ、ふるさと山形のよき生活文化、知恵、伝統芸能等を教え、伝え、学び合うとともに、地域の方々自らが、子どもたちに地域の素晴らしい文化等を伝承していくことにより、地域文化の確実な保存・伝承を図り、子どもたちの社会力の育成、地域コミュニティの活性化を目指していく。	生涯教育・学習振興課
地域福祉活動総合推進対策事業（ボランティア活動振興事業）	4,867	4,867	●	山形県ボランティア・市民活動振興センター（事業主体：山形県社会福祉協議会）の運営等に関する支援を通じ、市町村社会福祉協議会のボランティアセンターの活動強化を図り、ボランティア活動の普及・活性化につなげていく。	地域福祉推進課
地域青少年ボランティア活動推進事業【再掲】	579	538	●	青少年のボランティア活動等の各種地域貢献活動を支援するため、「地域青少年ボランティア推進会議」を設置し、情報の収集や提供、交流や学習の機会を開催するなど、県内の地域青少年ボランティア活動の推進を図る。	生涯教育・学習振興課
次世代の地域づくり中核人材育成事業	773	929	●	地域活動に興味関心の高い中高生や青年が、青年ファシリテーターの指導・助言の下、講義や体験、企画・運営等の実践を通じて、地域活動への理解を深め、地域づくりの次世代リーダーとしての資質を高める。また、地域づくりの知識習得やスキルアップに関する中学生向け講座を開催する。	生涯教育・学習振興課
青少年の自立を促す環境教育事業（不登校児童生徒教育機会確保等検討事業）	681	311	○	不登校児童生徒を支援する学校、教育支援センター、フリースクール等民間支援団体等によるネットワーク構築を推進し、不登校児童生徒の社会的な自立をめざした教育相談体制の充実を図る。	生涯教育・学習振興課
政策決定過程への若者登用促進	0	0	○	県審議会等への若者の登用を通して、県政に若者の声を反映し、若者の県づくりへの参画を促進する。 随時若者人材リストを整備し、部局等の求めに応じて情報提供を行うとともに、登用状況について年1～2回調査を実施する。	女性・若者活躍推進課

### 【施策の方向④ ICTの進化に適応し、活用できる人材の育成】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
社会を生きぬく確かな学力育成事業（ICT活用による学習活動の充実の推進）	1,483	0	○	「ICT活用による学習活動充実の推進事業R2・3」における成果・課題や実践事例を県内の教職員に広く発信するため、「ICT活用促進フォーラム」を開催する	義務教育課
県立高等学校ICT環境整備促進事業	180,752	63,391	○	生徒の情報活用能力を育成していくため、県立中学校・高校の教員が日常的に授業準備や教材研究に使用する指導者用端末を整備する。	高校教育課
デジタル化推進事業費	8,000	4,000	●	産学官金によるコンソーシアムと連携して、県内各分野におけるデジタル化の普及やデジタル人材の育成を推進する。	やまとた幸せデジタル推進課

**【施策の方向⑤ 広い視野を持ち、持続可能な社会づくりに貢献できる力の育成】**

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
社会を生きぬく確かな学力育成事業（英語教育関係）	4,170	4,183	○	グローバル社会で求められる英語によるコミュニケーション能力を伸ばすと共に、国際理解を一層深める取組みを推進する。	義務教育課 高校教育課
環境教育推進事業費	9,382	7,661	●	環境教育の拠点である環境科学研究センターでのあらゆる世代を対象とした環境教育や情報の提供、環境保全団体の顕彰等を行い、環境問題に関心を高めるとともに、環境教育の実践者のスキルアップや連携を図り、持続可能な社会を支える人材を育成する。	環境企画課
若者向け環境ワークショップ開催支援事業	2,000	2,000	○	J-クレジット制度を活用して“見える化”した家庭等の再エネ設備によるCO2削減量の売却益を活用し、若者向けにSDGs・地球温暖化・気候変動適応をテーマとしたワークショップを開催する。	環境企画課
若者向け環境保全活動費補助事業【新規】		500	○	<b>【新規事業】</b> J-クレジット制度を活用して“見える化”した家庭等の再エネ設備によるCO2削減量の売却益を活用し、県内で環境保全活動に取り組む若者グループに対し、活動費を補助する。	環境企画課
カーボンニュートラル大使啓発動画作成事業【新規】		907	○	<b>【新規事業】</b> カーボンニュートラルの実現に向け、環境に关心を持ち、取組みを実践している小・中・高校生のグループをやまがたカーボンニュートラル大使に委嘱する。J-クレジット制度の売却益を活用し、大使が県内のカーボンニュートラルに関する先進的な取組みを紹介する動画を作成する。	環境企画課
学生環境ボランティア人材育成・活用事業【新規】		991	○	<b>【新規事業】</b> J-クレジット制度を活用して“見える化”した家庭等の再エネ設備によるCO2削減量の売却益を活用し、県内の大学・大学院生等を学生環境ボランティア人材として登録し、出前授業やイベントでの普及啓発活動に派遣する。	環境企画課
地球にやさしい3R推進人づくり事業費	4,125	4,654	●	「やまがた環境展」の開催により県民の環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進するとともに、将来の3R推進を担う世代を対象とした事業を実施することにより循環型社会に相応しい人材を育成する。	循環型社会推進課
海岸漂着物対策推進事業	30,794	30,051	●	親子を対象とした飛島クリーンツーリズムを実施するとともに、大学生ボランティアが参加する海岸クリーンアップを実施して県内外の若者の交流を図ることにより若者ボランティアリーダーの育成を行う。	循環型社会推進課
みどり豊かな森林環境づくり推進事業	116,895	112,895	●	市町村や地域住民、NPO等がそれぞれの地域課題に沿って独自性を發揮し、かつ創意工夫を凝らして取り組むきめ細やかな森づくり活動等を推進する。	みどり自然課
みどりの循環県民活動推進事業費	9,975	10,416	●	やまがた森の感謝祭や、森を守り、育て、暮らしに活かす緑の循環システムを体験するイベント等を開催し、県民参加の森づくりの気運を高め、本県の豊かな森林資源を次世代に引き継ぐ県民運動を推進する。	みどり自然課
やまがた木育推進事業費 (H29森林・自然環境学習推進事業)	3,317	7,317	●	森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめ直す活動を「やまがた木育」として、平成30年3月に策定した、やまがた木育推進方針に基づき、乳幼児から高齢者まで全ての世代での取組みを推進する。	みどり自然課
新エネルギー教育推進事業	3,800	3,800	○	原子力エネルギーについての理解を深め、環境保全に配慮した再生可能エネルギーについての教育の充実を図る。	高校教育課

### 基本的方向3 社会全体で支えるための環境づくり

#### 【施策の方向⑥ 家庭、学校、地域の連携・協働の推進】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動事業	2,986	2,986	○	いじめの防止・根絶に向け、教育関係者と県・警察及び地域の青少年健全育成関係団体が連携し、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開する。	女性・若者活躍推進課
やまがたで出会い・結婚、子育て応援事業（一部）	733	733	●	ボランティアとしてかかわる意欲・活力あるシニア層と人手を必要とする子育て支援団体のマッチングを行い、地域の子育て支援に関する人を増やすことで、地域で子育てを支える環境づくりを推進する。	しあわせ子育て政策課
青少年健全育成活動推進事業	7,332	7,332	●	「大人が変われば子どもも変わる」県民運動を展開し、地域、家庭、学校が一体となって青少年を育成する体制を構築する。山形県青少年育成県民会議の事業等に要する経費を補助し、県民運動の推進体制を強化する。 また、内閣府青年国際交流事業に協力し、国際的視野を持った青年を育成する。	女性・若者活躍推進課
学校・家庭・地域の連携協働推進事業【再掲】	94,877	95,470	●	子どもたちの豊かな学びと健全な育成を支え、かつ地域を創生していくため、学校・家庭・地域の連携協働に関する方策を検討するとともに、市町村における地域学校協働本部と学校運営協議会の一体的な取組みや家庭教育支援を推進し、地域住民が積極的に子どもの教育や子育てにかかわる環境づくりを進めること。	生涯教育・学習振興課
活力ある地域づくり推進事業	6,499	6,499	●	「地域運営組織」の形成に向け、地域づくり支援プラットフォームによる総合的な支援や、地域における機運の醸成を図ることで住民主体の地域づくり活動を促進する。	ふるさと山形移住・定住推進課
放課後児童クラブ推進事業	1,252,167	1,522,719	○	昼間保護者のいない家庭の小学生等の授業終了後や長期休暇等に、遊びや生活の場を提供し、健全育成活動を行う放課後児童クラブに対し運営費等を助成し、児童の健全育成と仕事と家庭の両立支援を図る。	子ども保育支援課
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	4,914	4,760	○	不審者による学校侵入事件や登下校時の声かけ事案等が後を絶たないことから、地域や関係機関との連携による学校安全体制整備のため、地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）を配置し、学校安全に関わる各種取組みを行う。	スポーツ保健課
スクールサポーター事業	8,928	9,013	○	スクールサポーター4名を配置し、学校と連携して地域における少年非行の防止と子供の安全を図る。	警察本部 人身安全少年課
消費者教育・啓発の推進【再掲】	19,646	18,484	●	消費者被害・トラブル未然防止のため、出前講座やイベントの実施等により、子ども・若者にも重点を置いて消費者教育・啓発を進めるとともに、大学生等による若年者への啓発も行う。	消費生活・地域安全課
交通安全県民運動の推進【再掲】	7,783	7,780	●	山形県交通安全対策協議会が主唱する交通安全県民運動と連動し、県民一人ひとりが、最も基本的な「交通ルールの遵守」を常に意識することにより、県全体の交通マナーを向上させ、「交通事故のない安全・安心な山形県」を目指すとともに、通学路等における交通安全の確保、「交通安全ありがとう運動」の実践等による子どもや高齢者の交通安全啓発及び自転車の安全適正利用に関する取組を促進する。	消費生活・地域安全課 警察本部 交通企画課
安心安全なまちづくりの推進	233	234	●	第4次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に基づき、関係機関、団体と連携を図りながら、県民の防犯意識の高揚、自主的な防犯活動及び犯罪の防止に配慮した生活環境整備を推進するとともに、子どもの安全確保に向けた活動を促進する。	消費生活・地域安全課
通学路の安全対策	0	0	○	学校関係者、道路管理者、警察が連携し、通学路の安全点検を行う。	道路整備課 スポーツ保健課 警察本部交通規制課
通学路安全推進事業	501	501	○	通学路の安全を確保するため、特に対策が必要な市町村に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、学校、教育委員会、関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を行なう。	スポーツ保健課

**【施策の方向⑦ 子ども・若者の健全育成に向けた社会環境の整備】**

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
青少年健全育成審議会費	836	836	○	健全な青少年の育成を図るため、青少年健全育成審議会や有害図書類審査部会を開催し、青少年の育成に係る重要事項の調査審議や、有害な興行、図書類の指定などを行う。	女性・若者活躍推進課
薬物乱用防止推進事業【再掲】	375	375	●	県民一丸となって危険な薬物を撲滅するため、主要駅における薬物乱用防止街頭キャンペーンや主に大学生を対象とした大学学園祭における啓発活動等を実施する。	新型コロナ新型コロナワクチン接種総合企画課
薬物乱用防止教育等推進事業【再掲】	0	0	○	小・中・高校における薬物乱用防止教育等（喫煙、飲酒も含む）の効果的な指導方法等の検討・実施の取組みの一層の推進を図るために、指導者研修会等を実施する。	スポーツ保健課
子どもの健康づくり連携事業【再掲】	925	915	○	専門的立場である医師を学校に派遣し、講演や研修会を実施することで、教諭等の日常的な指導に加え、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める。	スポーツ保健課
山形県警察大学生等サイバーパトローラー	0	0	●	サイバー空間の健全化を図り、サイバー犯罪を抑止するため、県内の大学に在籍し、インターネットに関する知識を有する大学生等を「山形県警察大学生等サイバーパトローラー」に委嘱し、サイバーパトロールや広報啓発活動等を行う。	警察本部 サイバー犯罪対策課
山形県少年警察大学生ボランティア等と協働した少年非行・被害防止情報発信	298	—	○	中学校区を指定し、同学校・警察・少年警察大学生ボランティア等の構成員が、協働して少年非行・被害防止のための情報を発信する。（県内2中校区）（令和3年度で終了）	警察本部 人身安全少年課
山形県少年警察ボランティア等と協働した少年非行・被害防止活動情報発信		0	○	【新規事業】 警察・少年警察ボランティア、学校等が協働して少年非行・被害防止のための活動を行い、活動を情報発信して県民啓発を推進する。	警察本部 人身安全少年課
サイバーセキュリティカレッジ	0	0	●	出会い系サイトや情報掲示板を利用した犯罪や被害を防止するため、中・高校生、保護者、教員等を対象として、サイバー犯罪の現状やセキュリティ対策等についてのサイバー犯罪被害防止講話をを行う。	警察本部 サイバー犯罪対策課
青少年健全育成条例運用費	700	700	●	青少年の心身の健全な発達を阻害するおそれのある興行や図書類の有害指定、立入調査、実態調査等を実施して、社会環境の浄化に努める。	女性・若者活躍推進課
社会を生きぬく確かな学力育成事業（ICT活用による学習活動の充実の推進）【再掲】	1,483	0	○	「ICT活用による学習活動充実の推進事業R2・3」における成果・課題や実践事例を県内の教職員に広く発信するため、「ICT活用促進フォーラム」を開催する	義務教育課

## 基本の柱Ⅱ 未来を拓く子ども・若者の応援

### 基本的方向4 若者が活躍できる基盤づくりへの支援と県内への移住・定住の促進

#### 【施策の方向⑧ 若者の活躍を推進する気運の醸成、山形暮らしの良さを知る機会の充実】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
政策決定過程への若者登用促進【再掲】	0	0	○	県審議会等への若者の登用を通して、県政に若者の声を反映し、若者の県づくりへの参画を促進する。 随時若者人材リストを整備し、部局等の求めに応じて情報提供を行うとともに、登用状況について年1～2回調査を実施する。	女性・若者活躍推進課
高等教育機関等連携情報発信支援事業	27	27	○	県内の高等教育機関等への県内高校生の進学を促進し、若者の県内定着を推進するため、入学者募集等に対する支援を行う。	学事文書課
移住定住・人材確保戦略的展開事業費	115,805	125,186	●	首都圏の若者等の本県への移住を促進するため、首都圏窓口の相談体制や移住希望者を市町村・企業に繋ぐ機能の強化、首都圏U I ターンフェアの開催、住宅・食・職の支援を一体的に進める山形らしい移住促進策の展開、移住支援金の支給など、本県への移住及び就業の促進策を一体的に展開する。	ふるさと山形移住・定住推進課
移住・関係人口創出拡大推進事業費	24,102	8,409	●	ビジネス関係人口や市町村との地方創生の体系的な知見の共有等を通じた移住・関係人口の創出・拡大の取組みを推進する。	ふるさと山形移住・定住推進課
看護師確保対策費 (看護師等体験セミナー事業)	1,379	1,370	●	県内の高校生を対象に病院等と連携した看護師体験セミナーを実施し、地域における看護師等の人材育成・確保及び県内定着を図る。	医療政策課
医師確保対策費 (ウェルカム山形推進事業)	1,763	2,054	●	県外の医科大学に進学した県出身医学生を対象に、県の医師確保施策や県内の研修病院の情報提供を行うことにより、卒後の本県への誘導を図る。	医療政策課
若年者U I ターン人材確保対策事業費	11,283	11,126	○	首都圏等に在住している若者向けに就職相談・情報提供により就職支援を行うとともに、就職ガイダンス等の開催により、若者の本県企業への就職に繋げる。	雇用・コロナ失業対策課
県内定着・回帰促進事業費	16,601	14,178	○	若者や女性の県内定着・回帰を促進する就職情報サイトの運営、Uターン希望者が県内企業へ就職面接等を行う際の交通費助成、地方創生インターンシップ事業、早期離職防止事業等を実施する。	雇用・コロナ失業対策課
産業技術短期大学校運営	206,576	206,045	○	産業技術短期大学校において高度職業訓練を実施する。（人件費を除く）	雇用・コロナ失業対策課
職業能力開発校運営	18,805	19,505	○	職業能力開発校において普通職業訓練を実施する。（人件費を除く）	雇用・コロナ失業対策課
若年女性県内就職・定着促進事業		11,615	○	<b>【新規事業】</b> 「大学生の県内就職に係る意識の醸成」、「若手社員どうしがつながるきっかけづくり」、「女子大学生に県内企業を知つてもらう機会の提供」を行い、県内企業への就職、県外へ進学した学生のUターンを促進する。	雇用・コロナ失業対策課
農林大学校教務費	38,347	37,511	○	農林業の担い手として即戦力となる、高い専門性と幅広い知識・技術や経営能力を備えた実践的な人材を育成するカリキュラムを実施する（農林大学校養成部における2年間の教育の実施）。	農政企画課
農林大学校人材育成研修費	11,652	11,253	●	多様な人材を育成・確保するため、農業に興味を持つ段階から農業経営を発展・確立する段階まで様々な研修機会を提供し、山形の農業を牽引する人材を育成する。また、新規林業従事者等を対象とした森林・林業に関する基礎的な研修を行う（農林大学校研修部における研修の実施）。	農政企画課
次代を担う女性農業者育成事業費	6,109	4,637	○	<b>【新規事業】</b> 家族経営体における女性の参画について理解を深めるとともに、経営者・経営参画者として経営の発展強化に貢献する農業者を育成するため夫婦等を対象に次世代リーダー育成セミナーを実施する。また、農業の魅力を伝える啓発資料をWEB版で作成するとともに、女性農業者が交流会や意見交換会等を通して、農村女性が働きやすい（学べる）環境づくりに向けた意識・意欲の醸成を図るほか、異業種との連携や地域ネットワークづくり等の取組みを支援する。	農業技術環境課
建設業人材確保・育成緊急対策事業費（女性進出促進事業）	146	146	○	・女性技術者の現場での活躍や、建設業で女性が働くための心構えや悩みについてインタビューし、その内容を高校生に向けてパンフレット等で紹介する。	建設企画課

社会資本整備理解促進事業費	462	462	○	小学生、中学生を対象とし、未来の山形の姿（道路、空港、公園、道の駅など）、河川の安全利用、土砂災害の防止をテーマにした「県土未来図絵画コンクール」を開催する。 受賞作品については、県庁ロビーの他、文翔館で展示を行い、建設業の魅力をPRする。	建設企画課
やまがたの木造住宅建設担い手育成事業（山形の家づくり「未来の匠」育成事業）	116	116	○	高校生等に住宅建築とそれに関わる大工の魅力を伝えるセミナーを開催する。	建築住宅課
キャリア教育推進事業【再掲】	5,015	5,011	○	望ましい勤労観・職業観を身に付け、地域産業の発展に貢献する高校生を育成するキャリア教育の推進を図る。	高校教育課
高校生就職支援事業	1,497	1,457	○	教員による企業訪問（求人開拓、卒業生の激励・相談）や卒業1年目の県内就職者への事後指導を行うことにより、就職促進並びに離職率の低下を図る。	高校教育課
やまがた就職促進奨学金返還支援事業	280,017	266,850	○	将来の地域産業の担い手となる学生の県内回帰・定着を図るため、県と市町村、地元産業が連携し、奨学金返還を支援する。	商工産業政策課
社会インフラ整備・管理人材スキルアップ支援事業	200	200	○	建設業を担う若年層の技術力向上と若い担い手の確保を図るために、①県・市町の若手職員に対して稼働中の現場で工法や施工上の留意点等を説明し、土木技術や建設業に関する理解を深める。②山形県建設業協会と連携し、高校生等に対して技能体験研修（課外授業）を実施し、建設業の魅力を感じてもらい就業促進につなげる。	村山総合支庁建設総務課
少年水産教室	66	66	○	水産高校との共催により、県内中学生を対象に水産に関する初步的な学習と実習を行い水産業への理解を深める。	庄内総合支庁水産振興課
水産高校生体験漁業	265	265	○	水産高校のカリキュラムにない本県沿岸漁業の代表的な漁業種類の漁船に乗船しての漁業体験と青年漁業者との交流会を実施し、本県における漁業の実態を伝え、水産業への就職意欲を高める。	庄内総合支庁水産振興課
建設業への若者就業促進事業	320	320	○	中学生や高校生を対象に、地元建設業の役割や魅力を紹介することで、建設業に対する関心・興味を啓発し、地元建設業への就業促進及び地元定着を図る。 ・建設系学科高校生を対象とした、『地元建設現場の見学会』や『先輩技術者との意見交換会』の開催 ・中学生、高校生に向けた地元建設業を紹介するパンフレットの作成・配付	庄内総合支庁建設総務課
新庄・最上ジモト大学推進事業	400	400	○	最上地域の高校生を対象に地域課題等に関する住民等との対話や協働等を通じて、地域住民としての当事者意識を醸成し、将来の定住や地域の中核となる人材の育成を図る。	最上総合支庁総務課連携支援室
看護師確保対策事業費	163	163	○	置賜地域の小中学生等を対象に、看護職に対する早期からの理解を深め、将来看護師等として置賜地域の医療を担い活躍する次世代の育成を図る。 ・看護師の仕事を学ぶ学習会の開催 ・看護職PRパンフレットの配布やホームページによる看護職の魅力等についての情報提供	置賜総合支庁保健企画課
生涯学習センター事業	99,690	99,690	●	県民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援するため、生涯学習センターを運営する。（予算額は指定管理料で、分館（洗心庵）を含む。）	生涯教育・学習振興課
伝統芸能育成事業【再掲】	2,263	2,149	●	親から子、子から孫の代へ、ふるさと山形のよき生活文化、知恵、伝統芸能等を教え、伝え、学び合うとともに、地域の方々自らが、子どもたちに地域の素晴らしい文化等を伝承していくことにより、地域文化の確実な保存・伝承を図り、子どもたちの社会力の育成、地域コミュニティの活性化を目指していく。	生涯教育・学習振興課
若者地元魅力発見促進事業（「若者『庄』学校」の取組み）【再掲】	1,069	1,526	○	高校生が、庄内地域で活躍する若者と、郷土のことを一緒に考えるワーキングショップ等を開催し、高校生の郷土愛醸成を図る。	庄内総合支庁総務課
県民活動の顕彰	653	653	●	社会貢献活動や地域活性化に寄与するの取組みを顕彰し、県民に広く紹介することにより、県民の関心を高め、積極的な参画を促すとともに、県民が様々な分野で活躍できる風土づくりの推進に資する。	消費生活・地域安全課 県民活動・防災ボランティア支援室
知事と若者の地域創生ミーティング	699	754	○	若者の豊かな発想や行動力を地域づくりに活かしていくため、知事が市町村に赴き、市町村単位で、若者が力を發揮できる環境づくりや地域課題、定住促進、地域の元気創出策などについて、若者と車座になって対話をを行い、明日の地域創生を考える。	広報広聴推進課

やまがた若者未来創造事業	480	370	○	県内に若者を呼び込むため、「やまがた若者応援大使」による若者の活躍や山形暮らしの魅力の発信	女性・若者活躍推進課
若者による置賜の元気創造事業	519	582	●	地域の若者と若手行政職員で組織する「おきたま元気創造ラボ」において、置賜地域の課題解決に向け、若者の視点で地域活性化に取組むことにより、置賜地域の元気を創造する。	置賜総合支庁総務課連携支援室
飛び出せ高校生技能実習で地域協働事業	0	0	○	農業上木分野がカリキュラムにある高校を対象に、農業土木事業のPRや、地元建設業者と協力し職場体験の場を提供。将来の農業土木技術者の育成を図る。	村山総合支庁農村計画課
庄内地域課題解決推進事業（「庄内若者協働考房」推進事業）	344	345	○	庄内創生に向けた取組みや課題解決のための“アドバイザリーボード”としての役割を持つ「庄内若者協働考房」において意見交換を行い、施策に反映させるとともに、庄内地域の若者の“ネットワーク”的強化を図るために交流学習会を実施する。	庄内総合支庁総務課
高校生向け地元企業理解促進事業	238	238	●	北村山地域の高等学校の1～2年生を対象に、地元企業の魅力を伝え地元企業への理解を促進するセミナーを開催するとともに、地元企業の採用力を向上させる取組み等を実施し、地元への就職の拡大を図る。	村山総合支庁北村山総務課連携支援室

## 【施策の方向⑨ 多様な活動の推進、つながる機会の拡大】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
やまがた若者未来創造事業【再掲】	480	370	○	県内に若者を呼び込むため、「やまがた若者応援大使」による若者の活躍や山形暮らしの魅力の発信	女性・若者活躍推進課
やまがた若者地域づくり参加推進事業	5,531	5,531	○	若者が地域活動に関して気軽に相談できる若者支援コンシェルジュを設置することで、若者たちの新たな繋がりと広がりによる、県内の若者活動の活性化を図る。 県内の若者の活動を、SNSやインターネット等により幅広く多くの県民に周知し、若者が持てる力を十分に發揮し活躍できる環境づくりや、若者の活躍を応援する気運の醸成を図る。	女性・若者活躍推進課
起業支援・県内定着促進事業費（創業支援センター設置事業）	34,686	33,582	●	起業したい若者、多様な形のスタートアップを支援する拠点「スタートアップステーション・ジョージ山形」を運営し、ビジネスアイディアの具体化を支援することにより、県内での事業創出や雇用の拡大を図る。	中小企業・創業支援課
やまがたチャレンジ創業応援事業費	34,004	34,004	●	県内での新規創業の促進を図るため、女性・若者等の創業者に対し、創業経費の助成等による支援を行う。	中小企業・創業支援課
若者による置賜の元気創造事業【再掲】	519	582	●	地域の若者と若手行政職員で組織する「おきたま元気創造ラボ」において、置賜地域の課題解決に向け、若者の視点で地域活性化に取組むことにより、置賜地域の元気を創造する。	置賜総合支庁総務課連携支援室
庄内地域交流活動支援事業	800	800	●	庄内地域内外の交流を通じて、地域の活性化や課題解決に向けて取り組む活動を支援し、庄内地域の活性化を促進する。	庄内総合支庁総務課
社会貢献活動促進基金活用事業費	39,310	47,703	●	「やまがた社会貢献基金」を活用し、地域課題の解決に取り組むNPO法人やボランティア団体への支援を行う。	消費生活・地域安全課 県民活動・防災ボランティ
次世代の地域づくり中核人材育成事業【再掲】	773	929	●	地域活動に興味関心の高い中高生や青年が、青年ファシリテーターの指導・助言の下、講義や体験、企画・運営等の実践を通じて、地域活動への理解を深め、地域づくりの次世代リーダーとしての資質を高める。	生涯教育・学習振興課
地域づくり活動調査研究事業	630	630	●	県内の大学に在籍する大学生で構成されるグループ（ゼミや研究室）に地域の実態調査等を委託。対象となる地域の課題抽出や地域主体による課題解決（活性化方策）を検討。併せて、学生との交流を通して地域の活力向上にもつなげていく。	村山総合支庁総務課連携支援室
遊学の森づくり推進事業	371	371	●	最上地域の豊かなみどりを守り育む意識を醸成し、幅広い森づくり活動を指導できる人材を養成するため、高校生以上の県民を対象に指導者の養成講座を開催する。また、遊学の森施設の利活用を推進するため、木との触れ合いをテーマにした冬期間のオリジナル体験プログラムを開発する。	最上総合支庁森林整備課
出羽庄内公益の森づくり事業	470	470	●	多様な主体の協働により庄内海岸林を次世代に引き継ぎ、森林を守り育てる意識の醸成を図るため、地域住民・学校等が行う森づくり活動や森林環境教育への支援を実施する。	庄内総合支庁森林整備課

知事と若者の地域創生ミーティング【再掲】	699	754	○	若者の豊かな発想や行動力を地域づくりに活かしていくため、知事が市町村に赴き、市町村単位で、若者が力を発揮できる環境づくりや地域課題、定住促進、地域の元気創出策などについて、若者と車座になって対話をを行い、明日の地域創生を考える。	広報広聴推進課
移住定住・人材確保戦略的展開事業費【再掲】	115,805	120,054	●	首都圏の若者等の本県への移住を促進するため、首都圏窓口の相談体制や移住希望者を市町村・企業に繋ぐ機能の強化、首都圏U1ターンフェアの開催、住宅・食・職の支援を一体的に進める山形らしい移住促進策の展開、移住支援金の支給など、本県への移住及び就業の促進策を一体的に展開する。	ふるさと山形移住・定住推進課
県民活動の顕彰【再掲】	653	653	●	社会貢献活動や地域活性化に寄与するの取組みを顕彰し、県民に広く紹介することにより、県民の関心を高め、積極的な参画を促すとともに、県民が様々な分野で活躍できる風土づくりの推進に資する。	消費生活・地域安全課 県民活動・防災ボランティア支援室
地域若者安心生活構築推進事業【再掲】	38,731	38,773	○	社会参加に困難を有する若者への自立に向けた支援を行うNPO等との協働により「若者相談支援拠点」を設置するとともに、関係機関、団体、市町村等と連携した地域支援ネットワーク（山形県子ども・若者支援協議会等）を形成し、困難を有する若者が安心して生活できる体制づくりを進める。また、支援を必要とする本人やその家族向けに、相談窓口や支援機関を紹介するためのリーフレットを作成する。	女性・若者活躍推進課

## 基本的方向5 若者のライフステージに応じた総合的な支援

### 【施策の方向⑩ 若者の職業的自立、就労支援】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
地域若者安心生活構築推進事業【再掲】	38,731	38,773	○	社会参加に困難を有する若者への自立に向けた支援を行うNPO等との協働により「若者相談支援拠点」を設置するとともに、関係機関、団体、市町村等と連携した地域支援ネットワーク（山形県子ども・若者支援協議会等）を形成し、困難を有する若者が安心して生活できる体制づくりを進める。また、支援を必要とする本人やその家族向けに、相談窓口や支援機関を紹介するためのリーフレットを作成する。	女性・若者活躍推進課
就労希望者に対する就職支援の充実	21,106	25,674	○	特別支援学校を卒業し、企業等に就労を希望する生徒一人ひとりに応じた就労先の確保に向けて、企業等を訪問し実習の協力や就労先開拓を進める「就労支援コーディネーター」の配置や、4地区ごとに進路支援に係る情報共有を関係機関と共に実行する地域別戦略会議を実施する。また、特別支援学校の授業補助員として、特別支援学校卒業生のステップアップ雇用事業（会計年度職員）を実施する。	特別支援教育課
ひきこもり相談支援事業	1,439	1,439	●	ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」において本人や家族に対して相談支援を行い、早期に適切な支援につながるよう支援体制の充実を図るとともに、ひきこもりに対する正しい理解が深まり、より多くの方の支援につながるよう普及・啓発を行う。 また、各保健所においても、電話や面接・訪問等で相談支援を行うとともに、ひきこもり相談支援者を対象に研修を開催し、支援者の技術向上と、支援者同士の連携強化を図る。	障がい福祉課
地域若者サポートステーション事業【再掲】	14,233	14,212	○	ニート等の若者の職業的自立を支援するため、個々のケースに対応した具体的な支援プログラムの実施、また、若者自立支援ネットワークの整備・運営を行う。	雇用・コロナ失業対策課
若者就職支援センター事業費	39,998	39,942	○	山形県若者就職支援センターの設置・運営により、若年者の就職について、地域の学校・企業と連携しながら、高等学校、大学等の在学中から職場定着まで一貫した支援を実施する。	雇用・コロナ失業対策課
若年者U I ターン人材確保対策事業費【再掲】	11,283	11,126	○	首都圏等に在住している若者向けに就職相談・情報提供により就職支援を行うとともに、就職ガイダンス等の開催により、若者の本県企業への就職に繋げる。	雇用・コロナ失業対策課
県内定着・回帰促進事業費【再掲】	16,601	14,178	○	若者や女性の県内定着・回帰を促進する就職情報サイトの運営、Uターン希望者が県内企業へ就職面接等を行う際の交通費助成、地方創生インターーンシップ事業、早期離職防止事業等を実施する。	雇用・コロナ失業対策課
トータルジョブサポート運営事業費	9,702	9,557	○	県内若者等の就職支援を強化するため、県が有する「山形県若者就職支援センター」・「山形県求職者総合支援センター」の機能と「ハローワーク」が持つ就職マッチング機能を合わせたワンストップサービスを実施。	雇用・コロナ失業対策課
産業技術短期大学校運営【再掲】	206,576	206,045	○	産業技術短期大学校において高度職業訓練を実施する。（人件費を除く）	雇用・コロナ失業対策課
職業能力開発校運営【再掲】	18,805	19,505	○	職業能力開発校において普通職業訓練を実施する。（人件費を除く）	雇用・コロナ失業対策課
女性の賃金向上推進事業	120,370	55,500	●	女性非正規雇用労働者の賃金引上げ及び正社員転換を実施した事業者に対して支援金を支給することで、女性が安心して働くことのできる労働環境の整備を促進する。	雇用・コロナ失業対策課
若年女性県内就職・定着促進事業【再掲】		11,615	○	【新規事業】 「大学生の県内就職に係る意識の醸成」、「若手社員どうしがつながるきっかけづくり」、「女子大学生に県内企業を知ってもらう機会の提供」を行い、県内企業への就職、県外へ進学した学生のUターンを促進する。	雇用・コロナ失業対策課
農林大学校人材育成研修費【再掲】	11,652	11,253	●	多様な人材を育成・確保するため、農業に興味を持つ段階から農業経営を発展・確立する段階まで様々な研修機会を提供し、山形の農業を牽引する人材を育成する。また、新規林業従事者等を対象とした森林・林業に関する基礎的な研修を行う（農林大学校研修部における研修の実施）。	農政企画課
高校生就職支援事業【再掲】	1,497	1,457	○	教員による企業訪問（求人開拓、卒業生の激励・相談）や卒業1年目の県内就職者への事後指導を行うことにより、就職促進並びに離職率の低下を図る。	高校教育課

魅力ある建設分野への若手人材啓発事業費	110	110	○	置賜地域の高校生を対象に、建設分野への関心・興味を啓発し、若手人材の就業促進を図る。 ・山形県建設業協会米沢支部が主体で行う現場見学会への補助 ・若手技術者による仕事説明会（ゼロ予算）	置賜総合支庁建設総務課
地域若者人材確保対策事業	4,490	5,520	●	各地域における人材ニーズ・若者の回帰・定着の状況を踏まえ、特に確保が必要な人材をターゲットにした地域の産業情報を発信を行い、若者の県内就職を促進	商工業政策課
学生・生徒・保護者等の地域産業理解促進事業	684	684	○	高校生等を対象に地域の企業経営者の思いや地域で働く先輩の経験談等を通じて、地域企業の魅力や地域の産業界で働くことの意義を伝えるためのセミナーや交流会等を実施	商工業政策課
暮らそう山形！移住・定住促進事業（移住・定住リフォーム支援）	12,549	12,549	●	低所得者や新婚・子育て世帯、学生を含む若者単身者など住宅確保要配慮者用に賃貸する住宅（セーフティネット住宅）の改修に対する交付金を活用する市町村へ、地方負担分を補助し、セーフティネット住宅の供給を促進する。	建築住宅課
最上の産業人材育成地域定着促進事業	536	736	●	最上地域における人材の育成及び定着を図るために、小中学校教員を対象とした企業見学会や、高校生を対象とした「地元事業所で働く若手社員が仕事を語る特別授業」、その保護者を対象とした就職セミナーを実施する。また、各事業への地域企業の参加を促すためのデジタルリーフレットを作成する。	最上総合支庁地域産業経済課
独立就農総合支援事業	633,134	712,802	●	新規就農者の確保・育成に向け、就農準備段階から就農後の定着まで総合的な支援を行う。	農業経営・所得向上推進課
緑の青年就業準備給付金事業費	28,442	28,442	○	林業への就業に向け、県立農林大学校林業経営学科において必要な知識の習得等を行う学生が、安心して研修に専念できるよう給付金を給付する。	森林ノミクス推進課
建設業人材確保・育成緊急対策事業費（女性進出促進事業）【再掲】	146	146	○	・女性技術者の現場での活躍や、建設業で女性が働くための心構えや悩みについてインタビューし、その内容を高校生に向けてパンフレット等で紹介する。	建設企画課
最上の医療・介護人材育成地域定着促進事業費（医療人材確保対策事業）	416	416	○	最上地域の小・中学生及び高校生を対象に、地域の医療機関等で働く医師、看護師等を講師として、医療職を目指した動機ややりがい等について講話や体験学習を行う動機付け学習会等を開催する。また、希望する中高生等に対しフォローアップを行い、継続的に情報提供を行うとともに将来の地元への就業を促進する。	最上総合支庁保健企画課
最上の医療・介護人材育成地域定着促進事業費（看護師等生涯サポートプログラム「最上プラス」）	102	118	○	U I J ターンを希望する看護職員及び看護学生へのインターンシップ参加の際の旅費を支援する。また、新任期の看護職員（概ね3年以内）・看護学生の人脈づくりの支援の場「ナスカフェ」の開催により、看護師・看護学生の地元回帰及び定着を図る。	最上総合支庁保健企画課
最上の医療・介護人材育成地域定着促進事業費（介護人材確保対策事業）	77	100	○	最上地域の小・中学生及び高校生を対象に、介護の仕事に対し理解を深めてもらうとともに、その魅力を発信し、介護職を目指す動機づけを図るため、介護福祉士による講話や体験学習を実施する。	最上総合支庁地域保健福祉課
企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進事業費	6,464	4,894	●	・「やまがたイクボス同盟」の活動による企業経営層の意識改革と取組み促進のためのトップセミナーの開催 ・男性の育児休業取得促進に向けた機運醸成、及び男性の家事・育児等への参画に関する講座の開催	女性・若者活躍推進課
県民活動の顕彰【再掲】	653	653	●	社会貢献活動や地域活性化に寄与するの取組みを顕彰し、県民に広く紹介することにより、県民の関心を高め、積極的な参画を促すとともに、県民が様々な分野で活躍できる風土づくりの推進に資する。	消費生活・地域安全課 県民活動・防災ボランティア支援室
やまがたの木造住宅建設担い手育成事業（若手大工技能習得サポート事業）	7,050	7,050	○	新規入職した若手大工の技能習得を支援する。	建築住宅課
高校生向け地元企業理解促進事業【再掲】	238	238	●	北村山地域の高等学校の1～2年生を対象に、地元企業の魅力を伝え地元企業への理解を促進するセミナーを開催するとともに、地元企業の採用力を向上させる取組み等を実施し、地元への就職の拡大を図る。	村山総合支庁北村山総務課連携支援室

## 【施策の方向⑪ 出会いの提供・結婚支援の充実・強化】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
やまがたハッピーライフプロジェクト事業費	198,464	140,609	○	<p>マッチングシステムによる出会い支援サービスなどを展開する「やまがたハッピーサポートセンター（仮称）」及びボランティア仲人「やまがた縁結びたい」による総合的な出会い・結婚支援体制の強化を図る。</p> <p>新婚世帯に対するスタートアップ（住宅取得・賃貸費用・引越費用）を支援する。</p> <p>学生を対象としたライフデザインセミナーの開催により若い世代に対する結婚観や家庭観を醸成を図る。</p> <p>若い世代の結婚・新生活を後押しする住居費等の経済的支援を行う。</p> <p>子育てを家族間・世代間で支え合う暮らしの良さや県の支援施策等を県ホームページを通じてPRすることにより、三世代同居・近居に前向きな意識の醸成を図る。</p>	しあわせ子育て政策課
やまがたで出会い・結婚・子育て応援事業（一部）	0	0	○	県外からの移住を視野に入れた出会い・結婚支援事業（令和3年度で終了）	しあわせ子育て政策課
出A I（あい）マッチング事業費	0	29,000	○	<p><b>【新規事業】</b></p> <p>やまがたハッピーサポートセンターにA I機能を持つシステムを新たに導入する。A Iマッチングシステムの効果を高める伴走型支援の構築を行う。</p>	しあわせ子育て政策課

むらやま広域婚活事業（広域婚活の展開）	200	200	○	市町等との連携による広域的な結婚支援 ・管内市町等で組織する「むらやま広域婚活事業実行委員会」による広域婚活イベント等を支援	村山総合支庁 子ども家庭支援課
むらやま若者子育て安心イメージアップ事業	261	466	○	高校生に乳幼児とのふれあいの機会や子育て中の親子との交流の機会を提供することにより、若者世代が男女共に安心して子育てに臨むイメージを高める。	村山総合支庁 子ども家庭支援課
最上地域「やまがた縁結びたい」人材育成事業	0	148	○	市町村との連携により、結婚支援者の人材育成と広域的な交流の場の設定を行う。	最上総合支庁 子ども家庭支援課
関係機関のネットワークを活用した結婚支援活動の推進	0	150	○	管内仲人活動団体・仲人活動実践者の情報交換会及びスキルアップ研修会の開催等	置賜総合支庁 子ども家庭支援課

## 【施策の方向⑫ 地域で支える子育て支援の充実】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
届出保育施設等すこやか保育事業費	35,009	34,483	○	入所児童の処遇向上を図るため、届出保育施設等（認可外保育施設）における0～2歳児及び待機児童の受入れにかかる経費を助成。	子ども保育支援課
放課後児童クラブ推進事業費【再掲】	1,252,167	1,522,719	○	昼間保護者のいない家庭の小学生等の授業終了後や長期休暇等に、遊びや生活の場を提供し、健全育成活動を行う放課後児童クラブに対し運営費等を助成し、児童の健全育成と仕事と家庭の両立支援を図る。	子ども保育支援課
多子世帯における保育料負担軽減事業費	30,149	31,350	○	多子世帯における保育料負担軽減のため、認可保育所・届出保育施設等（認可外保育施設）など施設の種別に関わらず、同時入所している場合に保育料を軽減する。	子ども保育支援課
地域で支える子育て安心事業費	73,372	84,818	○	経済的理由から放課後児童クラブの利用を断念することがないよう、低所得世帯及び兄弟姉妹で同時利用している世帯における利用料を軽減する。	子ども保育支援課
児童手当の支給	2,157,276	2,155,356	●	中学校終了前の児童・生徒の養育者に対する手当を給付する。	子ども家庭支援課
児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	670,228	627,825	●	18歳までの子どもを養育するひとり親家庭等の養育者に対する手当を給付する。	子ども家庭支援課

母子父子寡婦福祉資金事業	89,905	72,697	●	母子家庭等に対し、生活資金や修学資金などの資金の無利子又は低利での貸付を行う。	子ども家庭支援課
むらやま妊娠・子育て安心サポート事業	252	252	○	精神疾患等により養育力の低い妊産婦等に対し、効果的な支援を展開するため、精神科医師等から支援者への助言の機会を確保し、事例検討会を実施する。 妊産婦の心身の負担が大きい多胎児家庭への支援充実と孤立防止を図るため、多胎児支援に関する研修会や多胎児家庭の交流会等を開催する。	村山総合支庁 子ども家庭支援課
暮らそう山形！移住・定住促進事業（持ち家リフォーム支援）	69,000	87,000	○	移住・定住につながる移住世帯、新婚世帯、子育て世帯（ひとり親を含む）を対象に、持ち家のリフォーム工事の一部を市町村と協力して支援し、人口減少を食い止める。	建築住宅課
暮らそう山形！移住・定住促進事業（中古住宅取得支援）	1,865	2,346	○	移住・定住につながる移住世帯、新婚世帯、子育て世帯（ひとり親を含む）を対象に、中古住宅取得に係る住宅ローンの利子のうち0.4%分を支援し、人口減少を食い止める。	建築住宅課
ひとり親家庭・子どもの貧困対策総合推進事業費	69,436	68,357	●	ひとり親家庭の親子が自立し、安心して暮らすことができるよう、就労支援をはじめ、子育て・生活、子どもの教育、経済的な面も含め総合的に支援を行うとともに、子どもの貧困対策の推進を図る。	子ども家庭支援課
マザーズジョブサポートセンター運営事業	38,419	38,446	●	結婚・出産・育児等の理由で離職している女性の再就職をワンストップで支援するため、マザーズジョブサポート山形・庄内の県内2箇所で、再就職や仕事と子育ての両立に関する相談業務、保育ルームの運営による託児サービスの提供を行う。また県内各ハローワークと協力し出張相談を実施する。	女性・若者活躍推進課
県営住宅に入居する際の優遇措置	0	0	●	ひとり親家庭の県営住宅への入居に際し、入居条件等の優遇措置により支援（抽選確率の優遇、連帯保証人1名で可、等）。	建築住宅課
保育料無償化に向けた段階的負担軽減	927,063	685,370	○	0歳から2歳児の保育料について、国基準の「所得階層8区分」のうち無償化されていない第3及び第4階層の世帯の保育料の負担軽減を市町村と連携して実施する。	子ども保育支援課

### 【施策の方向⑬ 仕事と家庭の両立支援の充実】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
地域で支える子育て安心事業費【再掲】	73,372	84,818	○	経済的理由から放課後児童クラブの利用を断念する事がないよう、低所得世帯及び兄弟姉妹で同時利用している世帯における利用料を軽減する。	子ども保育支援課
特別保育事業費	23,170	113,816	○	保育需要の多様化に対応するため、障がい児保育等の特別保育を実施するとともに、保育を支える保育士の確保に必要な措置を講ずることにより保育所等における保育サービスの推進を図る。	子ども保育支援課
地域子ども・子育て支援事業費	619,089	862,315	○	多様化する保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業等の市町村における子ども及び子育て家庭の支援に資する取組みを推進する。	子ども保育支援課
放課後児童クラブ整備推進費	88,806	82,603	○	昼間保護者のいない家庭の小学生等の授業終了後や長期休暇等に、遊びや生活の場となる放課後児童クラブの計画的な整備を図る。	子ども保育支援課
認定こども園整備事業	272,772	204,845	○	認定こども園等の施設整備を図り、子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進する。	子ども保育支援課
妊娠・出産・子育て安心生活応援事業	48,323	53,530	●	妊娠・出産・子育てに対する不安感を解消するため、生まれてくる赤ちゃんと子育て家庭を社会全体で応援するメッセージを贈るとともに、子育て世代包括支援センターの体制を整備するなど、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図る。	子ども家庭支援課
企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進事業費	6,464	4,894	●	・「やまがたイクボス同盟」の活動による企業経営層の意識改革と取組み促進のためのトップセミナーの開催 ・男性の育児休業取得促進に向けた機運醸成、及び男性の家事・育児等への参画に関する講座の開催	女性・若者活躍推進課
職場環境改善アドバイザー派遣事業	5,933	5,933	●	アドバイザーが事業所を訪問し、多様で柔軟な働き方など、働きやすい就業環境についての指導・助言を行う。	雇用・コロナ失業対策課

女性も幸せに暮らし働く山形県の魅力創出発信事業費	6,019	5,019	●	・女性の県内定着・回帰に向けた意見交換会「オンライン100人女子会」の開催や、SNSを活用した山形で暮らし働く女性のロールモデルの発信 ・各界の有識者等で構成する「女性活躍前進懇話会」を開催し施策に反映。	女性・若者活躍推進課
共に働き共に育む社会づくり推進事業	1,860	1,860	●	・働く女性の意欲・実践力の醸成を図るオンラインの交流会の開催 ・各地域における女性活躍に関する機運醸成を図るためにセミナー等の開催	女性・若者活躍推進課
誰もが主役・輝く最上のひとづくり事業	273	148	○	女性の地域における多様な活躍を後押しするため、県と市町村が実行委員会を組織し、管内で実際に活動を行っている女性をゲストに迎えてシンポジウムを開催する。	最上総合支庁子ども家庭支援課
パパママ一緒に子育て応援事業	572	968	○	・夫婦で共に働き、一緒に子育てをして、子育ても仕事も楽しむことができるよう、「やまがた子育て応援サイト」における子育て世代に求められている情報の充実を図る。 ・実際に育児休業を取得することとなる男性会社員等（男性育休当事者）を対象に、家事・育児参画セミナーを開催する。	しあわせ子育て政策課
やまがたパパ+(プラス)事業		349	○	【新規事業】 子育てに取り組むパパのためのガイドブックや子育てパパを応援するウェブコンテンツを作成する。	しあわせ子育て政策課

### 基本の柱Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

#### 基本的方向6 個々の状況に応じたきめ細やかな支援の充実

##### 【施策の方向⑯ 社会参加に困難を有する子ども・若者、その家族への支援】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
ひきこもり相談支援事業【再掲】	1,439	1,439	●	ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」において本人や家族に対して相談支援を行い、早期に適切な支援につながるよう支援体制の充実を図るとともに、ひきこもりに対する正しい理解が深まり、より多くの方の支援につながるよう普及・啓発を行う。 また、各保健所においても、電話や面接・訪問等で相談支援を行うとともに、ひきこもり相談支援者を対象に研修を開催し、支援者の技術向上と、支援者同士の連携強化を図る。	障がい福祉課
ひきこもりからの再出发サポート事業	919	699	●	ひきこもり者の社会的自立を促進するため、ひきこもり者及び家族に対する支援として、精神科医師・保健師による個別相談、家族教室、家族交流会を開催する。	村山総合支庁 保健企画課
むらやま子どもの居場所づくり推進事業	160	387	○	管内の子ども食堂等実践団体や関係機関と連携して企業等を訪問し、企業等との協働を推進することにより、子どもの居場所づくりに取り組みやすい環境を整備する。	村山総合支庁 子ども家庭支援課
ひきこもり等の支援事業	46	98	●	ひきこもり等を支援する関係機関の技術向上と連携促進のため、障がい福祉課事業である「ひきこもり相談支援者専門研修」を開催する。また、支援体制強化のため地域の関係機関によるネットワーク会議や事例検討会等を開催する。	置賜総合支庁 地域保健福祉課
地域若者安心生活構築推進事業【再掲】	38,731	38,773	○	社会参加に困難を有する若者への自立に向けた支援を行うNPO等との協働により「若者相談支援拠点」を設置するとともに、関係機関、団体、市町村等と連携した地域支援ネットワーク（山形県子ども・若者支援協議会等）を形成し、困難を有する若者が安心して生活できる体制づくりを進める。また、支援を必要とする本人やその家族向けに、相談窓口や支援機関を紹介するためのリーフレットを作成する。	女性・若者活躍推進課
地域若者サポートステーション事業【再掲】	14,233	14,212	○	ニート等の若者の職業的自立を支援するため、個々のケースに対応した具体的な支援プログラムの実施、また、若者自立支援ネットワークの整備・運営を行う。	雇用・コロナ失業対策課
チーム学校による相談体制の充実強化【再掲】	176,810	151,566	○	多様な専門スタッフの配置や関係機関との連携により、チーム学校による児童生徒の問題行動や家庭環境等に関する相談体制の充実強化を図る。	教育政策課 義務教育課 高校教育課
キャリアカウンセラー派遣事業	926	926	○	各県立高校へキャリアカウンセラーを派遣し、進路選択へ課題を抱える生徒へキャリアカウンセリングやソーシャルスキルトレーニングを実施する。	高校教育課
私立高等学校等学び直し支援費補助金	772	839	○	私立高等学校等に再入学し、就学支援金の受給資格期間（36ヶ月間）を超えた生徒に対し、授業料相当額を補助する。	学事文書課
公立高等学校等学び直し支援費補助金【再掲】	1,330	786	○	公立高等学校等に再入学し、就学支援金の受給資格期間（36ヶ月間）を超えた生徒に対し、就学支援金と同等額を補助する。	教育政策課
家庭教育電話相談「ふれあいほっとライン」事業【再掲】	3,020	2,864	●	親自身が身内や近隣の人に相談する機会が減少し、子育てや家庭教育に関する悩みを抱えたまま不安や孤立感を募らせる保護者等が増えていることが指摘されているため、子育てや家庭教育の悩みなどについて気軽に相談できる体制の充実を図る。	生涯教育・学習振興課
教育相談ダイヤル	20,341	19,740	●	「24時間子供SOSダイヤル」及び「専用相談ダイヤル」を開設し、幼児・児童・生徒の教育に関する課題について、本人・保護者及び教育関係者の相談に応じ、支援・助言を行う。	教育センター
県警ヤングテレホン	0	0	○	少年や保護者等から非行、家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談を受け付ける。	警察本部人身安全少年課
青少年の自立を促す環境教育事業	329	0	○	フリースクール等に通う中学生や高校生等を対象としたボランティア体験及び海洋ごみ問題などの環境教育を通して、就学・就労等への意欲を育むとともに、海岸漂着物問題に対する関心を高め、積極的にその問題に自ら取り組める人材の育成を図る。	生涯教育・学習振興課
青少年の自立を促す環境教育事業（不登校児童生徒教育機会確保等検討事業）【再掲】	681	311	○	不登校児童生徒を支援する学校、教育支援センター、フリースクール等民間支援団体等によるネットワーク構築を推進し、不登校児童生徒の社会的な自立をめざした教育相談体制の充実を図る。	生涯教育・学習振興課

**【施策の方向⑯ 障がいのある子ども・若者への支援】**

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
私立学校一般補助金（一部）私立幼稚園特別支援教育運営費補助金	81,536	98,000	○	私立幼稚園における障がい児の受け入れに対して教育費の一部を助成する。	子ども保育支援課
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援補助金	938	938	○	身体障害者手帳の交付対象とならない「軽度・中等度難聴児」に対して、言語習得の健全な発達を支援するため、補聴器購入費の一部を補助する。	障がい福祉課
補装具給付費	54,212	59,830	●	市町村が支払う身体的欠損や機能障がいを補うための補装具（義眼、義肢、補聴器、車いす等）の交付もしくは修理に要する経費に対する公費負担	障がい福祉課
児童保護費	1,022,609	1,144,329	○	児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業、障害児相談支援事業、障害児入所支援事業を実施する。	障がい福祉課
自立支援医療給付費	1,870,305	1,865,384	●	障がい(児)者の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療に要する経費の公費負担を行う。	障がい福祉課
重度心身障がい（児）者医療給付事業	1,082,780	1,062,655	●	身体上又は精神上著しい障がいを持つ者の医療を確保するため、重度心身障がい(児)者の保険診療に係る自己負担額について、市町村が助成する事業に要する経費に対し補助する。	障がい福祉課
発達障がい者支援体制整備事業	21,674	21,039	●	4圏域における支援体制の整備を図るため、支援者を対象とした研修会の開催、療育力強化のための相談支援、やまがたサポートファイルの普及啓発や、家族支援体制の充実を図る。 身近な地域で発達障がいに関する診療が受けられる体制を整備するとともに、県内4地域で発達障がいの検査と支援助言を受けることができる体制を構築する。	障がい福祉課
妊娠婦メンタルサポート事業（むらやまペアレントサポート講座）	252	252	○	発達障がいやその傾向のある子の保護者や育児不安の強い保護者に対し、よりよい子どもへの関わりを促すための支援者の支援技術向上を目的に、実践講座を開催する。	村山総合支庁 子ども家庭支援課
最上地域発達障がい児等相談支援事業費	261	261	○	発達障がい児等の支援者である保育所・幼稚園の保育士等に対し、小児科医師等が巡回し、具体的な対応方法等について継続的な助言を行うとともに研修等を実施することで、知識の習得と技術の一層の向上を図る。	最上総合支庁 子ども家庭支援課
安心子育て支援事業（誰もが安心して暮らせる地域づくり推進事業費）	145	190	○	発達面で気になる子どもの支援者を対象に、保護者支援を推進するための「ペアレントサポート講座」を開催するとともに、置賜地域における早期療育支援体制づくりの推進を図る。	置賜総合支庁 子ども家庭支援課
母子保健推進強化事業（庄内地域療育連絡会）	0	0	○	全体連絡会1回：母子保健施策の効果的な推進を図るために、医療機関や保健、福祉、教育機関等により検討を行う。 事例検討会15回：5か所の医療機関において、事例検討・情報交換を行う。	庄内総合支庁 子ども家庭支援課
私立高等学校特別支援教育推進事業	11,400	12,000	○	私立高等学校等が、特別支援教育支援員を配置する場合に補助する。	学事文書課
特別保育事業費（一部）障がい児保育事業	3,238	3,572	○	児童館及び届出保育施設における障がい児の受け入れに対して助成する。	子ども保育支援課
特別支援教育推進事業	9,352	8,969	●	障がいのある子どもの指導支援事業、幼児やその保護者への相談事業、また適切な就学の一層の推進を図る。	特別支援教育課

## 【施策の方向⑯ 非行防止、いじめ・暴力行為への対策】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
非行少年を生まない社会づくり事業	157	141	○	少年の健全育成を図るため、支援を必要としている問題を抱えた少年に対して手を差し伸べ、少年の規範意識の向上や社会との絆の強化を図るため少年を見守る社会気運を醸成する。	警察本部人身安全少年課
“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動事業【再掲】	2,986	2,986	○	いじめの防止・根絶に向け、教育関係者と県・警察及び地域の青少年健全育成関係団体が連携し、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開する。	女性・若者活躍推進課
チーム学校による相談体制の充実強化【再掲】	176,810	151,566	○	多様な専門スタッフの配置や関係機関との連携により、チーム学校による児童生徒の問題行動や家庭環境等に関する相談体制の充実強化を図る。	教育政策課 義務教育課 高校教育課
少年サポートセンター事業	69	55	○	街頭補導活動、少年相談活動、非行少年・被害少年等に対する継続的なサポート活動、薬物乱用防止活動、広報啓発活動、情報提供活動等を展開し、少年非行・被害防止を図る。	警察本部人身安全少年課

## 【施策の方向⑰ 子どもの貧困問題、児童虐待、子ども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
私立高等学校等授業料軽減事業費	368,242	439,181	○	経済的理由により修学が困難となる世帯の修学費用の負担軽減を図る。	学事文書課
私立高等学校等奨学給付金	149,623	153,562	○	経済的理由により修学が困難となる世帯に対し、授業料以外の教育費負担軽減を図る。	学事文書課
ひとり親家庭・子どもの貧困対策総合推進事業費【再掲】	69,436	68,357	●	ひとり親家庭の親子が自立し、安心して暮らすことができるよう、就労支援をはじめ、子育て・生活、子どもの教育、経済的な面も含め総合的に支援を行うとともに、子どもの貧困対策の推進を図る。	子ども家庭支援課
マザーズジョブサポートセンター運営事業【再掲】	38,419	38,446	●	結婚・出産・育児等の理由で離職している女性の再就職をワンストップで支援するため、マザーズジョブサポート山形・庄内の県内2箇所で、再就職や仕事と子育ての両立に関する相談業務、保育ルームの運営による託児サービスの提供を行う。また県内各ハローワークと協力し出張相談を実施する。	女性・若者活躍推進課
修学旅行支度援助費	740	685	○	生活保護世帯の子どもが修学旅行に参加する際の衣類・身の回り品の購入等が家計に及ぼす影響を考慮し、この負担を軽減するための支度援助費を支給する。	地域福祉推進課
子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援事業の一部）【再掲】	23,256	23,256	○	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の子どもを対象とし、学力の向上のための学習支援や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校等への進学及び卒業を支援することで子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖の防止を図る。	地域福祉推進課
高等学校等就学支援金制度	1,787,645	1,666,196	○	就学支援金を支給し、授業料負担を軽減させる。	教育政策課
チーム学校による相談体制の充実強化【再掲】	176,810	151,566	○	多様な専門スタッフの配置や関係機関との連携により、チーム学校による児童生徒の問題行動や家庭環境等に関する相談体制の充実強化を図る。	教育政策課 義務教育課 高校教育課
高等学校等奨学金貸付事業【再掲】	485,287	452,369	○	経済的理由で修学が困難な世帯の生徒が、意欲的に勉学に励むことができるように、奨学金を貸与する。	高校教育課
奨学のための給付金事業【再掲】	192,120	193,251	○	低所得世帯の生徒が、学業を断念することができないように、奨学のための給付金を支給し教育費の負担を軽減させる。	高校教育課
定時制・通信制課程修学資金【再掲】	672	504	○	働きながら山形県立高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で学ぶ生徒の教育の機会の均等を図ることを目的に、経済的理由により著しく修学が困難な者へ修学資金を貸与する。	高校教育課
キャリアカウンセラー派遣事業【再掲】	926	926	○	各県立高校へキャリアカウンセラーを派遣し、進路選択へ課題を抱える生徒へキャリアカウンセリングやソーシャルスキルトレーニングを実施する。	高校教育課

妊娠・出産・子育て安心生活応援事業【再掲】	48,323	53,530	●	妊娠・出産・子育てに対する不安感を解消するため、生まれてくる赤ちゃんと子育て家庭を社会全体で応援するメッセージを贈るとともに、子育て世代包括支援センターの体制を整備するなど、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図る。	子ども家庭支援課
妊娠婦メンタルサポート事業（むらやまペアレントサポート講座）【再掲】	252	252	○	発達障がいやその傾向のある子の保護者や育児不安の強い保護者に対し、よりよい子どもへの関わりを促すための支援者の支援技術向上を目的に実践講座を開催する。	村山総合支庁子ども家庭支援課
児童相談所における対応強化	615	473	○	児童相談所の専門職員を増加するとともに、市町村支援や里親支援を行う専任職員を配置するほか、専門機関との連携による家庭支援を行うなど対応を強化する。	子ども家庭支援課
児童家庭支援センター運営事業	22,193	22,240	○	児童に関する家庭等からの相談に対応する児童家庭支援センターを民間法人に委託し設置する（県内シオン、チエリーの2箇所）。	子ども家庭支援課
要保護児童対策地域協議会への支援	660	717	○	支援を必要とする子どもと家庭に関係機関が連携して見守りや支援を行う市町村の要保護児童対策地域協議会に児童相談所の専門職員を派遣し、強化を図る。	子ども家庭支援課
児童虐待対応強化推進事業	522	204	●	主任児童委員への研修や、児童虐待の発生予防に係るキャンペーン等を実施し、児童虐待の発生予防及び早期発見を図る。	子ども家庭支援課
児童虐待への適切な対応	0	0	○	児童の安全確認と安全確保を徹底し、児童相談所への通告等をはじめ、緊急性、危険性の判断に基づく適切な警察措置を行うとともに、関係機関との連携と情報の共有化を図る。	警察本部人身安全少年課
性犯罪・性暴力被害者支援事業	5,486	6,761	●	「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサボやまがた）」の運営により、被害者への相談対応や関係機関と連携した必要な支援を実施する	消費生活・地域安全課
性犯罪被害者に対する検査費用等の公費支出による支援	151	145	●	性犯罪被害者の初診料、検査費用、緊急避妊費用を公費で支出し、経済的負担を軽減する。	警察本部警務課
犯罪被害者等に対する精神科医受診料等の公費支出による支援	97	95	●	犯罪被害者等の精神科医等による診療・カウンセリングの経費を公費で支出し、経済的負担を軽減する。	警察本部警務課
犯罪被害者等に対する被害者支援カウンセラーによる支援	2,002	2,002	●	警務課犯罪被害者支援室に被害者支援カウンセラーを配置し、カウンセリング等により犯罪被害者等の精神的被害を軽減する。	警察本部警務課

#### 【施策の方向⑯ いのちを支える自殺対策】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
地域自殺対策強化事業	32,956	41,930	●	山形県自殺対策計画に基づき、若年者や高齢者、生活困窮者等に重点を置いた自殺対策を推進するとともに、インターネットやSNSによる相談支援、自殺対策に関する普及啓発、人材育成等を継続して実施する。	地域福祉推進課

#### 【施策の方向⑰ 性的マイノリティ等特に配慮が必要な子ども・若者への支援】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
「いのちの教育」総合推進事業【再掲】	1,195	5,011	○	各学校において、発達段階に応じた生命の大切さを学ぶ教育プログラムを実践する。 また、道徳教育の研究指定校及び人権教育の研究指定校における「いのちの教育」の実践・普及を図る。	義務教育課
外国人総合相談ワンストップセンター運営事業（国際交流センター管理運営費の一部）	25,514の 一部	25,514の 一部	●	県内の在住外国人等が、生活や仕事、子どもの就学・教育などに関する適切な情報を的確に得られるよう、一元的相談窓口を運営し、外国人も暮らしやすい環境づくりを推進するもの。 (対応言語：日本語、英語、中国語、ポルトガル語、韓国語、朝鮮語、タガログ語、ベトナム語)	国際人材活躍・コンベンション誘致推進課

## 基本的方向7 安心して生活できる体制の充実・強化

### 【施策の方向⑩ 総合的な相談・支援体制の充実】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
性犯罪・性暴力被害者支援事業【再掲】	5,486	6,761	●	関係機関・団体等と連携し、性犯罪等の被害者からの相談対応や必要な支援を提供する「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポートやまがた）」を運営し、被害者の心身回復や被害の潜在化の防止を図る。	消費生活・地域安全課
男女共同参画センター事業【再掲】	29,857	29,857	●	男女共同参画センターにおける研修や団体活動支援及び相談事業等により、家庭や地域における男女共同参画を推進する。	女性・若者活躍推進課
やまがた女性のつながり緊急サポート	0	15,000	●	孤独・孤立や様々な不安、悩みを抱える女性に対し、相談体制の充実や生理用品の配布、女性同士のつながり支援の強化を図る。	女性・若者活躍推進課
地域若者安心生活構築推進事業【再掲】	38,731	38,773	○	社会参加に困難を有する若者への自立に向けた支援を行うNPO等との協働により「若者相談支援拠点」を設置するとともに、関係機関・団体・市町村等と連携した地域支援ネットワーク（山形県子ども・若者支援協議会等）を形成し、困難を有する若者が安心して生活できる体制づくりを進める。また、支援を必要とする本人やその家族向けに、相談窓口や支援機関を紹介するためのリーフレットを作成する。	女性・若者活躍推進課
ひきこもり相談支援事業【再掲】	1,439	1,439	●	ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」において本人や家族に対して相談支援を行い、早期に適切な支援につながるよう支援体制の充実を図るとともに、ひきこもりに対する正しい理解が深まり、より多くの方の支援につながるよう普及・啓発を行う。また、各保健所においても、電話や面接・訪問等で相談支援を行うとともに、ひきこもり相談支援者を対象に研修を開催し、支援者の技術向上と、支援者同士の連携強化を図る。	障がい福祉課
地域自殺対策強化事業【再掲】	32,956	41,930	●	山形県自殺対策計画に基づき、若年者や高齢者、生活困窮者等に重点を置いた自殺対策を推進するとともに、インターネットやSNSによる相談支援、自殺対策に関する普及啓発、人材育成等を継続して実施する。	地域福祉推進課
救急電話相談事業費	15,867	15,861	○	小児の発熱等があった場合に、専門的な知識と経験を踏まえながら看護師又は小児科医から適切なアドバイスを行う電話相談事業を実施する(R1.7.1から相談時間を持長)。	医療政策課
地域若者サポートステーション事業【再掲】	14,233	14,212	○	ニート等の若者の職業的自立を支援するため、個々のケースに対応した具体的な支援プログラムの実施、また、若者自立支援ネットワークの整備・運営を行う。	雇用・コロナ失業対策課
家庭教育電話相談「ふれあいほっとライン」事業【再掲】	3,020	2,864	●	親自身が身内や近隣の人に相談する機会が減少し、子育てや家庭教育に関する悩みを抱えたまま不安や孤立感を募らせる保護者等が増えていることが指摘されているため、子育てや家庭教育の悩みなどについて気軽に相談できる体制の充実を図る。	生涯教育・学習振興課
教育相談ダイヤル【再掲】	20,341	19,740	●	「24時間子供SOSダイヤル」及び「専用相談ダイヤル」を開設し、幼児・児童・生徒の教育に関する課題について、本人・保護者及び教育関係者の相談に応じ、支援・助言を行う。	教育センター
県警ヤングテレホン【再掲】	0	0	○	少年や保護者等から非行・家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談を受け付ける。	警察本部人身安全少年課
少年サポートセンター事業【再掲】	69	55	○	街頭補導活動、少年相談活動、非行少年・被害少年等に対する継続的なサポート活動、薬物乱用防止活動、広報啓発活動、情報提供活動等を展開し、少年非行防止を図る。	警察本部人身安全少年課
生活困窮者自立支援事業費	107,029	103,582	●	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に生活困窮者の自立を支援する。	地域福祉推進課
民生委員・児童委員活動	164,706	164,706	●	民生委員・児童委員、民生委員児童委員協議会の活動費等を負担するとともに、研修を実施し、その効果的な活動、運営を図る。	地域福祉推進課
ひきこもりからの再出发サポート事業【再掲】	919	699	●	ひきこもり者の社会的自立を促進するため、ひきこもり者及び家族に対する支援として、精神科医師・保健師による個別相談、家族教室、家族交流会を開催する。	村山総合支庁保健企画課
青少年の自立を促す環境教育事業（不登校児童生徒教育機会確保等検討事業）【再掲】	681	311	○	不登校児童生徒を支援する学校、教育支援センター、フリースクール等民間支援団体等によるネットワーク構築を推進し、不登校児童生徒の社会的な自立をめざした教育相談体制の充実を図る。	生涯教育・学習振興課

## 【施策の方向②】重層的な子ども・若者支援ネットワークの強化】

施策・事業名	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 当初予算額 (千円)	施策対象	令和4年度の実施概要	担当課
地域若者安心生活構築推進事業【再掲】	38,731	38,773	○	社会参加に困難を有する若者への自立に向けた支援を行うNPO等との協働により「若者相談支援拠点」を設置するとともに、関係機関、団体、市町村等と連携した地域支援ネットワーク（山形県子ども・若者支援協議会等）を形成し、困難を有する若者が安心して生活できる体制づくりを進める。また、支援を必要とする本人やその家族向けに、相談窓口や支援機関を紹介するためのリーフレットを作成する。	女性・若者活躍推進課
民生委員・児童委員活動【再掲】	164,706	164,706	●	民生委員・児童委員、民生委員児童委員協議会の活動費等を負担するとともに、研修を実施し、その効果的な活動、運営を図る。	地域福祉推進課
ひきこもり相談支援事業【再掲】	1,439	1,439	●	ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」において本人や家族に対して相談支援を行い、早期に適切な支援につながるよう支援体制の充実を図るとともに、ひきこもりに対する正しい理解が深まり、より多くの方の支援につながるよう普及・啓発を行う。また、各保健所においても、電話や面接・訪問等で相談支援を行うとともに、ひきこもり相談支援者を対象に研修を開催し、支援者の技術向上と、支援者同士の連携強化を図る。	障がい福祉課
少年サポートセンター事業【再掲】	69	55	○	街頭補導活動、少年相談活動、非行少年・被害少年等に対する継続的なサポート活動、薬物乱用防止活動、広報啓発活動、情報提供活動等を展開し、少年非行防止を図る。	警察本部人身安全少年課
青少年の自立を促す環境教育事業（不登校児童生徒教育機会確保等検討事業）【再掲】	681	311	○	不登校児童生徒を支援する学校、教育支援センター、フリースクール等民間支援団体等によるネットワーク構築を推進し、不登校児童生徒の社会的な自立をめざした教育相談体制の充実を図る。	生涯教育・学習振興課



# **<參考資料>**



# 1 子ども・若者育成支援推進法

施行期日 平成22年4月 1日  
最終改正 平成27年9月11日

## 目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条—第二十五条)

第四章 子ども・若者育成支援推進本部(第二十六条—第三十三条)

第五章 罰則(第三十四条)

附則

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

### (基本理念)

**第二条** 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

### (国の責務)

**第三条** 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (法制上の措置等)

**第五条** 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告)

**第六条** 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

#### (子ども・若者育成支援施策の基本)

**第七条** 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

#### (子ども・若者育成支援推進大綱)

**第八条** 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

- イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
- ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
- ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### (都道府県子ども・若者計画等)

**第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### (国民の理解の増進等)

**第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

#### (社会環境の整備)

**第十一條** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (意見の反映)

**第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施について、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

#### (子ども・若者総合相談センター)

**第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

#### (関係機関等による支援)

**第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようするため、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
  - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
  - 三 生活環境を改善すること。
  - 四 修学又は就業を助けること。
  - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

#### (関係機関等の責務)

**第十六条** 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

#### (調査研究の推進)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有したこととなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

### (人材の養成等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### (子ども・若者支援地域協議会)

**第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

### (協議会の事務等)

**第二十条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

### (子ども・若者支援調整機関)

**第二十一条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

### (子ども・若者指定支援機関)

**第二十二条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

### (指定支援機関への援助等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

### (秘密保持義務)

**第二十四条** 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

**第二十五条** 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

**第二十六条** 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

**第二十七条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

**第二十八条** 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

**第二十九条** 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

**第三十条** 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

**第三十一条** 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

**第三十二条** 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第三十三条** 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 罰則

**第三十四条** 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 2 山形県青少年健全育成条例

昭和54年3月26日山形県条例第13号

### 改正

昭和58年12月27日条例第36号  
平成3年12月20日条例第67号  
平成7年12月19日条例第51号  
平成8年3月22日条例第6号  
平成8年10月15日条例第41号  
平成10年3月24日条例第13号  
平成10年10月16日条例第52号  
平成12年3月21日条例第7号  
平成12年7月18日条例第56号  
平成12年12月22日条例第89号  
平成13年12月21日条例第60号  
平成17年7月8日条例第77号  
平成18年3月22日条例第24号  
平成19年3月16日条例第26号  
平成19年12月21日条例第72号  
平成20年12月19日条例第58号  
平成21年3月24日条例第19号  
平成22年3月19日条例第7号  
平成28年3月22日条例第19号  
平成31年3月15日条例第21号  
令和2年3月24日条例第5号  
令和3年3月19日条例第5号

山形県青少年保護条例をここに公布する。

### 山形県青少年健全育成条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条の4）
- 第1章の2 健全育成に関する基本的施策（第6条の5—第6条の9）
- 第2章 規制措置（第7条—第18条）
- 第3章 山形県青少年健全育成審議会（第19条—第24条）
- 第4章 補則（第25条・第26条）
- 第5章 罰則（第27条—第29条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （目的）

**第1条** この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止について必要な措置を講ずることにより、青少年の健全な育成に資する良好な環境を整備し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

###### （適用上の注意）

**第2条** この条例の適用に当たつては、県民の自由と権利を不当に制限しないように留意しなければならない。

###### （定義）

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (1)の2 児童ポルノ等 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定す

る電磁的記録その他の記録をいう。

- (2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の長その他の者で、青少年を現に保護監督するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。
- (5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (6) 特定がん具類 性的感覚を刺激するがん具その他これに類する物品又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）、がん具その他の物品をいう。
- (7) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。以下同じ。）をすることなく、販売をすることができる機器をいう。
- (8) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面をすることなく、貸付けをすることができる機器をいう。
- (8)の2 遊技営業等 次のいずれかに該当する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。）をいう。
  - イ 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業
  - ロ 客席を設けて、客に備え付けた書籍若しくは雑誌の閲覧又は備え付けた端末設備によるインターネットの利用をさせる営業で、これらの対価を受けるもの
  - ハ 硬貨、メダル又はカードを投入することにより作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
- (9) 無店舗型電話異性紹介営業 風俗営業適正化法第2条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (10) 電話異性紹介営業 風俗営業適正化法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (11) 電話異性紹介営業利用カード 電話異性紹介営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持つて発行するカードその他の物品をいう。

（基本理念）

- 第3条の2** 青少年の健全な育成は、青少年が、健康に成長するとともに、思いやりのある豊かな心をはぐくみ、社会の一員として自覚と責任を持つて、次代の社会の担い手として自立することを旨として行われなければならない。
- 2 青少年の健全な育成は、幼児期からの道徳教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで重要なものであることを踏まえ、全ての県民の協力の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行われなければならない。
  - 3 青少年の健全な育成は、青少年の人権が尊重されるとともに、青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。
  - 4 青少年の健全な育成に関する取組を行うに当たつては、家庭及び学校が果たすべき役割の重要性にかんがみ、家庭及び学校の主体的な取組が尊重されるとともに、その役割を果たすことができるよう配慮されなければならない。
  - 5 青少年の健全な育成は、全ての県民が、青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求める行為その他の青少年の健全な育成を阻害する行為が行われることがあつてはならないという規範意識を持つことによつて行われなければならない。
  - 6 青少年の健全な育成は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が、インターネットの利用による青少年の身体的又は精神的な被害を防止するために必要であるとの認識の下に、行われなければならない。

（県の責務）

**第4条** 県は、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るとともに、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するものとする。

**第5条 削除**

(県民の責務)

**第6条** 県民は、青少年が健全に育成されるように自ら努めるとともに、県及び市町村が行う青少年の健全な育成を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

2 地域住民は、互いに協力し、青少年の健全な育成に資する良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における行事等を通じ、青少年の健全な育成に努めるものとする。

3 学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

(事業者の責務)

**第6条の2** 事業者は、事業活動を行うに当たつては、青少年の健全な育成に配慮するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

**第6条の3** 保護者は、その保護監督する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに、青少年に対する深い愛情と理解を持ち、良好な家庭環境の中で青少年を心身ともに健全に育成する責務を果たすものとする。

(青少年の努力)

**第6条の4** 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らを律して、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。

**第1章の2 健全育成に関する基本的施策**

(施策の基本)

**第6条の5** 県は、青少年の健全な育成に関する施策の実施に当たつては、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進し、積極的かつ効果的に行うこととする。

(施策の大綱)

**第6条の6** 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 青少年の自主的かつ健全な活動の支援
- (2) 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動の支援
- (3) 地域住民による青少年の健全な育成に関する活動の支援
- (4) 家庭における青少年の健全な育成の支援
- (5) 青少年を取り巻く環境の改善及び青少年の非行の防止に関する活動の促進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な成長に資する支援

(基本計画の策定)

**第6条の7** 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、山形県青少年健全育成審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民運動の推進等)

**第6条の8** 県は、青少年の健全な育成に関する活動が県民が一体となつた運動として行われるよう、県民、事業者及び民間団体の当該活動への参加を促進するための情報の提供を行うとともに、当該活動を推進する団体に対し、その自主的な活動が促進されるよう、青少年の健全な育成に関する学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の公表)

**第6条の9** 知事は、毎年度、青少年及び青年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況を公表するものとする。

**第2章 規制措置**

(有害興行の指定及び観覧の制限)

**第7条** 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。
- 3 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に、当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

**第8条** 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。
- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるもの（以下「性的感情を刺激する写真等」という。）を掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
  - (2) 録音テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるもの（以下「性的感情を刺激する場面」という。）の時間が合わせて3分を超えるもの
  - (3) 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものの内容を審査する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの（17歳未満の者のみを対象として、その視聴を不適当としたものを除く。）
- 3 知事は、前項第3号の規定による団体の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。当該団体の指定を取り消したときも、同様とする。
- 4 何人も、第1項の規定により指定された図書類又は第2項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないようにしなければならない。
- 5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させではない。

(有害図書類の陳列の制限等)

**第8条の2** 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して屋内の常時監視できる一定の場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置をとらなければならない。

- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることができない旨の表示をしなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定に違反していると認める者に対して、有害図書類の陳列又は前項の表示の方法又は場所の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(有害広告物に対する措置)

**第9条** 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第7条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又はその管理者に対し、当該広告物の撤去、内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(有害広告文書の頒布の制限)

**第9条の2** 何人も、図書類又は特定がん具類（以下「図書類等」という。）の宣伝又は広告を目的とする文書で性的感情を刺激する写真等又は次条第2項各号のいずれかに該当する特定がん具類を被写体とした写真を掲載するもの（以下「有害広告文書」という。）を青少年に頒布し、又は青少年をして頒布させてはならない。

2 何人も、有害広告文書を戸別に頒布し、又は頒布させてはならない。ただし、青少年以外の者を名あて人とした封書で頒布する場合又は青少年が現に居住していない住居に頒布する場合は、この限りでない。

3 知事は、前2項の規定に違反している者に対して、当該違反行為の中止を命ずることができる。  
(有害特定がん具類の指定及び販売等の制限)

**第10条** 知事は、特定がん具類の形状、構造又は機能が第7条第1項第1号に該当すると認めるとき、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定がん具類を青少年に有害な特定がん具類として指定することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する特定がん具類は、前項の規定により指定された特定がん具類とみなす。

(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 下着の形状をした物品

(3) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物品に収納されている下着

3 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、第1項の規定により指定された特定がん具類又は前項各号のいずれかに該当する特定がん具類（以下「有害特定がん具類」という。）を青少年に所持させ、見せ、又は触れさせないようにしなければならない。

4 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、有害特定がん具類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

(図書類等の表示の制限)

**第10条の2** 図書類等の販売又は貸付けを業とする者は、その営業を行う場合は、容易に通行人等の目に触れる方法で性的感情を刺激する写真等又は性的感情を刺激する場面を表示しないようにしなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

**第10条の3** 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類等の販売又は貸付けをしようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等により販売又は貸付けを開始しようとする日の10日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号

(3) 自動販売機等の設置場所及びその場所の提供者の住所及び氏名並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(4) 次条第1項に規定する自動販売機等管理者の氏名及び住所

(5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日

(6) 自動販売機等に収納する図書類等の種類

(7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書を提出した者は、当該届出書に係る自動販売機等による販売又は貸付けをやめたとき、又は同項各号（同項第2号を除く。）に掲げる事項（同項第3号に掲げる事項にあつては、自動販売機等の設置場所を除く。）に変更があつたときは、当該販売又は貸付けをやめた日又は当該変更があつた日から10日以内に、規則で定めるところにより、販売又は貸付けの中止又は変更に係る事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定に違反して販売又は貸付けをしている者に対して、当該販売又は貸付けの中止を命ずることができる。

4 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けをする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、第1項の届出書に係る自動販売機等の見やすい箇所に、同項第1号に掲げる事項その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(自動販売機等管理者の設置)

**第10条の4** 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、自動販売機等が設置されている市町村と同一市町村に住居を有する者その他

これに相当する程度に近隣に住居を有すると知事が認める者であつて、当該自動販売機等から有害図書類又は有害特定がん具類（以下「有害図書類等」という。）を撤去する権限を、自動販売機等取扱業者から与えられている者でなければならない。

3 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等管理者が欠けた自動販売機等で継続して販売又は貸付けをするときは、自動販売機等管理者が欠けた日から15日以内に新たな自動販売機等管理者を置かなければならぬ。

4 知事は、前項の規定に違反して販売又は貸付けをしていると認めるときは、自動販売機等取扱業者に対して、当該販売又は貸付けの中止を命ずることができる。

（有害図書類等の自動販売機等への収納の制限）

**第11条** 自動販売機等取扱業者は、有害図書類等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類等が有害図書類等になつたときは、当該有害図書類等を直ちに撤去しなければならない。

3 知事は、有害図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等取扱業者又は自動販売機等管理者に対して、当該有害図書類等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

4 知事は、図書類等の販売又は貸付けをする営業に関し、第1項又は第2項の規定に違反した自動販売機等取扱業者に対して、6月を超えない範囲内で期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（図書類等の自動販売機等の設置場所の制限）

**第11条の2** 何人も、第17条の2第1項に規定する区域内及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第7項までに定める地域内においては、性的感情を刺激する写真等若しくは性的感情を刺激する場面を掲載し、録画し、若しくは記録した図書類又は特定がん具類を収納する自動販売機等を設置しないようにしなければならない。

（適用除外）

**第11条の3** 第10条の3から前条までの規定は、第17条の5に規定する青少年立入禁止場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

（インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止）

**第11条の4** 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たつては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。）と認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たつては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の当該情報の閲覧又は視聴を制限することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

3 インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。）及びインターネットと接続する機能を有する機器の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 保護者、学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年の有害情報に関する適切な判断力の育成が図られるよう、教育及び啓発に努めなければならない。

（携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置）

**第11条の5** 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条各号に掲げる事項について説明するときは、併せて、規則で定める事項について説明するとともに、これらの事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

- う。以下同じ。) を提供しなければならない。
- 2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。）を利用しない旨の申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）に対し、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることを希望しない旨の申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（以下「書面等」という。）を提出しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により書面等の提出を受けた場合は、当該書面等の提出を受けて締結した役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。）が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面等又は前項の書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。
- 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第1項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第4項の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（金銭の貸付け等の制限）

- 第12条 貸金業法**（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者は、その営業に関し青少年に金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。以下この項において同じ。）又は金銭の貸付けの媒介をしてはならない。
- 2 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつて金銭を貸し付けてはならない。
- 3 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から古物を買い受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。
- 4 前3項の規定は、当該青少年が保護者の依頼を受け、又は同意を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）

- 第13条** 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。
- 3 何人も、青少年に対し、第1項の行為を教え、又は見せてはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

- 第13条の2** 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為  
(2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為  
（入れ墨の禁止）

- 第13条の3** 何人も、医師が医療行為として行う場合その他の正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくはこれを受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

（深夜外出等の制限）

- 第14条** 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の依頼を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に特別の事情なく当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(深夜遊技営業等の場所への立入禁止)

**第14条の2** 深夜において遊技営業等を営む者（以下「深夜遊技営業等営業者」という。）及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、その遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

2 深夜遊技営業等営業者は、その遊技営業等の場所の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(有害行為のための場所の提供及び周旋の禁止)

**第15条** 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) 前号の行為を教え、又は見せる行為
- (3) 暴行又はとばく行為
- (4) 飲酒又は喫煙
- (5) 大麻、麻薬又は覚せい剤を使用する行為
- (6) 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品を不健全に使用する行為
- (7) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を不健全に使用する行為
- (8) 入れ墨を施す行為

(有害興行等の指定の取消し)

**第16条** 知事は、第7条第1項、第8条第1項又は第10条第1項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、これを取り消すものとする。

(有害興行の指定等の告示)

**第17条** 知事は、第7条第1項、第8条第1項若しくは第10条第1項の規定による指定又は前条の規定による指定の取消しをするときは、その旨を告示するものとする。

(無店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)

**第17条の2** 無店舗型電話異性紹介営業は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するもの（大学を除く。）をいう。）、専修学校（同法第124条に規定するもの（同法第125条第1項の高等課程を置くものに限る。）をいう。）、図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定するものをいう。）、児童福祉施設、都市公園（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項各号に規定するものをいう。）、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定するものをいう。）若しくは博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定するものをいう。）又はその他の施設で多数の青少年が利用するものとして規則で定めるものの敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを営んではならない。

2 前項の規定は、同項の規定の適用の際現に無店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者の当該営業については、当該適用の日から2年間は、適用しない。

(青少年に対する電話異性紹介営業利用カードの販売等の禁止)

**第17条の3** 何人も、青少年に電話異性紹介営業利用カードを販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

(電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出)

**第17条の4** 電話異性紹介営業利用カードを販売しようとする者は、電話異性紹介営業利用カードの販売所（自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売にあつては、当該自動販売機）ごとに、販売を開始しようとする日の10日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 電話異性紹介営業利用カードの販売所の名称及び所在地（自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売にあつては、当該自動販売機の設置場所）
- (3) 電話異性紹介営業利用カードの販売に自動販売機を使用するときは、その旨並びに自動販売機の名称、型式及び製造番号

- (4) 電話異性紹介営業利用カードの販売を開始しようとする年月日
- 2 前項の届出書を提出した者は、当該電話異性紹介営業利用カードの販売をやめたとき、又は同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあつては、電話異性紹介営業利用カードの販売所の名称に限る。）に変更があつたときは、当該電話異性紹介営業利用カードの販売をやめた日又は当該変更があつた日から10日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、販売の中止又は変更に係る事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

（電話異性紹介営業利用カードの自動販売機への収納の制限）

**第17条の5** 何人も、風俗営業適正化法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号に規定する営業を除く。）若しくは同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は電話異性紹介営業に係る営業所の屋内（以下「青少年立入禁止場所」という。）以外の場所に設置されている自動販売機に電話異性紹介営業利用カードを収納してはならない。

（電話異性紹介営業に係る広告物の表示の制限等）

**第17条の6** 風俗営業適正化法に定める場合を除くほか、何人も、電話異性紹介営業につき広告物を表示してはならない。

- 2 風俗営業適正化法に定める場合を除くほか、何人も、電話異性紹介営業の営業所の名称、所在地又は電話番号を記載した文書、図画その他の物品で電話異性紹介営業の宣伝又は広告を目的とするもの（以下「宣伝文書等」という。）を公衆に表示される方法で配置してはならない。

- 3 風俗営業適正化法に定める場合を除くほか、何人も、青少年に宣伝文書等を配布してはならない。

- 4 公安委員会は、前3項の規定のいずれかに違反した者に対して、宣伝文書等の配布の停止又は広告物若しくは宣伝文書等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

（営業の停止）

**第17条の7** 公安委員会は、電話異性紹介営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該電話異性紹介営業に関し、第13条、第15条第1号若しくは第2号又は第17条の3から第17条の5までの規定に違反する行為をしたときは、当該営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

**第17条の8** 知事は、第11条第4項の規定により自動販売機等取扱業者に対して、その営業の全部又は一部の停止を命じようとするときは、山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号。以下「手続条例」という。）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の規定により聴聞を行うに当たつては、その期日の1週間前までに、手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

- 3 前項の通知を手続条例第15条第3項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回つてはならない。

- 4 第1項の規定による聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

（諮問）

**第18条** 知事は、次に掲げる場合は、あらかじめ、山形県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

（1） 第7条第1項、第8条第1項又は第10条第1項の規定による指定をしようとするとき。

（2） 第8条第2項又は第10条第2項の規定により規則を定めようとするとき。

（2）の2 第8条第2項第3号の規定による団体の指定又は当該団体の指定の取消しをしようとするとき。

（3） 第8条の2第3項、第9条、第9条の2第3項、第10条の3第3項、第10条の4第4項又は第11条第3項若しくは第4項の規定による命令をしようとするとき。

（4） 第16条の規定による取消しをしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により山形県青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定、命令又は取消しをしたときは、その旨を山形県青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

### 第3章 山形県青少年健全育成審議会

（設置）

**第19条** この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を

調査審議させるため、山形県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

**第20条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

**第20条の2** 委員は、青少年の健全な育成に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（専門委員）

**第20条の3** 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

**第21条** 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第22条** 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

**第22条の2** 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができます。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（庶務）

**第23条** 審議会の庶務は、しあわせ子育て応援部において処理する。

（会長への委任）

**第24条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

#### 第4章 補則

（立入調査等）

**第25条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

（1）興行が行われている場所

（2）図書類等の販売又は貸付けを業とする者の営業の場所

（3）広告物の広告主又はその管理者の営業の場所

（4）図書類等が収納されている自動販売機等の設置場所

（5）携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所

（6）遊技営業等の場所

2 知事又は公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員又は警察職員に、無店舗型電話異性紹介営業の営業所、電話異性紹介営業利用カードの販売所又は電話異性紹介営業利用

カードが収納されている自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

- 3 前2項の規定による権限の行使は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による権限を行使する職員又は警察職員は、規則又は公安委員会規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(委任)

**第26条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

**第27条** 第13条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第11条第4項の規定による命令に違反した者
  - (2) 第13条の3の規定に違反した者
- 3 第13条の2又は第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第7条第2項、第8条第5項、第10条第4項、第11条第1項、第13条第3項、第14条の2第1項、第17条の3又は第17条の5の規定に違反した者
  - (2) 第9条、第9条の2第3項、第10条の3第3項、第10条の4第4項又は第11条第3項の規定による命令に違反した者
  - (3) 第17条の4第1項の規定に違反して届出書を提出せず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第7条第3項、第10条の3第4項、第12条第1項から第3項まで又は第14条第2項の規定に違反した者
  - (2) 第8条の2第3項又は第17条の6第4項の規定による命令に違反した者
  - (3) 第10条の3第1項若しくは第2項若しくは第17条の4第2項の規定に違反して届出書を提出せず、又は第10条の3第1項若しくは第2項若しくは第17条の4第2項の届出書に虚偽の記載をして提出した者
  - (4) 第25条第1項又は第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定により資料の提出を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の資料を提出した者

- 6 第13条、第13条の3又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

**第28条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

**第29条** この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

## 附 則

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

### 附 則（昭和58年12月27日条例第36号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）附則第3条第1項に規定する者が、同項の規定により引き続き同法第2条第1項に規定する貸金業を営むことができる場合においては、その者を改正後の第12条第1項に規定する貸金業者とみなして、同項及び同条第4項の規定（同条第1項の規定に係る罰則を含む。）を適用する。

### 附 則（平成3年12月20日条例第67号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

### 附 則（平成7年12月19日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成8年3月22日条例第6号抄)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則** (平成8年10月15日条例第41号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業（改正後の第3条第7号に規定するものをいう。以下同じ。）を営んでいる者については、平成9年2月1日（以下「施行日」という。）から同月28日（その日前に改正後の第17条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、同項及び改正後の第17条の3第1項の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する者が施行日から平成9年2月28日までの間に当該テレホンクラブ等営業について改正後の第17条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係るテレホンクラブ等営業については、その提出した日の翌日から（当該営業が改正後の第17条の3第1項の規定によりテレホンクラブ等営業を営んではならないこととされる区域（以下「営業禁止区域」という。）において営まれるときは、その提出した日の翌日から平成11年1月31日までの間）、改正後の第17条の2第1項（当該営業が営業禁止区域において営まれるときは、同項及び改正後の第17条の3第1項）の規定は、適用しない。

- 4 附則第2項に規定する者が施行日から平成9年2月28日までの間に当該テレホンクラブ等営業について改正後の第17条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係るテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、同条第2項の規定の適用については、同条第1項の届出書を提出した者とみなす。

- 5 附則第2項に規定する者（営業禁止区域以外の区域においてテレホンクラブ等営業を営む者に限る。）が施行日から平成9年2月28日までの間に当該テレホンクラブ等営業について改正後の第17条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係るテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、改正後の第17条の3第2項の規定の適用については、改正後の第17条の2第1項の届出書を提出してテレホンクラブ等営業を営んでいる者とみなす。

- 6 この条例の施行の際現に自動販売機によりテレホンクラブ等利用カード（改正後の第3条第8号に規定するものをいう。以下同じ。）を販売している者については、施行日から平成9年2月28日（その日前に改正後の第17条の6第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、同項及び改正後の第17条の7の規定は、適用しない。

- 7 前項に規定する者が施行日から平成9年2月28日までの間に当該自動販売機によるテレホンクラブ等利用カードの販売について改正後の第17条の6第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係る自動販売機へのテレホンクラブ等利用カードの収納については、その提出した日の翌日から（当該自動販売機が改正後の第17条の7の規定により自動販売機へのテレホンクラブ等利用カードの収納が禁止されている場所（以下「収納禁止場所」という。）に設置されている自動販売機であるときは、その提出した日の翌日から平成9年4月30日までの間）、同項（収納禁止場所に設置されている自動販売機にテレホンクラブ等利用カードを収納する場合にあっては、同項及び改正後の第17条の7）の規定は、適用しない。

- 8 附則第6項に規定する者が施行日から平成9年2月28日までの間に当該自動販売機によるテレホンクラブ等利用カードの販売について改正後の第17条の6第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係る自動販売機によるテレホンクラブ等利用カードの販売をしている者は、同条第2項の規定の適用については、同条第1項の届出書を提出した者とみなす。

- 9 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業に係る広告物については、施行日から平成9年4月30日までの間は、改正後の第17条の8第1項の規定は、適用しない。

**附 則** (平成10年3月24日条例第13号)

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に自動販売機又は自動貸出機により改正後の第9条の2第1項に規定する図書類等を販売し、又は貸し付けている者についての改正後の第10条の3第1項の規定の適用については、

同項中「当該自動販売機等により販売又は貸付けを開始しようとする日の10日前までに」とあるのは「平成10年7月31日までに」と、「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」とする。

**附 則**（平成10年10月16日条例第52号）

この条例中第1条の規定は平成10年11月1日から、第2条の規定は平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月21日条例第7号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年7月18日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の8第1項の改正規定及び次項の規定は、平成12年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成12年10月1日において山形県青少年保護条例第3条第7号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営む者が現に掲出し又は表示している改正前の第17条の8第1項ただし書に規定する広告物で、ネオンサイン若しくは明滅する電光により表示されるもの又は改正後の第17条の8第1項ただし書に規定する規則で定める広告物に該当するものについては、同年12月31日までの間は、同項の規定は、適用しない。

- 3 改正後の第17条の9第1項第6号の規定は、テレホンクラブ等営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者がこの条例の施行の日以後に当該テレホンクラブ等営業に関し児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪に当たる違法な行為をした場合について適用する。

**附 則**（平成12年12月22日条例第89号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年12月21日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成14年規則第9号で、平成14年4月1日から施行）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の山形県青少年保護条例（以下「旧条例」という。）第17条の2第1項の届出書を提出して旧条例第3条第7号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営んでいた者で、この条例の施行前にテレホンクラブ等営業を廃止し、又は旧条例第17条の2第1項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあっては、テレホンクラブ等営業の営業所の名称に限る。）に変更があったものに係る同条第2項の届出書の提出については、なお従前の例による。

- 3 旧条例第17条の3第2項及び第3項並びに第17条の9の規定は、平成13年4月1日において現に旧条例第17条の2第1項の届出書を提出してテレホンクラブ等営業を営んでいた者の当該営業については、なおその効力を有する。この場合において、テレホンクラブ等営業と第1条の規定による改正後の山形県青少年保護条例（以下「新条例」という。）第3条第8号に規定する電話異性紹介営業は同一のものとみなす。

- 4 この条例の施行の際現に電話異性紹介営業利用カード（新条例第3条第9号に規定するものをいう。以下同じ。）を販売している者の当該販売については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から1月を経過する日（その日前に、公安委員会規則で定めるところにより、新条例第17条の4第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、同項の規定は、適用しない。

- 5 前項に規定する者が施行日から1月を経過する日までの間に同項に規定する電話異性紹介営業利用カードの販売について、公安委員会規則で定めるところにより、新条例第17条の4第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出した場合における当該届出書に係る電話異性紹介営業利用カードの販売については、その提出した日の翌日から、新条例第17条の4第1項の規定は、適用しない。

- 6 附則第4項に規定する者が施行日から1月を経過する日までの間に当該電話異性紹介営業利用カードの販売について、公安委員会規則で定めるところにより、新条例第17条の4第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出した場合における当該届出書に係る電話異性紹介営業利用カードの販売をしている者は、同条第2項の規定の適用については、同条第1項の届出書を提出した者とみなす。

- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 施行日以後における山形県青少年保護条例の一部を改正する条例（平成8年10月県条例第41号）附則の規定の適用については、これらの規定中「テレホンクラブ等営業」とあるのは「電話異性紹介営業（山形県青少年保護条例第3条第8号に規定するものをいう。）」と、「テレホンクラブ等利用カード」とあるのは「電話異性紹介営業利用カード（山形県青少年保護条例第3条第9号に規定するものをいう。）」とする。

**附 則**（平成17年7月8日条例第77号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年3月22日条例第24号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、〔中略〕第4条から第6条までの規定は同年10月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月16日条例第26号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成19年規則第111号で平成19年12月19日から施行）

**附 則**（平成19年12月21日条例第72号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則**（平成20年12月19日条例第58号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年3月24日条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月19日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月22日条例第19号）

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

**附 則**（平成31年3月15日条例第21号）

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年3月24日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月19日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### **3 山形県青少年健全育成審議会運営細則**

(趣旨)

第1条 この細則は、山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、山形県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第22条の2第1項の規定に基づき、審議会に有害図書類審査部会を置く。

2 審議会は、前項に掲げる部会のほか、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

(部会の職務)

第3条 前条に規定する有害図書類審査部会は、条例第18条の規定によりその権限に属された事項について調査審議する。

(部会の議決)

第4条 前条に規定する事項については、条例第22条の2第6項の規定に基づき、有害図書類審査部会の議決をもって審議会の議決とする。

#### **附 則**

この細則は、平成21年5月29日から施行する。

## 4 山形県子ども・若者育成推進本部設置要綱

制 定 昭和50年4月1日  
最終改正 令和2年4月1日

### (設置)

第1条 子ども・若者に関する施策を総合的かつ効果的、有機的に推進するため山形県子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 子ども・若者育成支援の基本方策の策定に関すること。
- (2) 子ども・若者育成支援施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) その他子ども・若者育成支援の推進に関すること。

### (組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び委員を置く。

- 2 本部長には副知事を、副本部長には子育て若者応援部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

### (職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、本部長の命を受け基本的な事項について協議する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要と認めた場合は、第3条に定める者以外の者を会議に出席させることができる。

### (幹事会)

第6条 本部に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、子育て若者応援部次長をもって充てる。
- 3 幹事長に事故あるときは、若者活躍・男女共同参画課長がその職務を代理する。
- 4 幹事会は、本部の所掌事項について本部員を補佐するものとし、必要に応じて幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要と認めた場合は、第1項に定める者以外の者を幹事会に出席させることができる。

### (事務局)

第7条 本部の事務を処理するため、子育て若者応援部若者活躍・男女共同参画課（以下「若者活躍・男女共同参画課」という。）に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局員を置く。
- 3 事務局長には若者活躍・男女共同参画課長を、事務局員には若者活躍・男女共同参画課の職員をもって充てる。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1

本部長	副知事
副本部長	子育て若者応援部長
委員	総務部長、みらい企画創造部長、防災くらし安心部長（兼）危機管理監、環境エネルギー部長、健康福祉部長、医療統括監、産業労働部長、観光文化スポーツ部長、農林水産部長、県土整備部長、村山総合支庁長、最上総合支庁長、置賜総合支庁長、庄内総合支庁長、教育長、警察本部長

別表第2

幹事長		子育て若者応援部次長
幹事	総務部	人事課長、学事文書課長
	みらい企画創造部	企画調整課長、I C T 政策推進課長
	防災くらし安心部	消費生活・地域安全課長
	環境エネルギー部	環境企画課長
	子育て若者応援部	子育て支援課長、子ども家庭課長
	健康福祉部	健康福祉企画課長、地域福祉推進課長、障がい福祉課長
	産業労働部	商工産業政策課長、雇用対策課長
	観光文化スポーツ部	文化振興・文化財課長、スポーツ振興・地域活性化推進課長
	農林水産部	農政企画課長、農業技術環境課長、森林ノミクス推進課長
	県土整備部	管理課長、県土利用政策課長
	総合支庁	子ども家庭支援課長
	教育庁	教育政策課長、生涯教育・学習振興課長、義務教育課長、高校教育課長、スポーツ保健課長
	警察本部	人身安全少年課長

## 5 山形県子ども・若者支援協議会設置要綱

### (目的)

第1条 青少年育成支援に関連する分野の関係機関・団体が連携し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項で定める社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「支援の対象となる子ども・若者」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、山形県子ども・若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 支援の対象となる子ども・若者に関する情報交換及び連絡調整に関する事項
- (2) 支援の対象となる子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関する事項
- (3) 協議会が円滑に運営されるための環境整備に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第3条 協議会は別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。ただし、必要に応じ新たな団体・機関を加えることができる。

### (組織)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、山形県子育て若者応援部若者活躍・男女共同参画課長をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集し開催する。また、必要に応じ議題に関する構成機関のみをもって開催することができる。
- 4 座長は、必要があると認める場合は、構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

### (調整機関の指定)

第5条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、山形県子育て若者応援部若者活躍・男女共同参画課とする。

### (経費負担)

第6条 協議会に係る経費については、各構成機関において負担する。

### (秘密保持義務)

第7条 協議会の構成機関及び会議に参加した者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務において知り得た秘密を漏らしてならない。その職を退いた後も同様とする。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項は、座長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分 野	構 成 機 関
教 育	山形県教育庁生涯教育・学習振興課
	山形県教育庁義務教育課
	山形県教育庁高校教育課
	山形県教育センター
保健福祉・医療	山形県子育て若者応援部子育て支援課
	山形県子育て若者応援部子ども家庭課
	山形県健康福祉部健康福祉企画課
	山形県健康福祉部地域福祉推進課
	山形県健康福祉部障がい福祉課
	子ども家庭支援センター「チェリー」
	山形県福祉相談センター中央児童相談所
	山形県精神保健福祉センター「自立支援センター巣立ち」
	山形県発達障がい者支援センター
	山形県民生委員児童委員協議会
雇 用	社会福祉法人山形いのちの電話
	山形労働局職業安定部職業安定課
	山形県産業労働部雇用対策課
	山形県若者就職支援センター
	山形県求職者総合支援センター
	やまがた若者サポートステーション
矯正・更生保護	置賜若者サポートステーション
	庄内地域若者サポートステーション
	山形保護観察所
	仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所
調整機関	山形県警察本部生活安全部人身安全少年課
	山形県子育て若者応援部若者活躍・男女共同参画課
その他支援機関	若者相談支援拠点

## 6 山形県青少年専門員設置要綱

昭和 45 年 4 月 1 日	施 行
昭和 49 年 4 月 1 日	一部改正
昭和 61 年 4 月 1 日	一部改正
平成 3 年 4 月 1 日	一部改正
平成 5 年 4 月 1 日	一部改正
平成 11 年 4 月 1 日	一部改正
平成 12 年 4 月 1 日	一部改正
平成 13 年 4 月 1 日	一部改正
平成 14 年 4 月 1 日	一部改正
平成 15 年 4 月 1 日	一部改正
平成 17 年 4 月 1 日	一部改正
平成 21 年 4 月 1 日	一部改正
平成 22 年 4 月 1 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正

### 1 目 的

近年における青少年行政は、価値観の多様化や生活環境の変化などに対応する総合的な施策が重要視されている。

このような現状をふまえ、総合的な施策を一層充実するため、専門職員を配置して、本県青少年健全育成の進展を図るものである。

### 2 職 名

青少年専門員（以下「専門員」という）という。

### 3 身 分

専門員は、地方公務員法に基づく会計年度任用職員とする。

### 4 要 件

次の各号に掲げる要件を具備する者から専門員を任命する。

- (1) 教育又は青少年の集団育成の経験を有する者
- (2) 青少年の健全育成に理解と関心と意欲を有する者
- (3) 担当区域の事情に精通する者
- (4) 職務を遂行するに足る健全な心身を有する者

### 5 配置及び担当区域

専門員の配置及び担当区域

配 置	人 数	担 当 区 域
村山総合支庁	2 人	当該管内市町村の区域
最上総合支庁	1 人	
置賜総合支庁	2 人	
庄内総合支庁	2 人	

### 6 職 務

専門員は各総合支庁に所属し、次の職務を行うものとする。

- (1) 青少年育成関係者・団体等の指導助言に関すること。
- (2) 青少年育成県民運動の推進に関すること。
- (3) 青少年及び青少年育成に関する相談指導に関すること。
- (4) その他、青少年育成の推進に関すること。

### 7 職務執行報告

専門員は、その職務執行に関して特筆すべき事項を、女性・若者活躍推進課長及び当該所属長に報告するものとする。

### 8 その他の要綱

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 7 いじめ防止対策推進法

施行期日 平成25年9月28日  
最終改正 平成28年5月20日

### 目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 いじめ防止基本方針等(第十二条—第十四条)
- 第三章 基本的施策(第十五条—第二十一条)
- 第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二条—第二十七条)
- 第五章 重大事態への対処(第二十八条—第三十三条)
- 第六章 雜則(第三十四条・第三十五条)

### 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

#### (基本理念)

**第三条** いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する様子がないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### (いじめの禁止)

**第四条** 児童等は、いじめを行ってはならない。

#### (国の責務)

**第五条** 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第六条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (学校の設置者の責務)

**第七条** 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

#### (学校及び学校の教職員の責務)

**第八条** 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### (保護者の責務等)

**第九条** 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

## (財政上の措置等)

**第十条** 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

### (いじめ防止基本方針)

**第十二条** 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### (地方いじめ防止基本方針)

**第十三条** 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

### (学校いじめ防止基本方針)

**第十四条** 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### (いじめ問題対策連絡協議会)

**第十五条** 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

## 第三章 基本的施策

### (学校におけるいじめの防止)

**第十六条** 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及

び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (いじめの早期発見のための措置)

**第十六条** 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

#### (関係機関等との連携等)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものとの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

#### (インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

**第十九条** 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、

これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

#### （いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

**第二十条** 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

#### （啓発活動）

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

### 第四章 いじめの防止等に関する措置

#### （学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

**第二十二条** 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### （いじめに対する措置）

**第二十三条** 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きたことのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### (学校の設置者による措置)

**第二十四条** 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

#### (校長及び教員による懲戒)

**第二十五条** 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十二条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

#### (出席停止制度の適切な運用等)

**第二十六条** 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

#### (学校相互間の連携協力体制の整備)

**第二十七条** 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

### 第五章 重大事態への対処

#### (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

**第二十八条** 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### (国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

- 第二十九条** 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (公立の学校に係る対処)

- 第三十条** 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

**第三十条の二** 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校に

について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

**第三十一条** 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

**第三十二条** 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用

する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

**第三十三条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

**第六章 雜則**

(学校評価における留意事項)

**第三十四条** 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

**第三十五条** 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**附 則**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

**第二条** いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目処として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

**附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

## **8 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例**

### **目次**

**第1章総則(第1条ー第3条)**

**第2章山形県いじめ問題対策連絡協議会(第4条ー第9条)**

**第3章山形県いじめ問題審議会(第10条ー第17条)**

**第4章山形県いじめ重大事態再調査委員会(第18条ー第26条)**

**附則**

### **第1章 総則**

#### **(目的)**

**第1条** この条例は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条、第14条第1項及び第3項、第30条第2項並びに第31条第2項の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針の策定並びに山形県いじめ問題対策連絡協議会、山形県いじめ問題審議会及び山形県いじめ重大事態再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### **(定義)**

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

#### **(山形県いじめ防止基本方針)**

**第3条** 県は、法第12条の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

### **第2章 山形県いじめ問題対策連絡協議会**

#### **(設置)**

**第4条** 法第14条第1項の規定に基づき、山形県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

#### **(組織)**

**第5条** 連絡協議会は、会長1人及び委員30人以内で組織する。

#### **(会長)**

**第6条** 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### **(委員)**

**第7条** 委員の任期は、関係行政機関の職員である委員を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(招集)

**第8条** 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮つて定める。

### 第3章 山形県いじめ問題審議会

(設置)

**第10条** 法第14条第3項の規定に基づき、山形県いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第11条** 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 県立の学校の設置者が調査を行う場合における重大事態に係る事実関係に関すること。

(組織)

**第12条** 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

**第13条** 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

**第14条** 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第15条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の手続の非公開)

**第16条** 審議会の会議及び調査の手続（県立の学校の設置者が行う重大事態に係る事実関係に関する調査に係る会議及び調査の手続に限る。）は、公開しない。

(委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

### 第4章 山形県いじめ重大事態再調査委員会

(設置)

**第18条** 法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、山形県いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第19条** 再調査委員会は、知事が重大事態に係る事実関係に関する調査の結果についての調査を行うに当たり必要な調査を行う。

(組織)

**第20条** 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 再調査委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

**第21条** 委員及び臨時委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査を終了するまでとする。

(委員長)

**第22条** 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第23条** 再調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 再調査委員会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の手続の非公開)

**第24条** 再調査委員会の会議及び調査の手続は、公開しない。

(庶務)

**第25条** 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

**第26条** この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 9 山形県いじめ防止基本方針

# 山形県いじめ防止基本方針 【概要版】

最終改定 平成29年11月 山形県

- 人はかけがえのない存在であり、県民一人一人が「いのち」輝く人間として生きていく社会の実現を目指していく必要がある。

学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育んでいく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

- いじめの問題を考えるときに、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、子どもを見守る大人が、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめの問題は、心豊かで、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する県民的な課題である。

## 第Ⅰ章 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめの問題の対策について、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるため、以下の取組を定める。

- ① 地方公共団体や学校における組織体制の整備
- ② いじめへの組織的な対応
- ③ 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応
- ④ 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- ⑤ 点検・評価と不断の見直し

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合いであっても～」「好意で行った行為でも～」

#### (いじめの態様)

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

## 第Ⅱ章 いじめ防止等の基本的施策

### 未然防止

#### 一学校・家庭(PTA)・地域と連携した取組

(1) 「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動」による県民一丸となった運動を展開する。

(2)児童生徒の主体的な活動を推進するとともに、児童生徒が互いに信頼し合える集団づくりを行う。

(3) PTA組織や保護者同士のネットワークを生かした特色ある取組を推進する。

### 早期発見

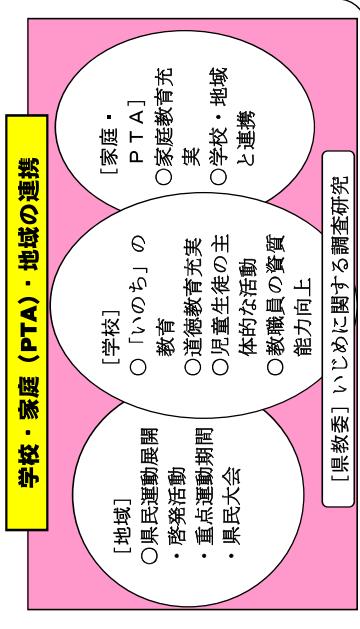
#### ーいじめに気づく、見逃さない努力と工夫ー

(1)良好な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学級運営に努める。

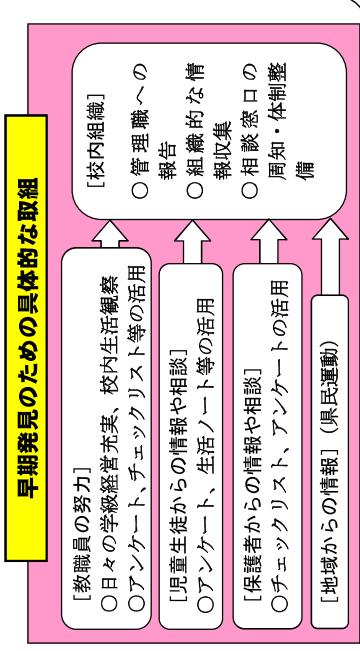
(2)アンケートや個別面談等により、事実関係を詳しく聞き取り、継続的に注視していく。

(3)担任一人で抱え込むことなく、「組織」で対応し、情報を共有しながら、丁寧に見届ける。

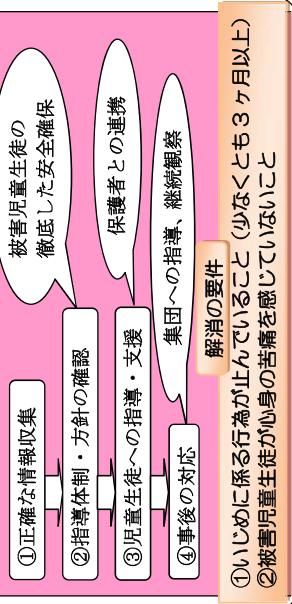
### 学校・家庭(PTA)・地域の連携



### 早期発見のための具体的な取組



### いじめ発生の場合の適切な対応



### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 第Ⅲ章 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応

#### ー日常的に、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うー

- 1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- 2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- 3 性同一性障がい、性的指向・性自認に係る児童生徒
- 4 被災児童生徒※ 東日本大震災、原子力発電所事故により避難

### 第Ⅳ章 重大事態への対応

#### ーいじめがあつたのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢ー



### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確立し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

### 適切な対応

#### ー徹底した組織的対応ー

- (1)いじめを認知した場合、「隠匿なく報告し、校長の一ダーシップのもと、組織的に対応する。」
- (2)迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3)校内組織でいじ

# いじめ問題等への組織的対応に係る全体構造

山形県いじめ防止基本方針 推進法 12条、条例第3条 → ①いじめ防止対策の基本的な方向性 及び 対策の主な内容

※条例は、目的や附属機関など中核的な部分のみ規定

## いじめの防止対策

### 山形県いじめ問題対策連絡協議会

1. 目的：いじめ防止等に關係する機関・団体の連携を図る。（基本方針に基づく各年度の取組みの計画や実績に関する協議）
2. 構成：会長（知事）、県教育委員会、県教務本部、県総務部、市町村教育委員会、山形県青少年育成県民会議、各校種校長会、県医師会、県臨床心理士会、県弁護士会、県PTA連合会、大学教授等有識者、他

### 山形県青少年育成県民会議

- （山形県子育て推進部）
- ①いじめ・非行をなくそう県民運動

### △地域協議会（組織の強化）

- 村山 □ 最上 □ 置賜 □ 庄内
- 総合支庁担当課（事務局）
- 総合少年育成専門員（いじめ）解決支援チーム（再掲）
- 青町村立小中学校教育主事

### 地区総会（4地区）

各市町村とのいじめ防止対策の協議

### △市町村民会議

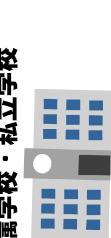
### △青少年育成連絡協議会等

### 家庭



規範意識の醸成

### 学校への指導・支援



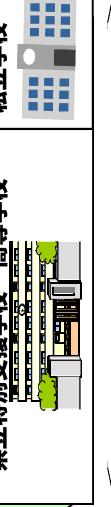
1. 学校基本方針の作成（推進法 13条） 2. 「いじめ防止対策」組織の設置（推進法 22条）

### 重大事態発生



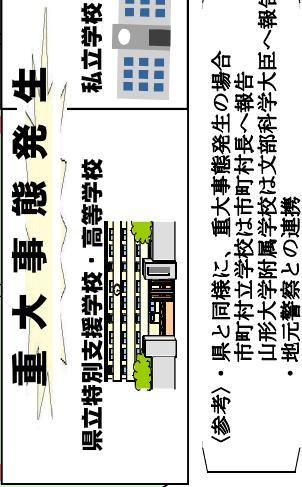
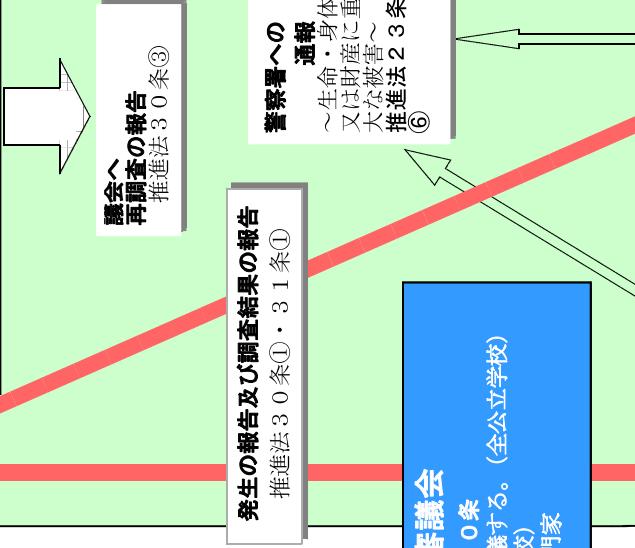
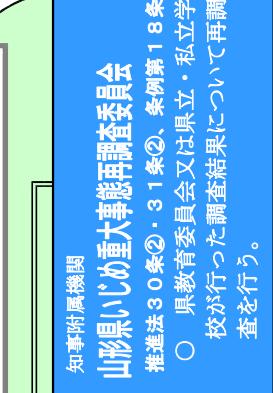
県立特別支援学校・高等学校

### 重大事態発生時



私立学校

## 重大事態発生時



# 10 令和3年度青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項

～ スローガン「育てよう 心豊かでたくましい青少年」～

次代を担う青少年が、豊かな社会性・人間性・創造性に優れ、時代の進展に柔軟に対応できる人間として、たくましく、健やかに育つことは県民すべての願いです。青少年は、身近な人々や地域社会の様々な環境から強い影響を受けて育ちますが、特に近年の新型コロナウイルス感染症拡大による社会情勢の変化がもたらす影響は大きく、これまで以上に、大人が責任をもって青少年の健全育成のための環境づくりを進めることができます。

「青少年のための環境づくり懇談会」では、社会や青少年に身近な各種情報の発信や生活環境の提供にあたり、それぞれに大きな影響を及ぼすことを自覚し、積極的に申し合わせ事項の達成に努めるとともに、実効性のある自主規制を行い、青少年を取り巻く環境の浄化に向けた取組を進めていきます。

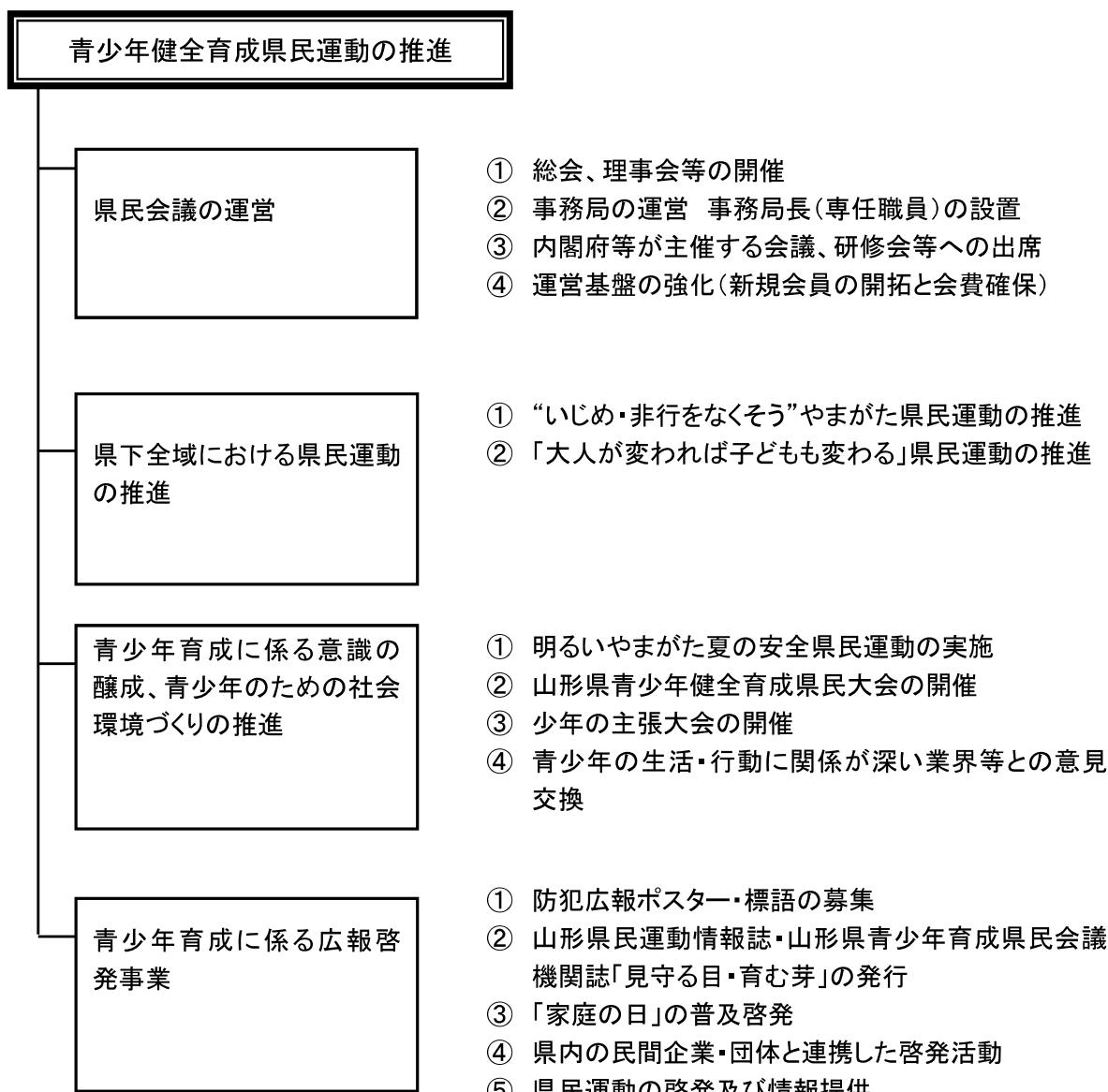
「青少年のための環境づくり懇談会」

関係団体	対象	申し合わせ事項
山形県興行生活衛生同業組合	青少年に有害な映画、興行、看板等に関する表示等	<ol style="list-style-type: none"><li>18歳未満の者に有害な映画、興行等を観覧させないため「18歳未満の入場お断り」の表示を行う。</li><li>R15+指定映画には「15才以上がご覧になります」の表示を行うとともに、PG12指定映画については、保護者同伴を確認する。</li><li>成人映画（ポルノ）の看板掲示を自粛する。</li><li>深夜興行時には、青少年を入場させず、不良行為少年のたまり場とならないようにする。</li></ol>
山形県書店商業組合 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	青少年に有害な図書類の販売、万引き防止等	<ol style="list-style-type: none"><li>有害図書類を18歳未満の者に販売したり閲覧等をさせない。</li><li>有害図書類（包括指定基準に該当するもの）及び個別指定に該当すると思われるものは、確実に成人向けコーナーに陳列する。</li><li>店員等の死角とならない陳列方法をとるなど、万引き非行を誘発しない環境づくりに努める。</li><li>18歳未満の者から古物を買い受け時は、保護者の承諾を確認する。</li><li>良書類を推奨する。</li></ol>
東北地区マスコミ倫理懇談会 (山形県加盟社)	青少年の健全育成に資する情報の提供等	<ol style="list-style-type: none"><li>業界による規制基準等を遵守する。</li><li>良い番組の制作、普及に努める。</li></ol>
山形県小売酒販組合連合会 山形県たばこ販売協同組合 日本たばこ産業株式会社山形支店 東日本旅客鉄道株式会社山形支店	20歳未満の者の飲酒・喫煙の防止等	<ol style="list-style-type: none"><li>酒類、たばこを20歳未満の者に販売しない。 ※たばこの自動販売機は、成人識別機能付き自動販売機を導入したため、ICカード「タスボ」を使用しないと購入出来ません。</li><li>20歳未満の者の喫煙、飲酒を防止するため、年齢の確認その他必要な措置を講ずる。</li><li>たばこの自動販売機の管理を徹底する。（ステッカー貼付・点検）</li><li>JR駅敷地内での20歳未満の者の喫煙、飲酒を防止する。</li></ol>
日本塗料商業組合山形県支部 山形県自転車軽自動車商協同組合	シンナー等販売時の確認措置等	<ol style="list-style-type: none"><li>18歳未満の者がシンナー等有機溶剤を買いに来たときは、使用の用途を確かめるほか、頻繁に購入するなど乱用するおそれのある者は販売しない。</li><li>自転車防犯登録の普及に努める。</li><li>自転車のTSマークの普及促進に努める。</li><li>自転車損害賠償責任保険等の加入促進に努める。</li></ol>
株式会社ドコモCS東北山形支店 ソフトバンク株式会社 KDDI株式会社東北総支社	フィルタリング機能利用の推進	<ol style="list-style-type: none"><li>18歳未満が使用する携帯電話、スマートフォン等販売時及び契約内容変更手続き時においてフィルタリング契約を徹底する。</li><li>携帯電話、スマートフォン等を安全に利用するためのルールについて啓発に努める。</li></ol>

関係団体	対象	申し合わせ事項
山形県遊技業協同組合 山形県遊技業防犯協力会	青少年の非行防止及び福祉を害する行為の予防等	<p>1 18歳未満の者を立ち入らせず、その旨を表示する。</p> <p>2 年齢を確認する。</p> <p>3 青少年を雇用しない。</p> <p>4 店舗周辺の駐車場の巡回を強化する。</p>
山形県料理飲食業生活衛生同業組合 山形県社交飲食業生活衛生同業組合		<p>1 18歳未満の者を客として立ち入らせず、又接待業務に従事させてはならない。</p> <p>2 18歳未満の者を雇用しないように努める。</p> <p>3 20歳未満の者に飲酒、喫煙をさせない。</p>
山形県喫茶飲食生活衛生同業組合		<p>1 20歳未満の者に飲酒、喫煙をさせない。</p> <p>2 不良行為少年のたまり場にならないように注意する。</p> <p>3 午後9時以降18歳未満の者を立ち入らせない。</p>
山形県レジャーホテル協会		<p>1 18歳未満の者を立ち入らせない。</p> <p>2 20歳未満の者が利用しようとしたときは断る。</p> <p>3 不審な利用者については、関係機関へ連絡する。</p> <p>4 薬物乱用者を発見したときは警察に通報する。</p>
日本アミューズメント産業協会施設営業事業部		<p>1 18歳未満の者は午後10時、16歳未満の者は午後7時以降立ち入らせない。(ただし、保護者同伴の場合は午後10時まで立ち入り可)</p> <p>2 不良行為少年のたまり場にならないようにする。</p> <p>3 20歳未満の者に飲酒、喫煙をさせない。</p>
山形県eスポーツ協会		1 18歳未満の者に対するゲーム依存及びネットモラル等に関する適切な指導に努める。
山形県理容生活衛生同業組合 山形県美容業生活衛生同業組合	青少年の髪型等	1 中学生、高校生には、生徒らしくない髪型をしないようにする。
山形県カラオケスタジオ協会	青少年の非行防止等	<p>1 20歳未満の者が飲酒、喫煙をしないように定期的に巡回を行う。</p> <p>2 18歳未満の者は午後10時、16歳未満の者は午後6時以降立ち入らせないようにし、営業室内の状況を外部から把握できるように開口部(窓)と室内の明るさを確保するとともに室内の開口部(窓)をふさぐなど、見通しを妨げることを禁止し、健全な娯楽施設としての営業に努め、業界による「自主規制基準」を順守する。</p> <p>3 店内での不健全性的行為はさせない。見逃さない。</p>
山形自販友の会	青少年に有害な図書類自動販売機の設置等	<p>1 有害図書類を自動販売機には収納しない。</p> <p>2 制限区域内のほか、学校の目の前(500m以内)及び通学路には図書類等自動販売機は設置しない。</p> <p>3 通行人が嫌悪するような広告・チラシ等の表示・展示をしない。</p> <p>4 図書類等自動販売機には、取扱業者及び管理者の氏名、住所、電話番号等を明示したステッカーを見やすい箇所に貼付する。</p> <p>5 図書類等自動販売機の周囲の整頓に努める。</p>
山形県コンビニエンスストア等防犯対策協議会	未成年者の飲酒・喫煙の防止及び有害図書類の販売時の措置等	<p>1 万引き防止及び環境浄化活動を進める。</p> <p>2 酒類、たばこを20歳未満の者に販売しない。</p> <p>3 有害図書類を18歳未満の者に販売したり、閲覧等させない。</p> <p>4 有害図書類(包括指定基準に該当するもの)及び個別指定に該当すると思われるものは、確実に、成人向けコーナーに陳列し、容易に青少年の目に触れない措置を講ずる。</p> <p>5 20歳未満の者の喫煙、飲酒等を防止するため、年齢確認、その他必要な措置をとる。</p> <p>6 18歳未満の者が深夜時間帯(午後11時から午前4時まで)に来店した時は、特別な事情がない限り帰宅を促す。</p>
山形県インターネット防犯連絡協議会	サイバー犯罪の防止等	<p>1 コンピュータ・システムの安全対策を推進する。</p> <p>2 サイバー犯罪の被害、拡大防止、違法情報及び有害情報の排除に努める。</p>

## 11 山形県青少年育成県民会議の取り組み

### 1 令和3年度事業体系



### 2 会員の推移

<単位：人・団体>

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
特別会員	8	7	7	8	8	8
賛助会員	116	108	107	105	102	97
団体会員	166	161	153	144	140	136
個人会員	1,154	1,159	1,168	1,188	1,181	1,139
合計	1,444	1,435	1,435	1,445	1,431	1,380

※各年度、年度末（3月31日）現在

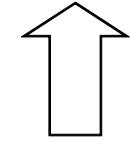
## 12 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動について

**【現状】**

- 1 子どもたちの規範意識・社会性の低下
- 2 家族や地域社会の教育力の低下
- 3 全国的に青少年関係する重大事故の発生、

**【趣旨】**

- 1 将来の地域の担い手となる子どもたちを地域社会全体で見守り、育むため、地域の連帯感や教育の充実
- 2 自ら姿勢を正し、子どもたちの良き手本となるよう、大人自身が社会のモラルやルールを守り、子どもたちを育てる健全な社会環境づくりを推進



①オアシス運動（おはよう、ありがとうございます、すみません）  
②コミュニケーションを深める（あいさつ・会話、地域行事への参加）  
③見守る（あいさつ、話を聞く、認める、注意指導等）  
・家庭や地域で、常に子どもたちの声に耳を傾け、あいさつと会話でコミュニケーションを深め、真正面から向き合う。  
・地域の行事に積極的に参加する（「家庭の日」の啓発）。

①ゴミ・空き缶・吸殻を捨てない、捨う、持ち帰る  
②交通ルールを守る  
③公共の場のマナーを守る  
・子どもたちに社会の基本的なモラル・マナーを示し、手本となるよう努める。  
・交通ルールを守り、子どもたちにマナーを示す。

・公共交通の場のマナーを大人が実践し、子どもに教える。  
・安心安全な場所に改善する。

①事件事故につながる危険箇所及び少年のたまり場等を点検し、  
安心安全な場所に改善する。  
②有害図書類等買わせない、有害広告等を地域から排除運動を  
進める  
③未成年者への販売禁止の徹底と飲食店等での飲酒・喫煙の防  
止を働きかける

④不健全な交友に結びつくあるインターネット上のサイト  
やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の安易な利用  
を注意し、メディア活用のルール周知を図る  
⑤薬物に関する正しい知識とNOと言える勇気を育む  
⑥未成年を深夜に外出させない、インターネットカフェやカラオケ  
ボックスなどに立ち入らせないように働きかける  
⑦万引きを「しない・させない・見逃さない」環境づくりを推進

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動

主催：県、県教育委員会、山形県警察、山形県青年育成県民会議

<運動の内容>

- 1 あいさつ・見守り運動  
～子どもを家庭・地域で育てよう！～
- 2 モラル・マナーの向上運動  
～大人が子どもの手本どろぼう！～
- 3 子どもを事故や犯罪等から守る運動  
～子どもの安全を地域全体で見守ろう！～

※重点期間：7・8月、11月

<運動の推進方法>

- (1)市町村民会議及び地区協議会における推進体制の確立と基盤強化の促進
- (2)市町村民会議における実施計画の策定
- (3)率先実践者への協力依頼
- (4)広報活動の推進
- (5)実施報告

・地域の危険な場所や目の届かないところがないか、家族や地域全体で気を配り、子どもたちを取り巻く環境の巡回・点検、風俗広告ビラ等の撤去を行う。  
・有害図書類等子どもたちを事故や犯罪等から守る。

・大人がインターネット接続機器の使い方や危険性を知り、子どもたちが犯罪に巻き込まれないように見守る。  
・子どもたちが危険に直面したときの対応（知識）を伝授する。  
・万引き防止のため、啓発活動や巡回指導を実施する。

【率先実践者（団体）】

青少年育成市民町村民会議（以下「市町村民会議」という。）、各地区青少年連絡協議会（以下「地区協議会」という。）を構成する者。  
また、青少年育成推進員、青少年補導委員、民生委員児童委員、児童館連絡協議会メンバー、母親クラブメンバー、PTA関係者、防犯協会関係者、少年補導員等及びその団体（全県、各総合支庁や旧各地方事務所管内、各市町村を区域とする団体）。

企業、各種団体、町内会、商店街組合等（以下「協力団体等」という。）の運動への参加・実践等を推進。また、こうした協力団体等が運動の率先実践団体になるよう働きかけの実施。



子どもたちを育てる健全な社会づくり

# 令和3年度「大人が変われば子どもも変わる」県民運動実施要綱

## 1 趣 旨

本県の次代を担う子どもたちの心身ともに健やかで人間性豊かな成長は、県民みんなの願いであり、社会全体で見守り育む責務があります。

しかしながら、今日、子どもたち自身の規範意識・社会性の低下や、家庭、地域社会における教育力の低下が懸念されています。また、全国的に青少年が関係する重大事件が発生しており、児童虐待やいじめ問題、インターネット利用に関連するトラブル、新型コロナウイルス感染症に起因する差別や誹謗中傷等も憂慮される状況にあります。

「子どもは社会を映す鏡」と言われるよう、青少年の問題は、大人社会の問題を反映しているものであり、子どもたちは身近な人々や地域社会の様々な環境から強く影響を受けて育っています。子どもたちが事件や事故に関わり、犯罪の加害者や被害者となることのないよう、大人が子どもたちの目線に立って、健全な環境をつくることが大切です。そのためには、家庭教育の充実を推進するとともに、子どもたちを地域社会全体で見守り育むため、地域住民同士の連携による教育力の充実などが必要となっています。

こうした課題に対処するには、県民全員の息の長い取組みと、親として、大人として、地域社会の一員として自ら姿勢を正し、子どもたちの目にどのように映り、その心の成長にどのような影響を与えているかを考え、良き手本となるよう、大人自身が社会のモラルやルールを守り、子どもたちを育てる健全な社会環境づくりを推進することが大切です。

令和3年度においても、県や市町村、関係機関・団体はもとより、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって「大人が変われば子どもも変わる」県民運動をより一層強力に実践していきます。

## 2 スローガン 「大人が変われば子どもも変わる」

## 3 主 催 山形県、山形県教育委員会、山形県警察、山形県青少年育成県民会議

## 4 共 催（依頼予定）

各市町村、各市町村教育委員会、各青少年育成市町村民会議、各市町村青少年育成推進員連絡協議会、村山地区青少年育成連絡協議会、最上地区青少年育成連絡協議会、置賜地区青少年育成連絡協議会、庄内地方青少年育成連絡協議会、山形県青少年補導連絡協議会、山形県青少年育成アドバイザー協議会、山形県交通安全母の会連合会、(特活)みらい子育てネット山形、山形県児童館等連絡協議会、山形県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会、山形県民生委員児童委員協議会、(一社)山形県老人クラブ連合会、山形県連合小学校長会、山形県中学校長会、山形県高等学校長会、山形県私立中学高等学校協会、山形県特別支援学校長会、(公社)山形県私立幼稚園・認定こども園協会、山形県保育協議会、山形県社会教育連絡協議会、山形県婦人連盟、山形県子ども会育成連合会、山形県PTA連合会、山形県高等学校PTA連合会、山形県私立中学高等学校PTA連合会 山形県特別支援学校 PTA連合会、(公社)山形県防犯協会連合会、山形県少年補導員連絡会、山形県警友会連合会、(一社)山形県安全運転管理者協会、山形県高速道路交通安全協議会、山形県高速道路等防犯連絡会、山形県保護司会連合会、山形県BBS連盟、山形県更生保護女性連盟、ライオンズクラブ国際協会332-E地区、国際ソロプロチミスト山形、日本ボイスカウト山形県連盟、ガールスカウト山形県連盟、山形県金融機関防犯対策協議会、山形経済同友会、山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会、山形県小売酒販組合連合会、山形県たばこ販売協議会、山形県書店商業組合、山形県中小企業団体中央会、山形県工業会、(一社)山形県経営者協会、(公社)日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、山形県スポーツ少年団、(一財)山形県交通安全協会

## 5 運動の内容と展開

県内各地域で青少年健全育成活動に取り組んでいる次の団体を中心とする率先実践者が、小学校区及び中学校区（以下「学校区」という。）を基本として、下記(1)～(3)の運動を率先実践するとともに地区住民にも参加を呼びかけ、県民一人ひとりに運動の輪を広げていきます。

### 【率先実践者（団体）】

各青少年育成市町村民会議（以下「市町村民会議」という。）、各地区青少年育成連絡協議会（以下「地区協議会」という。）を構成する者。また、青少年育成推進員、青少年補導委員、民生委員・児童委員、児童館連絡協議会メンバー、母親クラブメンバー、PTA関係者、防犯協会関係者、少年補導員等及びその団体（全県、各総合支庁や旧各地方事務所管内、各市町村を区域とする団体）。

企業、各種団体、町内会、商店街組合等（以下「協力団体等」という。）の運動への参加・実践等を推進します。また、こうした協力団体等が運動の率先実践団体になるよう働きかけていきます。

このほか、学校所在地と住居地が異なる場合には、学校や、学校所在地の市町村での組織立った活動、居住市町村での個人的参加が考えられます。

### （1）あいさつ・見守り運動～子どもを家庭・地域で育てよう！～

#### 【運動の内容】

- ①オアシス運動（おはよう、ありがとう、しつれいします、すみません）を行う
- ②コミュニケーションを深める（あいさつ・会話をする、地域行事に参加する等）
- ③見守る（表情や態度に気を配る、認める、ほめる、ときに励ます、注意指導する等）

- ・家庭や地域で、常に子どもたちの声に耳を傾け、あいさつと会話でコミュニケーションを深め、真正面から向き合います。
- ・地域の行事に積極的に参加することにより、地域の人々同士のコミュニケーションを促進し、子どもたちとのコミュニケーションを推進します。
- ・子どもの表情や態度に気を配り、登下校時の子どもの見守り活動に参加します。

#### 【展開】

- ・一人ひとりが日常生活の中で実践します。
- ・毎月第3日曜日の「家庭の日」には、一家団らんでの楽しい会話を増やし、積極的に家族のふれあいの機会を作るよう、また、地域の行事には、家族そろって参加するよう呼びかけます。
- ・概ね学校区を単位として、青少年育成推進員やPTA関係者等率先実践者を中心に、登下校時のあいさつ・見守り運動を通学路や子どもたちが集まりやすい場所（たまり場）等で行います。

## (2) モラル・マナーの向上運動～大人が子どもの手本となろう！～

### 【運動の内容】

- ① ゴミ・空き缶・吸殻を捨てない、拾う、持ち帰る
- ② 交通ルール・マナーを守る（歩行者に優しい運転、自転車の乗り方、駐輪場の利用の仕方、信号等の指示に従う等）
- ③ 公共の場のマナーを守る（高齢者・障がい者等に席を譲る、スマートフォン・携帯電話利用のマナー、身だしなみ等）

- ・ 親として、大人として、地域社会の一員として、子どもたちに社会の基本的なモラル・マナーを示し、子どもたちの手本となるよう努めます。
- ・ 交通ルールを守り、正しい交通マナーを子どもたちに示します。
- ・ 公共の場のマナーを大人が実践し、子どもたちに教えます。

### 【展開】

- ・ 一人ひとりが日常生活の中で実践します。
- ・ 概ね学校区を単位として、青少年育成推進員やPTA関係者等率先実践者を中心にグループで実践し、併せて街頭などでチラシの配布等の啓発活動を行います。
- ・ 学校等を中心にマナーアップ運動を展開します。

## (3) 子どもを事故や犯罪等から守る運動～子どもの安全を地域全体で見守ろう！～

### 【運動の内容】

- ① 地域の公園・広場・通学路等、事件事故につながる危険箇所や少年のたまり場となりうる場所等を点検し安心・安全な場所に改善する〔緊急避難場所（こども110番連絡所）の設置〕
- ② 子どもたちに悪影響を与える有害図書類等（成人向け図書・DVD等）を買わせない、有害広告等（風俗広告ビラ等）を地域から排除する運動を進める
- ③ 酒類・タバコの未成年者への販売禁止の徹底と飲食店等での飲酒・喫煙の防止を働きかける
- ④ 不健全な交友や犯罪に結びつくおそれのあるインターネット上のサイトや、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、オンラインゲームの安易な利用を注意し、メディア活用のルール周知を図る
- ⑤ 違法薬物に関する正しい知識と、「NO」と言える勇気を育むための啓発活動を進める
- ⑥ 青少年を深夜（午後11時から午前4時）に外出させない、インターネットカフェやカラオケボックス等に立ち入らせないように働きかける
- ⑦ 万引きを「しない・させない・見逃さない」環境づくりを推進する

- ・ 地域に危険な場所や目の届かないところ等がないか、いつも家庭や地域社会で気を配るとともに、不審者情報や子どもへの声かけ事案を瞬時に受信できる「やまがた110ネットワーク」への登録等により危機管理意識を高め、子どもたちを事故や犯罪等から守ります。
- ・ 図書類取扱い店（書店、コンビニ、レンタルビデオ店等）の巡回による、有害図書類の陳列・販売状況の点検や青少年に好ましくない張り紙（風俗広告ビラ等）の撤去を行います。

- ・子どもたちが危険に直面したとき、すみやかに行動できるよう必要な知識を教えます。  
〔“イカのおすし”（「知らない人についていかない」「他人の車にのらない」「おお声で叫ぶ」「すぐに逃げる」「何かあつたらすぐしらせる」）〕、〔緊急避難場所（子ども110番連絡所）の周知〕
- ・薬物乱用防止の正しい知識を啓発し、薬物乱用は「NO」を徹底する運動を推進します。
- ・大人もスマートフォン（携帯電話）やパソコン等のインターネット接続機器の使い方とその危険性やフィルタリングの必要性を知り、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう見守るとともに、子どもたち自身が危険を回避できる力を育てます。
- ・店舗等での啓発活動や巡回指導を実施し、子どもの万引きの未然防止に努めます。

\* 青少年：18歳未満の者

#### 【展開】

- ・市町村民会議の計画のもと、概ね学校区を単位として、青少年育成推進員等の率先実践者等を中心にグループで、総合支庁や警察等関係機関と連携して実施します。  
(図書類取扱い店（書店、コンビニ、レンタルビデオ店等）の巡回による有害図書類の陳列・販売状況の点検や、青少年に好ましくない張り紙（風俗広告ビラ等）の撤去を行う場合、市町村民会議は、予め各総合支庁青少年行政主管課に相談をお願いします。)

### 6 運動期間等 令和3年4月1日～令和4年3月31日

重点期間～7・8月、11月

### 7 留意事項

- (1) 活動中、新型コロナウイルス感染症防止対策や不慮の事故等にあわないよう細心の注意を払ってください。グループでの活動は、各自の体力のレベル等に配慮するなど決して無理をしないでください。
- (2) 地域の子どもや保護者等から有害環境や危険箇所についての相談があった場合は、関係機関に通報してください。
- (3) 運動は、大人の方々の地域活動として行われるもので、5の(3)の運動については関係業者や県民の任意の協力のもとに行うもので、法令に基づく立ち入り調査とは違い、特別な権限を与えられたものではありません。

### 8 運動の推進方法等

7・8月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「“明るいやまがた”夏の安全県民運動」、11月の「子供・若者育成支援強調月間」、学校の休業期間における健全育成活動等との連動等によりキャンペーン・運動の盛り上がりが図られるようになります。

市町村全域、総合支庁管内全域で調整を図り、組織的な一斉活動日を設ける等、本運動ができるだけ地域の人々の目にとまり、地域住民の意識啓発につながるようにします。

既に類似の活動に取り組んでいる地域においては、本運動にそれぞれの活動を包み込んで位置付け、より大きな運動の輪となるように取り組みます。

#### (1) 推進体制の確立と基盤強化の促進

市町村民会議及び地区協議会は、市町村青少年行政所管課、各総合支庁青少年行政主管課、児童福祉行政担当セクション、学校・PTA関係セクション、所管警察署と共同して、それぞれ推進を図るための会議（市町村民会議をベースに率先実践者予定団体や協力団体等を加えたもの）を早期に開催し、概ね次の内容の確認・決定を行うなど地域における本運動の推進体制を整備します。

なお、地区協議会では、地区全体の運動がより効果的になれるよう、市町村民会議

等の協力を得ながら、キャンペーンや地区一斉活動、有害環境の点検、全体スケジュール調整等を重点的に行います。

- 1 運動の内容の確認（本要綱5（1）～（3）の運動）
- 2 率先実践者となる方々、その関係団体等の確認（本要綱5）と推進責任者の選任
- 3 率先実践者のうち学校区単位での活動が困難な団体等の活動方法・内容の確認（本要綱5）
- 4 管内全域における、率先実践者の日常活動の確認及びグループ活動の運動内容・日時・場所等の設定、グループの組織化と実施責任者の選任・進め方
- 5 学校区における、率先実践者の日常活動の確認及びグループ活動の運動内容・日時・場所等の設定、グループの組織化と実施責任者の選任・進め方（運動展開に伴い、地域で、内容、方法等の議論を深め、また子どもと話し合いの場を設ける。）
- 6 率先実践者となる関係団体等の構成員に対して、当該団体等と連携した個人による日常活動の取組みとグループ活動への参加要請の徹底
- 7 率先実践者とその関係団体又は協力団体等における独自の取組みの推奨
- 8 率先実践者以外の方々（各世帯）及び企業、各種団体等の協力者への周知・参加要請
- 9 キャンペーン、一斉活動日の設定、他の健全育成活動との連動、日常活動以外の活動の全体スケジュールの策定
- 10 運動の普及状況と効果等の確認・評価・見直しの時期等の設定
- 11 令和2年度までの運動の評価と反省（運動推進体制、運動の手法、実施効果等の点検）

#### （2）実施計画の策定

- ・ 市町村民会議は、上記（1）の会議を踏まえ、策定した実施計画（別紙）を令和3年7月9日（金）までに地区協議会に提出し、本運動を推進します。
- ・ 地区協議会は、上記（1）の会議を踏まえ、広域的な活動に関わる具体的な実施計画を集約・策定し、市町村民会議の実施計画書とともに山形県しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課へ令和3年7月16日（金）までに別紙の書面にて提出し、本運動を推進します。

#### （3）率先実践者への協力依頼

- ・ 市町村民会議は、児童福祉行政担当セクション、学校・PTA関係セクション、所管警察署と連携して、率先実践者及びその団体等に対して、各団体等の全体会議等を活用し、実施計画に基づく運動の具体的な実践活動への協力を依頼します。
- ・ 各市町村における率先実践者・団体は、グループによる運動を計画し、実施する際には、予め市町村民会議事務局に連絡します。

#### （4）広報活動の推進

- ・ 市町村民会議、地区協議会は、報道機関あるいは自己の広報媒体・広報車等を積極的に利活用する等本運動の趣旨、内容を県民に広く周知し、運動への参加・実践を呼びかけていきます。

#### （5）実施報告

- ・ 市町村民会議は、運動の実施結果（別紙）について、令和4年4月末まで地区協議会に報告します。
- ・ 地区協議会は、運動の実施結果を、市町村民会議の実施報告と併せて、令和4年5月末まで山形県しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課へ別紙の書面にて報告します。

## 令和3年度「大人が変われば子どもも変わる」県民運動実施計画（報告）書

団体名 \_\_\_\_\_

1 率先実践者団体名・数（地区協議会における「率先実践者数」は協議会活動への参加者数とする。）

2 率先実践者数

3 協力団体等の団体名・数

4 率先実践者（個人）による日常活動の内容（独自活動を加えて記載）

5 全体及びグループによる組織的な活動

活動の名称	実施場所	実施日時	実施者(団体)及び参加者数	実施内容	備考

◆参考資料添付。備考欄には「一斉活動」等を記載。率先実践者団体・協力団体の独自活動を含む。

※今後の運動展開の参考に資するため、意見、感想を記入願います。

# 13 令和3年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動について

令和3年4月  
しあわせ子育て応援部・教育庁



- 学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。
- いじめを受けて悩んでいる子どもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。

## 地域（地域の健全育成組織）

主管：山形県青少年育成県民会議（県庁内）

### ○県民運動展開の総括

- ・標準語募集・周知の総括
- ・スローガン・ポスター募集の総括

### ○地区協議会・市町村民会議等に対する財政支援

### 各地区青少年育成連絡協議会（4総合支庁内）

- 各プロックにおける県民運動展開の総括
- ・各プロックにおける標準語募集の周知・選抜
- ・各プロックにおける推進会議・対話会等の開催
- ・街頭啓発活動支援・広報活動等
- 市町村民会議等に対する財政支援

### 各青少年育成市町村民会議等（各市町村内）

- 各市町村における県民運動展開の総括
- 各市町村における標準語募集周知・運営等
- 学校への標準語の実情に合わせた強自事業の展開

## 県民運動の体制整備・支援（しあわせ子育て応援部）

### 1 「山形県いじめ防止基本方針」における諸施策との連携

- ・いじめの問題について、社会全体に関する県民的課題として、学校と地域が一体となって、取組みを推進
- ・未然防止・早期発見・適切な対応の3本柱のうち、県民運動は、「未然防止」のための施策として位置づけられ、効果的に推進。

### 2 “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開

- (1) 地域における運動展開の支援
- ・各地区協議会・市町村民会議の街頭啓発活動・学校との連携に対する支援。
- (2) 標語の募集・周知
- ・標準語募集の児童生徒からの標語募集、優秀標語の選定、ホームページ、SNS及びポスターへの掲載による周知。
- (3) 高生会によるスローガン作成やポスターデザインの募集・周知
- ・各高等学校の生徒会を中心としたスローガン、SNS及びポスターへの作成や掲載による周知。
- (4) 地域の大人と協働したいじめ・非行防止の取組みの推進
- ・いじめの防止に向けた新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した「児童・生徒と地域の大人の対話会」を各地区で開催。

### 3 インターネット利用に賛する研修会の開催

- ・青少年育成県民大会において、インターネットの基礎知識やネットに起因する青少年の現状等について学ぶ研修会を開催。
- (7) 各種広報媒体・グッズによる啓発活動等
- ・県民運動情報誌の啓発グッズの制作・販売及び活用。
- ・県内民間企業・团体と連携して啓発活動。
- (8) 「コロナ鑑定ノート」宣誓書による検査結果に基づく差別や誹謗中傷、いじめのない山形県づくりに向けた啓発活動を推進。

### 4 シンボルマーク



## いじめ・非行を許さない社会・学校生活



### 学校（県内の小・中・高等学校の取組み）

#### ＜校内の取組み＞

- 1 早期発見のために
  - ・定期的なアンケートと面談の実施
  - ・地域からの電話窓口、メール窓口の設定・周知
- 2 児童会・生徒会が主体的に行う取組みの充実
- 3 教員研修会の充実・地区レベルでの防止連絡協議会の充実など

#### ＜保護者の取組み＞

- 1 ネットモラル講習会参加・ネットハッパトール・県PTA連合会の講習会カリキュラムによる「研修」「ルールづくり」「実態調査」への参画
- 2 子どもへの動きかけ、声かけ運動の展開
- 3 いじめの理解（未然防止・早期発見・適切な対応）など

#### いじめ防止等に向けた取組み（教育庁）

- 1 未然防止等のための取組み
  - ① いじめ・不登校未然防止推進事業
  - ② 「難がある学校づくり」の取組みの普及及
  - ③ 「居場所づくり」の取組みの普及及
- 2 いじめ解決支援チームの設置（4教育事務所）
  - ・青少年指導担当・エリアSSWによる未然防止、重大事態への対応
  - ② 「難がある学校づくり」の取組みの普及及
  - ③ 「居場所づくり」の取組みの普及及
- 3 「いじめ防止対策支援プログラム」の普及と活用（県教育センター）
  - ④ 県PTA連合会による、山形方式“ネットモラル講習会”カリキュラムへの支援

- 2 いじめの実態把握・分析
  - 定期調査・問題行動等調査（1～3期、年度末）
    - ・いじめの認知状況、解消状況、発見のきっかけ、様態等の把握等
  - 施策の評価・点検、関係機関等との連携
    - (1) 山形県いじめ問題対策連絡協議会
    - ・いじめの実態に関する考察と施策の効果検証
    - (2) 山形県いじめ問題対策連絡協議会

- 【知事部局】女性・若者活躍推進課
- 【教育庁】教育政策課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、生涯教育・学習振興課、スポーツ・保健課

令和3年度

# “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動

## 実 施 要 約

◎ 実施期間

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

◎ 運動の基本方針

- ・ 学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。
- ・ いじめを受けて悩んでいる子どもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。

◎ 主 催

山形県・山形県教育委員会・山形県警察  
市町村・市町村教育委員会  
山形県青少年育成県民会議

◎ 主 管

山形県青少年育成県民会議

## 【共催・協賛呼び掛け団体】

<b>【学校関係】</b> ○山形県市町村教育委員会協議会 ○山形県連合小学校長会 ○山形県中学校長会 ○山形県特別支援学校長会 ○山形県高等学校長会 ○山形県私立中学高等学校協会 ○（一社）山形県専修学校各種学校協会 ○（公社）山形県私立幼稚園・認定こども園協会 ○山形県P T A連合会 ○山形県高等学校P T A連合会 ○山形県私立中学高等学校P T A連合会	<b>【青少年健全育成関係】</b> ○各青少年育成市町村民会議 ○各地区青少年育成連絡協議会 ○山形県青少年育成アドバイザー協議会 ○山形県子ども会育成連合会 ○ガールスカウト山形県連盟 ○山形県少年補導員連絡会 ○（公社）山形県防犯協会連合会 ○山形県保護司会連合会 ○国際ソロプロチミスト山形
<b>【地域関係団体等】</b> ○山形県社会福祉協議会 ○山形県民生委員児童委員協議会 ○（一社）山形県老人クラブ連合会 ○山形県経済同友会 ○山形県商工会議所連合会 ○（公社）日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会	○山形新聞・山形放送 ○(株)山形テレビ ○(株)レビュー山形 ○(株)さくらんぼテレビジョン ○(株)エフエム山形 ○(株)庄内日報社 ○(株)米澤新聞社 ○(株)ダイバーシティメディア ○(株)ニューメディア ○鶴岡市ケーブルテレビジョン

## 第1 目的

いじめ・非行は、山形県の将来を担う青少年の健全な育成を妨げるものであり、その防止・根絶に向けては、学校のみならず、家庭・地域が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底していく必要がある。

また、新型コロナウィルス感染症に起因する差別や誹謗中傷、いじめ等の新たな問題への対応も求められている。

このため、県、教育機関、警察及び青少年健全育成団体などが一体となり、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開することにより、子どもたちが率先して運動に取り組むとともに、その取組みを大人も共有・共感し、具体的な行動を取ることにつなげていく。

## 第2 推進要領

### 1 推進体制の確立

各地区青少年育成連絡協議会、青少年育成市町村民会議は、各総合支庁、市町村、各教育関係機関、警察、各青少年育成関係団体との連携のもと、運動推進のための会議を早期に開催し、地域における“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の推進体制を確立する。

山形県青少年育成県民会議（以下、「県民会議」という。）は、それら関係機関・団体に対し、取組みの基本的な方向性を示し、密接に連携・協力を行い、県全体の推進体制を確立する。

### 2 実施計画の策定

推進機関・団体は、本運動の推進責任者を定めて、それぞれの地域または組織の実情に即した具体的な実施計画を早期に策定し、本運動の推進を図る。

### 3 広報活動の推進

推進機関・団体は、広報活動を進めるにあたり、効果的な広報媒体を活用し、運動の重点などを県民に対して周知徹底を図る。

## 第3 主要事業

### 1 県民運動重点期間

7月・8月（青少年の非行・被害防止全国強調月間、“明るいやまがた”夏の安全県民運動と連携）及び11月（子供・若者育成支援強調月間と連携）を“いじめ・非行をなくそう”重点運動期間と定め、各地区青少年育成連絡協議会の主導のもと、全ての市町村において、いじめ・非行をなくすための環境づくり、街頭運動、啓発活動など地域の実情に応じた運動を展開する。

### 2 県民運動の展開

#### （1）小中学校及び特別支援学校（小中学部）の児童生徒を対象とする運動の展開

① 県民会議及び県教育委員会は、関係機関と意思疎通を図りながら、児童生徒自らが運動に取組み、いじめ・非行の防止について考える機会を設けるため、全県的な標語募集を実施し、県政広報媒体を最大限活用して広報活動を行い、運動を促進する。また、県民会議は、選抜された優秀標語について表彰を行うとともに、様々な機会や広報媒体を活用し、優秀標語をPRする。

② 各地区青少年育成連絡協議会は、各教育事務所及び市町村教育委員会と連携し、管内の全小中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象にいじめの根絶に向けた標語を募集する。

③ 各地区青少年育成連絡協議会は、募集した標語を集約し、地区ごとに審査のうえ優秀作を選抜する。

④ 地域の大人と協働したいじめ・非行防止の取組みの推進

県民会議、県教育委員会及び各学校は、各地域で開催される「児童・生徒と地域の大人の対話会」等に、児童生徒が積極的に参加できるよう働きかけ、いじめ・非行防止の取組みを推進する。

(2) 高等学校の生徒を対象とする運動の展開

① 高校生徒会によるスローガン・ポスター等の作成

県民会議及び県教育委員会は、各高等学校の生徒会等を中心とするスローガンやポスター等の作成を呼びかけ、運動の周知・啓発を図る。

② 地域の大人と協働したいじめ・非行防止の取組みの推進

県民会議、県教育委員会及び各学校は、各地域で開催される「児童・生徒と地域の大人の対話会」等に、生徒が積極的に参加できるよう働きかけ、いじめ・非行防止の取組みを推進する。

(3) 地域における運動の展開

① 「児童・生徒と地域の大人の対話会」の開催

各地区青少年育成連絡協議会は、管内の各青少年育成市町村民会議や各学校との連携のもと、児童生徒と地域の大人が対話をする機会を設けて、児童生徒と大人の協働によるいじめ防止対策を推進する。

② 地域の実情に応じた取組みの推進

地域の推進機関・団体は、各地域の実施計画に基づき、街頭及び学校での啓発活動やいじめ・非行防止のための講習会・懇談会の開催、子どもたちも参加する各種行事の開催等、地域の実情に応じた取組みを幅広く展開する。

(4) インターネット利用に関する研修会の開催

県民会議は、「ネットに少し詳しい」大人（サポーター）の養成を目的とし、青少年健全育成ボランティアを対象に、インターネットの基礎知識、ネットに起因した性被害等の現状やその防止策を学び、安全で安心な利用環境づくりを推進する。

(5) 県内民間企業等と連携した啓発活動

県民会議は、県内民間企業等と連携し、効果的に広報活動を実施する。

3 山形県青少年健全育成県民大会（令和3年10月31日（日））

(1) 青少年の健全育成に携わる行政・各種団体が集い、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の一層の推進を確認するとともに、優秀標語の表彰を実施する。

(2) 青少年の健全育成に取り組む地域の実践者同士が、優良事例の共有化を図りながら

いじめ・非行防止のあり方を改めて考え、これまでの活動に対する気づきを得るともに、今後の活動に向けた課題解決に結びつけるための「いじめ・非行防止セミナー（仮称）」を開催する。

#### 4 各種広報媒体・グッズによる啓発活動

県民運動の広報誌である「見守る目・育む芽」（各市町村（原則隣組回覧）+県民運動共催・協賛団体を中心に配布。年2回作成。）において、県民運動の目的、実施内容等について広報し、県民への周知を図る。

また、音源を使用した広報車やシンボルマークの缶バッジ、啓発マグネットシート、横断幕等の啓発媒体を最大限利活用し、地域における普及啓発を一層強化する。

### 第4 主要推進事項

運動の基本方針	
推進区分	推進事項
学校	<p>① いじめは悪いことであり、人として絶対に許されない行為であることを教えよう。</p> <p>② 学校と地域・警察が連携して行う「非行防止教室」等により、児童生徒の正義感を醸成し、いじめを見過ごさない姿勢を育てよう。</p> <p>③ いじめの兆候を見逃すことのないよう、日頃から児童生徒に対する理解を深め、いじめの未然防止に努めよう。</p> <p>④ 児童生徒に対するアンケート調査や面談を確実に行い、いじめの早期把握に努めよう。</p> <p>⑤ 毎日の授業や様々な体験活動を通して、児童生徒同士の心の結びつきを深め、豊かな人間関係をつくっていこう。</p> <p>⑥ いじめを把握した場合には、組織的に、かつ、迅速に対応するとともに、家庭・関係機関との適切な連携のもと、早期解決に努めよう。</p> <p>⑦ 児童生徒がいじめについて相談しやすい体制づくりに努めよう。</p>
家庭	<p>① いじめは悪いことであり、人として絶対に許されない行為であることを教えると同時に、いじめについて親子で話し合い、十分に理解を深めよう。</p> <p>② いじめの兆候を把握した場合は、速やかに学校や警察に連絡・相談しよう。</p> <p>③ 家族団らんの会話を通じ、子どもの学校の様子や、子どもの変化の有無を把握しよう。</p> <p>④ 地域の子どもたちにも、自分の子どもと同じように声掛けしよう。</p>

	<p>⑤ 子ども会や地域活動、ボランティア活動等多くの人と交流できる社会参加活動に、親子一緒に参加しよう。</p>
地 域	<p>① 地域ボランティアによる街頭運動等を通して、「あいさつ・見守り運動」を行い、地域で子どもを見守り育てよう。</p> <p>② 大人の無関心がいじめを助長します。いじめは、いつ、どこで、どんな時に起こるのか、どうしたらいじめから子どもを守れるのか、みんなで話し合ったり、考えたりして、いじめへの関心を高めよう。</p> <p>③ 子どもたちが集まりやすい場所や通学路でいじめを見たら、見て見ぬふりをせず、きちんと注意しよう。 暴力等犯罪につながるいじめを見たら、毅然と対応しよう。</p> <p>④ 子どもは、家庭や地域や学校で必要とされることによって大人になります。親子の対話を深め、地域の行事やボランティア活動等に積極的に参加させるなど、社会の一員として育てよう。</p>

## 第5 実施計画の策定と実施報告

### 1 実施計画の策定

- (1) 市町村民会議は、策定した実施計画(別紙様式)を令和3年7月9日（金）までに地区協議会に提出し、本運動を推進する。
- (2) 地区協議会は、管内の広域的な活動に関わる具体的な実施計画を集約・策定し、市町村民会議の実施計画書とともに山形県しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課へ令和3年7月16日（金）までに別途様式の書面で提出し、本運動を推進する。

### 2 各関係団体への協力依頼と取組みの把握

- (1) 市町村民会議は、児童福祉行政担当セクション、学校・PTA関係セクション、所管警察署等の活動実践者と連携して、各関係団体に対し、実施計画に基づいた運動への協力を依頼する。
- (2) 市町村民会議は、活動実践者や、各協力団体の運動への取組みを把握し、実施計画・報告書を作成する。

### 3 実施報告書の作成

- (1) 各市町村民会議は、別紙様式により、運動の実施報告書を作成し、令和4年4月末まで地区協議会に報告する。
- (2) 地区協議会は、運動の実施結果を、市町村民会議の実施報告と併せて、令和4年5月末まで山形県しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課に別紙様式の書面で報告する。

別紙様式

令和3年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動実施計画（報告）書

団体名\_\_\_\_\_

1 活動実践者団体名・数(地区協議会における「活動実践者数」は協議会活動への参加者数とする。)

2 活動実践者数

3 協力団体等の団体名・数

4 活動実践者(個人)による日常活動の内容(独自活動を加えて記載)

5 全体及びグループによる組織的な活動

活動の名称	実施場所	実施日時	実施者(団体)及び参加者数	実施内容	備考

□参考資料添付。備考欄には「一斉活動」等を記載。活動実践者団体・協力団体の独自活動を含む。

※今後の運動展開の参考に資するため、意見、感想を記入願います。



## 15 市町村青少年行政担当課名簿

(令和4年3月現在)

市町村名	担当課	住所	電話番号 FAX番号
山形市	社会教育青少年課	〒990-8540 山形市旅篭町2-3-25	023-641-1212 023-624-8443
寒河江市	生涯学習課	〒991-0003 寒河江市大字西根字石川西333	0237-86-5111 0237-86-2201
上山市	生涯学習課	〒999-3192 上山市河崎1-1-10	023-672-1111 023-672-3001
村山市	生涯学習課	〒995-8666 村山市中央1-3-6	0237-55-2111 0237-55-2155
天童市	生涯学習課	〒994-8510 天童市老野森1-1-1	023-654-1111 023-654-3355
東根市	生涯学習課	〒999-3795 東根市中央1-1-1	0237-42-1111 0237-43-1176
尾花沢市	社会教育課	〒999-4225 尾花沢市若葉町1-8-25	0237-22-1111 0237-24-0093
山辺町	教育課	〒990-0301 東村山郡山辺町山辺1	023-664-6033 023-664-6143
中山町	教育課	〒990-0401 東村山郡中山町大字長崎6010	023-662-2235 023-662-5440
河北町	生涯学習課	〒999-3511 西村山郡河北町谷地戊81	0237-71-1111 0237-71-1110
西川町	生涯学習課	〒990-0703 西村山郡西川町大字間沢280	0237-74-3131 0237-74-3219
朝日町	教育文化課	〒990-1442 西村山郡朝日町大字宮宿2265	0237-67-2118 0237-67-3375
大江町	教育文化課	〒990-1163 西村山郡大江町大字本郷丁373-1	0237-62-3666 0237-62-3667
大石田町	教育文化課	〒999-4112 北村山郡大石田町緑町1	0237-35-2111 0237-35-3811
新庄市	社会教育課	〒996-8501 新庄市沖の町10-37	0233-23-5005 0233-23-5600
金山町	教学課	〒999-5402 最上郡金山町金山662-1	0233-52-2902 0233-52-2903
最上町	教育文化課	〒999-6101 最上郡最上町大字向町674	0233-43-2350 0233-43-2265
舟形町	教育課	〒999-4601 最上郡舟形町舟形126	0233-32-2246 0233-32-3326
真室川町	教育課	〒999-5312 最上郡真室川町大字新町124-4	0233-62-2223 0233-62-2731
大蔵村	教育課	〒996-0212 最上郡大蔵村大字清水2620	0233-75-2323 0233-75-2336
鮭川村	教育課	〒999-5201 最上郡鮭川村大字京塚1324-2	0233-55-3051 0233-55-3053
戸沢村	共育課	〒999-6313 最上郡戸沢村大字名高1593-86	0233-72-2304 0233-72-2307
米沢市	社会教育課	〒992-0012 米沢市金池3-1-14	0238-21-6111 0238-21-6926
長井市	地域づくり推進課	〒993-8601 長井市栄町1-1	0238-82-8005 0238-83-1070
南陽市	社会教育課	〒999-2292 南陽市三間通436-1	0238-40-8992 0238-40-3388
高畠町	社会教育課	〒992-0392 東置賜郡高畠町大字高畠435	0238-52-4487 0238-52-5043
川西町	教育文化課	〒999-0193 東置賜郡川西町大字上小松977-1	0238-27-1166 0238-42-3159
小国町	教育振興課	〒999-1352 西置賜郡小国町大字岩井沢704	0238-62-2141 0238-62-2143
白鷹町	教育委員会	〒992-0892 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833	0238-85-6146 0238-85-2128
飯豊町	町民総合センターまちづくり室	〒999-0604 西置賜郡飯豊町大字椿3622	0238-72-3111 0238-72-3163
鶴岡市	青少年育成センター	〒997-0346 鶴岡市上山添字文栄100	0235-57-2108 0235-57-2104
酒田市	社会教育文化課	〒998-0034 酒田市中央西町2-59	0234-24-2993 0234-24-5780
三川町	教育課	〒997-1321 東田川郡三川町大字押切新田字桜木8-1	0235-64-8310 0235-66-8311
庄内町	社会教育課	〒999-7781 東田川郡庄内町余目字町132-1	0234-43-0183 0234-42-0811
遊佐町	教育課	〒999-8301 飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2	0234-72-2236 0234-71-1222
山形県	しあわせ子育て応援部 女性・若者活躍推進課	〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-630-2694 023-632-8238

## 16 子ども・若者にかかる窓口一覧

実施機関	窓口名称等	主な相談内容	電話番号	受付時間	備考
県精神保健福祉センター	ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」	ひきこもりや心の健康に関すること	023(631)7141	月・火・木・金9:00～17:00	12:00～13:00を除く 祝日・年末年始を除く
	心の健康相談ダイヤル		023(631)7060	月～金 9:00～17:00	12:00～13:00を除く 土・日・祝日・年末年始を除く
	心の健康インターネット相談			24時間受付 (県精神保健福祉センターHPより)	回答は開庁日に行う
村山保健所（担当直通）		ひきこもりや心の健康に関すること	023(627)1184	月～金 8:30～17:15	祝日・年末年始を除く
最上保健所（担当直通）			0233(29)1266		
置賜保健所（担当直通）			0238(22)3015		
庄内保健所（担当直通）			0235(66)4931		
やまがた若者サポートステーション		若年無業者等の就労に関すること	023(679)3266	日～金 10:00～17:00	予約制
置賜若者サポートステーション			0238(33)9137	月～土 9:00～17:00	予約制
庄内地域若者サポートステーション			0234(23)1777	月～金 10:00～18:00	予約制
県若者就職支援センター	山形プラザ	若者の就職に関する相談	0120(695)018	月～金 9:30～18:00	祝日・年末年始を除く
	庄内プラザ			土 10:00～17:00	
県発達障がい者支援センター		発達障がいに関すること	023(673)3314	月～金 8:30～17:15	祝休日・年末年始を除く
中央児童相談所		子どもや子育てに関すること	023(627)1195	月～金 8:30～17:15	緊急時は随時対応
庄内児童相談所			0235(22)0790		
子ども家庭支援センター「チェリー」			0237(84)7111	月～土 9:00～17:00	
児童家庭支援センター「シオン」			0235(68)5477	月～土 9:00～18:00	
県福祉相談センター	子ども女性電話相談	子どもと女性に関する相談	023(642)2340	8:30～22:00	年末年始を除く
県教育庁文化財・生涯学習課	家庭教育電話相談「ふれあいほっとライン」	子育ての悩みや家庭教育に関すること	023(630)2876 023(630)2874/FAX	月～金 8:30～17:15	受付時間以外はFAX又は留守番電話対応
県教育センター	教育相談ダイヤル	教育に関することやいじめに関すること	023(654)8181	月～金 8:30～20:30	児童生徒が対象
	24時間子供SOSダイヤル		0120-0-78310 023(654)8383	土日祝 8:30～17:30	
県警察本部 人身安全少年課	ヤングテレホンコーナー	非行や事件、いじめ、友人関係など青少年の悩みに関すること	023(642)1777	24時間受付	各地域の警察署でもご相談をお受けしています
県警察本部 組織犯罪対策課	覚醒剤相談	覚醒剤に関すること	023(635)1074	24時間受付	
仙台少年鑑別所 山形少年鑑別支所	やまがた法務少年支援センター	子どもの非行や問題行動に関すること	023(642)3445	月～金 9:00～12:15 13:00～17:00	祝日・年末年始を除く
山形地方法務局	子どもの人権110番	子どもの人権に関すること	0120(007)110	月～金 8:30～17:15	受付時間以外は留守番電話対応
公益社団法人 山形県看護協会		子育て相談、その他健康に関すること	023(685)8033	月～金 10:00～16:00	祝休日・年末年始を除く
社会福祉法人 山形いのちの電話		死にたい気持ちに関すること	023(645)4343	13:00～22:00	

## 17 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	0歳～30歳代
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事责任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校(又は特別支援学校の小学部)の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男 満18歳 [未成年者は父母の同意を得なければならない] 女 満16歳
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	普通免許、準中型、大型特殊免許、大型二輪免許及びけん引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
山形県子育て基本条例	子ども	18歳未満の者
山形県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者

# 「家庭の日」

毎月 第3日曜日

上段が月別推進テーマと行動実践例です。下段が行動実践例です。

<b>4月</b>	<b>「社会のルールやマナーを身につける」</b> ・家庭のルールをきめましょう。 まずはあいさつから。	<b>5月</b>	<b>「家族で一緒に過ごす時間を作ります」</b> ・家族そろって食事をしましょう。	<b>6月</b>	<b>「家族みんなで自然に親しむ」</b> ・自然観察やハイキングなど 自然とのふれあいや 遊びをとおして、体験を共有しましょう。	<b>7月</b>	<b>「夏休みの交通事故や水の事故、子どもの非行を防ぐ」</b> ・通学路や公園などよく通る 道路や遊び場を瓶子と一緒に点検してみましょう。	<b>8月</b>	<b>「地域の人々とふれあい、交流を深める」</b> ・家族で地域の行事に参加しましょう。	<b>9月</b>	<b>「お年寄りを敬い、お互いを思いやりる」</b> ・おじいちゃん、おばあちゃんなど話をしましょう、話を聞きましょう。	<b>10月</b>	<b>「働くことの大切さを学ぶ」</b> ・家族の仕事について 家庭で語り合いましょう。	<b>11月</b>	<b>「新しい年を迎える」</b> ・一年の計画をたてる	<b>1月</b>	<b>「学問の節目をを迎え、一年間の子どもの成長を祝う」</b> ・卒園、卒業、進級 家族そろって祝いましょう。
<b>2月</b>	<b>「寒さに負けない心と体をつくる」</b> ・食事や睡眠に気をくばり、適度な運動を行って、冬の寒さに負けないように体力をつくりにかかりましょう。	<b>3月</b>	<b>「家庭の日」は、家族そろって美味しい時間をつくりましょう。</b>														

山形県・山形県青少年育成県民会議



山形県しあわせ子育て応援部 女性・若者活躍推進課  
TEL.023-630-2694 FAX.023-632-8238

黒ホームページ・サイト内検索  
[家庭の日] [横断]



**毎月**  
**第3日曜日 は 「家庭の日」**

だいじょうぶ  
みんながあなたの  
サポートー



子育てするなら山形県

 山形県

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県しあわせ子育て応援部 女性・若者活躍推進課

TEL 023(630)2694 FAX 023(632)8238

<http://www.pref.yamagata.jp/>